

平成25年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成25年9月4日（水）午前10時開議

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 平成25年9月 4日

至 平成25年9月20日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 報告第 5号 村道上の事故における損害賠償の専決処分報告について

日程第 6 議案第56号 工事変更請負契約の締結について

日程第 7 議案第57号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第58号 平成24年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第 9 議案第59号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第60号 平成25年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）

日程第11 認定第 1号 平成24年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第 2号 平成24年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第 3号 平成24年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第 4号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第 5号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第 6号 平成24年度白馬村水道事業会計決算認定について

日程第17 決算特別委員会の設置について

平成25年第3回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成25年9月4日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤亮輔	第7番	篠崎久美子
第2番	津滝俊幸	第8番	太田修
第3番	松本喜美人	第9番	田中榮一
第4番	伊藤まゆみ	第10番	太谷正治
第5番	太田正治	第11番	北澤禎二郎
第6番	太田伸子	第12番	横田孝穂

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田紘熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	横川宗幸	総 務 課 長	平林豊
住 民 課 長	倉科宜秀	上下水道課長	太田今朝治
観 光 課 長	篠崎孔一	教育課長兼スポーツ課長	松澤忠明
農 政 課 長	横山秋一	税 務 課 長	太田洋一
健康福祉課長	吉田久夫	建 設 課 長	山岸茂幸
総務課長補佐兼総務係長	横川辰彦	代表監査委員	小林勉

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田文敏

7. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長挨拶
- 5) 議案審議

報告第5号（村長提出議案）説明、質疑

議案第56号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第57号から議案第60号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

認定第1号から認定第6号まで（村長提出議案）説明、質疑

決算特別委員会を設置の上、付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。
 1. 報告第 5号 村道上の事故における損害賠償の専決処分報告について
 2. 議案第56号 工事変更請負契約の締結について
 3. 議案第57号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
 4. 議案第58号 平成24年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
 5. 議案第59号 平成25年度白馬村一般会計補正予算(第3号)
 6. 議案第60号 平成25年度白馬村水道事業会計補正予算(第3号)
 7. 認定第 1号 平成24年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について
 8. 認定第 2号 平成24年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
 9. 認定第 3号 平成24年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 10. 認定第 4号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 11. 認定第 5号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 12. 認定第 6号 平成24年度白馬村水道事業会計決算認定について
 13. 決算特別委員会の設置について

1. 開会宣告

議長（横田孝穂君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成25年第3回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（横田孝穂君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（横田孝穂君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

最初に、村長から第2回定例会において報告第4号で報告されました、平成24年度白馬村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書に訂正箇所がありましたので、お手元に訂正済みの繰越計算書も配付いたしましたので、これをもって報告第4号の訂正の報告といたします。

続いて、監査委員から平成25年5月分、6月分、7月分の一般会計、特別会計、水道事業会計の例月出納検査報告書が提出されております。

また、白馬村長から平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告がありました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会及び白馬山麓環境施設組合議会の開催状況について報告いたします。北アルプス広域連合議会平成25年8月定例会が8月22日及び23日に行われました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、白馬山麓環境施設組合議会平成25年第3回定例会が8月30日に行われました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

続いて、白馬村教育委員会から平成24年度対象事業の白馬村教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書が提出されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました請願並びに陳情は、お手元に配付いたしました請願文書表並びに陳情文書表のとおりですが、これらの文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、請願文書表並びに陳情文書表のとおり付託することに決定いたしました。

△日程第2 会議録署名議員の氏名

議長（横田孝穂君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第6番太田伸子議員、第7番篠崎久美子議員、第8番太田修議員、以上3名を指名いたします。

△日程第3 会期の決定

議長（横田孝穂君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙平成25年第3回白馬村議会定例会日程予定表のとおり、本日から9月20日までの17日間と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から9月20日までの17日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長（横田孝穂君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 平成25年第3回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員全員のご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

ことしの関東甲信地方は、平年に比べ15日早く7月6日ごろ梅雨明けしたとみられると気象庁は発表いたしました。梅雨前線や気圧の谷などの影響で曇りや雨の日が多く、7月下旬には、広い範囲で大気の状態が不安定となり、九州から北海道にかけて局地的に非常に激しい雨が降りました。先月も上下旬と記録的な大雨となり、河川の増水や土砂災害及び今月に入り突風も発生し、数名の方がお亡くなりになっております。ご冥福をお祈りするとともに、被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。

幸いにも、本村は大きな災害もなく安堵しているところでございます。

気象庁は、先月30日から特別警報の運用を開始いたしました。この特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に発表し、対象地域の方々に対して最大限の警戒を呼びかけるものであります。特別警報の対象となる現象例としては、東日本大震災、平成24年九州南部豪雨、平成23年台風12号、平成12年三宅島噴火などが該当いたします。

白馬村に特別警報が出た場合は、非常に危険な状態でありますので、周囲の状況や村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、直ちに命を守るための行動をとっていただくようお願いいたします。

次に、公共下水道事業受益者負担金問題であります。昨年12月に村長らが下水道事業受益

者負担金の徴収事務を怠り、時効により消滅させたことにより白馬村に損害が生じたため、損害賠償請求権を行使するよう住民請求が提出され、ことし2月に監査委員から監査結果に伴う勧告を受けました。

この勧告による措置を講ずるため、4月30日に公共下水道受益者負担金賠償判定審査会に諮問し、先月6日に答申書をいただき、12日にこの答申を踏まえ、該当職員等に損害賠償請求し、同日措置等について監査委員に通知するとともに、議員の皆様にも全員協議会で説明させていただきました。

また、ことし4月には、平成13年度に条例の一部改正をした受益者負担金から加入分担金への賦課替えについての住民監査請求が提出され、監査委員からの、条例及び規則については適当でないと推測されるが直ちに違法であるとは言えず「棄却」という監査結果に、請求人は不服として住民訴訟を行いました。今後は司法の判断により対応してまいりたいと思います。

公共下水道事業受益者負担金調査結果につきましては、「公共下水道事業受益者負担金に関するご報告」として、広報はくば8月号及び行政ホームページに掲載し、住民に周知したところがあります。また9月号では、時効消滅した未収金の住民監査請求の監査結果に伴う勧告に対して、村が講じた措置内容について掲載することとしています。今後も随時、広報はくば及び行政ホームページ等で掲載してまいります。

今回の下水道事業受益者負担金消滅時効にかかわる行政処分につきましては、本定例会会期中に処分ができるよう進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

さて、平成24年度白馬村普通会計歳入歳出決算状況であります。歳入総額66億8,264万6,000円、歳出総額64億7,567万9,000円となりました。

一般会計の歳入総額は47億5,024万4,000円、歳出総額は45億9,184万4,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源3,892万3,000円を除いた実質収支額は1億1,947万7,000円となりました。

構成比約3割を占める村税の収入総額は、14億5,830万2,000円で前年度に比べ6,439万3,000円、4.2%減少しております。

この要因は、3年に一度の評価替えによる固定資産税の減額によるものであります。税務課では精力的に差し押さえや公売を行うなど、債権回収に努めておりますが、観光産業を取り巻く経営状況は依然として厳しく、スキー観光を中心とした自治体では、全国的に見ても税の未収金の回収に苦慮している状況の中、現年度分の徴収率は91.7%で、前年度を1.1ポイント上回り、滞納繰越分は18.1%で前年度を0.8ポイント下回りました。合計では64.6%、前年度を0.2ポイント上回ることができました。

なお、固定資産税を中心として3,372万3,104円を税法上の規定により不納欠損処分とし、収入未済額は7億6,479万2,551円で、前年度に比べ7,014万円ほど減少し

ております。

地方交付税は17億5,852万7,000円で前年度に比べ4,354万2,000円、2.5%増加しております。

国民健康保険事業勘定特別会計の歳入総額は12億4,863万4,000円、歳出総額は12億1,429万6,000円で、実質収支額は3,433万8,000円であります。

後期高齢者医療特別会計の歳入総額は6,775万7,000円、歳出総額は6,756万9,000円で、実質収支額は18万8,000円であります。

下水道事業特別会計の歳入総額は5億7,908万5,000円、歳出総額は5億6,628万1,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源4万5,000円を除いた実質収支額は1,275万9,000円であります。

なお、時効を中断する措置をとっている場合を除き、既に時効消滅している平成19年度第3期分までの受益者負担金と所在不明により徴収困難な受益者負担金を合わせ、1億514万826円の不納欠損処分をしてあります。

農業集落排水事業特別会計の歳入総額は3,692万5,000円、歳出総額は3,568万9,000円で、実質収支額は123万6,000円であります。

財政力指数は0.457で、前年度より0.015ポイント減少し、実質公債費比率は3カ年平均数値14.4、単年度数値は12.91であり、公債費負担適正化計画による新規発行債の抑制などにより年々減少している状況であります。

財政構造の弾力性を判断する指標であります経常収支比率は81.9%で、前年度比2.4ポイント増となっております。

また、将来負担比率は21.9%で早期健全化基準の350%を大きく下回っていますが、今後も起債の借入れ、債務負担行為に基づく支出の抑制及び基金の積み立てに努力してまいりたいと考えております。

観光客の入り込み状況ですが、例年より一足早く梅雨明け宣言されましたが、7月中旬から下旬にかけて天候不順な日が多く、平地では15万5,000人、対前年比95.9%、登山関係は7,800人で対前年比86.7%でありました。8月の入り込みはまだ集計できておりませんが、比較的天候に恵まれ昨年と同程度の入り込みと想定しております。

また、8月31日まで2カ月にわたって開催した白馬Alps花三昧を初め、13日の白馬の夏まつり、14日の八方夏祭り、15日のYOSAKOI・花・白馬、夏の終わりコンサートなどのイベントにも大勢のお客様にお越しいただきにぎわいました。それぞれのイベントにご尽力いただいた皆様に感謝を申し上げます。

平成24年中の長野県下の外国人宿泊者数が先ごろ発表されました。白馬村の宿泊者数は4万4,000人余りで東日本大震災の影響により対前年比80%となりました。地域別では、オー

オーストラリアを主とするオセアニア諸国48%、アジア30%、ヨーロッパ、アメリカがそれぞれ10%の順になっております。長野県では、今月下旬に台湾やシンガポールでの誘致事業を計画しており、白馬村も小谷村と共同し現地での誘客活動を行ってまいります。

また、この冬のシーズンは昨年を上回る外国人観光客が見込まれる中で、ナイトシャトルバスの増便に係る経費を補正予算に計上させていただきました。

観光局の事務所は、かねてからの計画のとおり10月1日から白馬村多目的集会施設2階に移転してまいります。庄屋まるはちは、現在飲食関係の営業に向けて準備が進められており、年内には営業開始の予定となっております。

長野県では、総合5カ年計画に沿って「世界水準の山岳観光地づくり」を進めることとなり、有識者等で構成する研究会を7月に立ち上げ、研究対象地域の選定を進めてまいりました。その結果、大町市、白馬村、小谷村の3市村、木曾町、信越9市町村で構成する地域の3地域とすることが決まりました。

今年度は選定された候補地の現状や課題を抽出し、来年1月を目途に、世界水準の滞在型山岳観光の基本構想を取りまとめていく方針とお聞きしております。大町、白馬、小谷の3市村では、この事業を通じて、地域の資源を生かした滞在型観光地の形成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

総務課関係では、クリーンな観光地づくりを目的として、今年度新たに事業化しました電気自動車用の急速充電器設置事業につきましては、道の駅に1台設置する方向で検討を進めており、導入機種や事業費、補助金額等も固まってきたことから、補正予算に計上させていただきました。来月発注し、12月末までの完工を目指して事業を進めてまいります。

北アルプス広域連合で取り組んでいます一般廃棄物処理施設建設計画の進捗状況につきましては、先月、生活環境影響調査、地質調査及び測量業務の発注が終わり、今月からそれぞれの調査が始まっております。また、新一般廃棄物処理施設の愛称と施設の外觀や附属施設のあり方などについて、さまざまなアイデアをご提案いただくための「かんきょうレポーター」の募集を10月1日から31日まで行う予定であります。大勢の村民の皆様から応募していただければと思います。

健康福祉課関係では、旧岳の湯の利活用として取り組んでいます通所介護施設への用途変更に伴う工事関係であります。今月末の工期を控え、工事と並行して開所に向けた作業が行われております。現在の工事の進捗率は、概ね80%で、建築に関する内装、塗装仕上げ工事及び電気設備に関する器具取り付け工事を残すのみとなっております。今のところ9月20日以降で竣工検査を行い、引き渡しを受ける予定としているところであります。

また、施設運営の許可関係となる介護保険事業者指定申請につきましては、指定管理者の白馬村社会福祉協議会において指定許可申請書を8月1日付で長野県に提出し、これに係る現地調査

は9月20日に実施される予定で、デイサービスセンターとしての確認事項が行われた後に許可の運びとなります。

なお、指定開始日は10月1日で申請しておりますが、実際のサービス開始日は10月第1週の中で、現在最終調整を行っているところであります。

今年度より、村民の口腔内の健康増進を図るために取り組んでいます歯周疾患検診事業ですが、歯周病を初めとする歯周疾患は中高年以降の歯の喪失の原因として多くを占めており、初期には自覚症状に乏しく、症状を自覚した時には症状がかなり進行しており、歯の保存が困難となることが多く見られます。

そこで、歯周疾患の早期発見及び口腔保健意識と住民の健康水準の向上を図ることを目的として、節目の年齢である40歳から70歳の間に的を絞って、歯科医療機関による問診、口腔内一般検診、歯周組織検査、口腔衛生指導の歯周疾患検診を行い、適切な保健指導を行うものであり、業務については大北歯科医師会との契約により管内の歯科医師が実施いたします。

今年度の対象者は、平成25年4月1日現在白馬村に住民票を有し、平成25年度中に満40歳、50歳、60歳、70歳に達する517名で、検診委託料1名当たり4,000円のうち1,000円は受診者が負担し、3,000円は村が助成するというものであります。

次に、農政課関係の農産物では稲刈り時期が間近に迫ってきており、当地域では5月田植え時期の低温、梅雨入りしてからの少雨、梅雨明けと同時に一転しての長雨、そして猛暑と異常な気象変動が米やそばの作柄に与える影響を心配しているところでありますが、先日、村内主要農家の方にお聞きしたところ、水稻については収量がやや減少する恐れがあるものの、作柄はほぼ平年並みで注意報の出ている病害虫被害も大したことがない状況とのことであります。いずれにせよ、収穫の秋が豊作となることを念願しているところであります。

また、奈良井地域整備事業は今年度予定工事の農道整備は入札が終了し、間もなく着工の運びとなります。

特産品開発への助成は、食用ホウズキ、山ブドウ、陸ワサビなどの生産に取り組む団体から交付申請がされている状況であります。さらに、ベリー類など既存の特産品も含め、興味ある方を対象に先進地視察も実施しており、新たな特産品の開発を期待しているところであります。

林務関係では、6月19日未明の豪雨により林道細野線上部で路肩崩壊が発生しました。この黒菱に続く林道は夏季観光に資する路線であり、直ちに地元八方区の皆さんと応急措置を行い、県と協議し補助災害事業として認められるよう手続を進め、つい一昨日国の災害査定を受けたところであります。当復旧事業費は補正予算に計上させていただきます。

東部農業集落排水の公共下水道への統合事業につきましては、東部処理場から土合橋までの2工区は既に工事が完了し、土合橋から飯田交流センターまでの3工区は11月末、ポンプ設備は来年3月末竣工の予定で、平成26年4月1日からの供用開始を目指しているところであります。

す。

建設課関係では、繰越事業の白馬大橋修繕工事、村道0105号線オリンピック道路の舗装点検及び岩岳トンネルの点検業務は、既に発注を終え、工事、調査に着手しております。オリンピック道路の舗装修繕は、この点検結果をもとに、防災・安全交付金を財源に修繕工事を発注してまいります。

また、橋梁の長寿命化修繕計画に基づく橋梁点検業務につきましては、村道2203号線やちはら橋及び村道3102号線赤沢1号橋を対象とし、11月の調査完了を目指しております。

次に、景観に配慮した観光地づくりの一環として、白馬駅前周辺の無電柱化に向けた取り組みにつきましては、地元有志を初めとする推進団体及び長野県と共同しながら事業実施に向けた方策等を模索している状況であります。

地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」につきましては、昨年度まで白馬商工会が「松本糸魚川連絡道路建設促進実行委員会」で事業推進を図っていただきましたが、白馬村はもとより大北地域にとっても、緊急時の命をつなぐ道路、地域振興に資する地域を育む道となることから、より強く建設促進を図るため、先月30日に「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路白馬村建設促進期成同盟会」を立ち上げたところであります。

今後は、長野・新潟両県の関係者で組織する松糸道路建設促進期成同盟会及び長野県側の関係者で組織する長野県側ルート建設促進協議会とも共同し、建設促進を図ってまいります。

教育課関係では、夏休み期間中に南小学校北校舎床の改修工事及び北小学校の電話設備改修工事が終わり、中学校グラウンド改修工事は白馬村陸上選手権大会をはさみ、今月末に完成する運びとなっております。

スポーツ課関係では、夏の大イベントでありますスノーハープクロスカントリー大会が7月20日、21日に昨年を上回る2,500余名の参加を得て盛況に開催されました。また、サマーグランプリジャンプ大会が8月23日、24日にナイターで開催されました。23日は朝から大雨で600名の観客でありましたが、24日は天候にも恵まれ3,800名の観客で盛り上がり、久しぶりに葛西紀明選手が優勝して大会の開催意義が確認できた大会となりました。この冬はソチオリンピックが開催されますので、これにより弾みがついてくれればと期待をしたいものであります。

昨年改修したB&Gプールは、6月1日からの早期開館と9月末日までの利用期間の延長及び水温の上昇を助けるためのボイラーの設置等により、より快適に水泳を楽しめる施設となったことで、水泳教室や夏期合宿など利用者が増加し、8月25日現在3,695名の利用者となっております。

文部科学省は、トップレベル競技者が同一の活動拠点で集中的、継続的にトレーニング、強化活動を行うための活動拠点として、オリンピック競技及び高地トレーニングについて既存の施設

を「ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設」として指定しております。今回、冬季競技種別の一つであるノルディック複合について指定施設の公募があり、長野県と連名で公募申請書を提出してあります。指定期間は、指定された日から平成30年3月31日までとなっております。指定施設に選定されれば、競技別強化拠点施設活用事業を有効に活用していきますが、環境整備も必要となっております。

次に、白馬高校の関係であります。さきの6月議会定例会でもご報告したとおりであり、繰り返しのようになりますが、白馬高校では平成25年3月の卒業生数は60名で、4月の入学者数は54名でありました。この結果、平成25年度の全校生徒数は155名となり、平成19年6月に長野県教育委員会が発表した「高校改革プランの進め方」の再編基準に抵触し、2年間続くとキャンパス化となってしまうこととなります。

このような状況に陥ることを危惧し、白馬、小谷両村の行政、教育、経済全般にわたる関係者等で構成される白馬高校を育てる懇話会は、昨年6月に白馬高校魅力づくり検討委員会に対し、白馬高校のこれからのあり方について諮問いたしました。

魅力づくり検討委員会では、本年1月まで7回にわたる検討を行い、普通科志望の生徒は都市部に集中することから、普通科以外の専門学科設置により生徒確保を図るべく、観光業を中心に発展してきた白馬、小谷地域の特性を生かし、現行の普通科2クラスのうち1クラスを観光学科に転換し、全国を含め広域からの生徒募集を行う必要があるとする中間報告をまとめました。

これを受け、懇話会代表の私と小谷村長で3月に県教育委員会教育長に対し「長野県白馬高等学校に新学科（観光学科）の設置等に関する要望書」を提出いたしました。

本年度に入り白馬高校魅力づくり検討委員会は、カリキュラムや地域との連携のあり方等、観光学科設置についての具体案について村民の傍聴や意見もいただき検討を続け、8月7日に最終答申をまとめ、8月21日に開催された白馬高校を育てる懇話会で、この答申を全員の賛成により承認したところであります。

そして8月26日に懇話会代表の両村の村長、議長等で県教育委員会教育委員長、教育長、高校教育課長に要望書を手渡すとともに知事、総務部長、財政課長にも財政的支援のお願いをいたしました。いずれにしても当面の課題は、来年度入学者の確保にあります。生徒の募集に白馬高校の教員や在校生を中心に高校の魅力について情報発信するとともに、懇話会や村でもサポートできるところは実施してまいりたいと考えておりますので、議会の皆様のご支援もよろしくお願いいたします。

本定例会に上程いたします案件は、報告1件、議案5件、認定6件であります。議案等につきましては、担当課長に提案説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げ、本定例会の開会に当たりましてのご挨拶といたします。

ありがとうございました。

議長（横田孝穂君） これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第5 報告第5号 村道上の事故における損害賠償の専決処分報告について

議長（横田孝穂君） 日程第5 報告第5号 村道上の事故における損害賠償の専決処分報告についての報告に入ります。

報告を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 報告第5号 村道上の事故における損害賠償の専決処分報告につきましてご説明いたします。

村道上の事故における損害賠償につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

別紙をごらんいただきたいと思っております。

平成25年5月13日猪股氏所有の車両が村道を走行中、路面の穴に左前タイヤを落とし、タイヤとホイールを損傷したものであります。当事者間におきまして示談による和解の成立により損害賠償額を4万8,500円と定め、平成25年6月4日に専決処分をしました。

以上であります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で、日程第5 報告第5号は終了いたしました。

△日程第6 議案第56号 工事変更請負契約の締結について

議長（横田孝穂君） これより議案の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第6 議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。議案第56号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、日程第6 議案第56号の委員会付託を省略する件は可決されました。

したがって、議案第56号は委員会付託を省略し、質疑、討論、採決することに決定いたしました。

日程第6 議案第56号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸建設課長。

建設課長（山岸茂幸君） 議案第56号 工事変更請負契約の締結について。

次のとおり工事変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、平成24年度地方道更新防災等対策事業、橋梁修繕工事、村道0105号線白馬大橋2工区。

2、変更金額、変更前の契約金額は4,977万円、変更増加額を82万9,500円とし、変更後の契約額を5,059万9,500円としたいものでございます。

契約の相手方は、白馬村大字神城6848番地5、姫川建設株式会社代表取締役西沢信男でございます。

増額の理由としまして、平成23年度に策定しました橋梁長寿命化修繕計画に基づき、国庫補助金の交付を受けて工事をさせていただいております村道0105号線白馬大橋2工区につきまして、橋梁の構桁部分の塗装修繕を行ってまいりました。表面の塗装を除去しましたところサビの発生していた面積が当初設計において想定しておりました全塗装面積の50%よりも多いことが目視の確認により判断されました。橋梁の寿命を延ばすために防サビ防錆塗装を初めとする塗装工程の増加が必要となったことから82万9,500円の増額をお願いしたいものです。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第56号 工事変更請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第57号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について

議長（横田孝穂君） 日程第7 議案第57号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） 議案第57号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

1枚おめくりをいただきたいと思います。

白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例。

昭和34年白馬村条例第3号の一部を次のように改正するものでございます。

スポーツ推進計画の策定に伴いまして、スポーツ推進計画策定委員の報酬を月額6,100円、半月額3,800円と定めたものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第8 議案第58号 平成24年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議長（横田孝穂君） 日程第8 議案第58号 平成24年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田上下水道課長。

上下水道課長（太田今朝治君） 議案第58号 平成24年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

平成24年度の未処分利益剰余金の処分につきましては、前年度繰越利益剰余金773万1,597円に当年度純利益1,568万7,840円を合わせた、当年度未処分利益剰余金2,341万9,437円のうち、800万円を減債積立金に、1,100万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、残額の441万9,437円は翌年度繰越利益剰余金として処分をしようとするもので、地方公営企業法第32条第2項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第9 議案第59号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第3号）

議長（横田孝穂君） 日程第9 議案第59号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 議案第59号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,328万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を48億225万9,000円とするものであります。

7ページ、歳入明細をごらんください。未熟児養育医療負担金が7,000円、母子保健衛生費国庫負担金が60万円、林道細野線の災害復旧による国庫負担金が210万円、幼稚園就園奨励費補助金143万4,000円であります。

8ページ、母子保健衛生費県負担金が30万円、6次産業化ネットワーク交付金が4万5,000円であります。雑入2,129万円の増額は、頂上宿舎天狗山荘、八方池山荘の雪害修繕による損害保険料839万9,000円と北アルプス広域連合介護保険負担金の精算分458万円、過年度還付金458万8,000円及びEV高速充電器設置による次世代自動車振興センターからの補助金370万円が主なものであります。災害復旧費190万円は、林道細野線の災害復旧による借入れであります。

以上が特定財源であり、不足分として繰越金2,560万6,000円を計上してあります。

次に10ページ、歳出明細をごらんください。一般管理費119万2,000円の増額は、情報公開事務事業評価、地域公共交通会議委員等の報酬及び弁護委託料であります。

財産管理費204万5,000円の増額は、庁舎及び多目的集会施設の避難誘導灯の修繕と観光局の移転による看板、パンフレット置き場等の改修であります。

企画費150万円の増額は、地域づくり事業補助金の限度額をふやしたことによるものであります。

いこいの杜借上料は、賃借料の見直しによる減額であります。

戸籍住民基本台帳費339万7,000円の減額は、戸籍副本構築委託料を村単独で予算計上しておりましたが、戸籍サーバを広域で共同化しているため戸籍副本管理システムの構築後、北アルプス広域連合で行うことになったためであります。

スポーツ事業費の施設管理費331万円の増額は、スノーハープコースの排水升管の修繕とジャンプ競技場の助走速度表示機器の修繕であります。

スポーツ事業振興費153万1,000円の増額は、名木山ミディウムヒルスタート台の修繕とFISクロスカントリーコース公認委員長の査察に伴う経費であります。

12ページ社会福祉総務費69万8,000円の増額は、職員1名の療養休暇による臨時職員の賃金であります。

社会福祉施設費809万2,000円の増額は、特養ライフ松川の建設と鹿島荘運営に係る北アルプス広域連合への負担金が主なものであります。

介護保険費21万1,000円の増額は、介護川柳大会に係る経費であります。

保育所費32万2,000円の増額は、しろま保育園と子育て支援ルームの運営経費であります。

保健予防費145万1,000円の増額は、前年度がん検診の精算による国庫補助金の返還金と未熟児養育医療給付制度による申請がふえたことによるものであり、特定財源として国庫、県負担金を見込んでおります。

14ページ、塵芥処理費894万8,000円の増額は、清掃センターの焼却炉ガス冷却塔耐火物修繕に伴う白馬山麓環境施設組合の負担金と10件分の生ごみ施設生ごみ処理機の購入補助であります。

し尿処理費21万2,000円の増額は、クリンコスモの温水ヒーター修繕に伴う白馬山麓環境施設組合への負担金であります。

環境政策費215万7,000円の増額は、EV充電器設置に係る経費で特定財源として次世代自動車振興センター補助金を見込んでおります。

農業費202万4,000円の増額の主なものは、神城多目的集会施設の雨漏りによる屋根の修繕と6次産業化ネットワーク活動事業費であり、6次産業化につきましては、特定財源として県の補助金を見込んでおります。

林業振興費61万5,000円の増額は、林道白馬小谷東山線の補修工事費であります。

16ページ、観光費1,092万7,000円の増額は、頂上宿舎天狗山荘、八方池山荘の雪害修繕915万4,000円、飯森神社塩の道看板の修繕等で30万5,000円、ナイトシャトルバスの増便に伴う運行委託料77万1,000円が主なものであります。

なお、頂上宿舎等雪害による修繕につきましては、特定財源として損害保険料を見込んでおります。

河川総務費24万6,000円の増額は二股入沢砂防連絡協議会現地調査に係る経費であります。

都市計画費46万5,000円の増額は、大出公園遊歩道の補修等であります。

18ページ、住宅管理費8万4,000円の増額は、村営住宅団地内の遊具点検料であります。防災費14万6,000円の増額は、無線局の定期検査委託料であります。

教育総務費338万6,000円の増額の主なものは、補助対象者が18名ふえたことによる幼稚園就園奨励費補助金271万2,000円で、特定財源として国庫補助金を見込んでおりま

す。

小学校管理費 61万3,000円の増額は、パソコン環境整備とプール雑菌器の修繕で、中学校管理費 17万円はランチルーム窓ガラスの修繕等であります。

なお、窓ガラスの修繕につきましては特定財源として損害保険料を見込んでおります。

20ページ、社会教育費 23万6,000円の増額は、白馬村図書館のボイラー、トイレの修繕等であります。

保健体育費 127万円の増額は、北部トレセンの修繕とウイング 21 トレーニングルームにあるエアロバイクの故障によるバイク 2 台の購入費であります。

農林業施設現年発生林道施設災害復旧費 475万6,000円の増額は、6月下旬梅雨前線豪雨による林道細野線の災害復旧経費であり、特定財源として国庫補助金と村債を見込んでおります。

次に4ページ、地方債の追加につきましては、林道細野線の災害復旧によるものでありまして、利率 3.5%以内で借入れを予定しております。

以上であります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第10 議案第60号 平成25年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）

議長（横田孝穂君） 日程第10 議案第60号 平成25年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田上下水道課長。

上下水道課長（太田今朝治君） 議案第60号 平成25年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

今回の補正は、二股浄水場の塩素・苛性ソーダの注入ポンプ施設が故障したための修繕費の増額と地方公営企業法に基づく会計基準の見直しにより、消火栓設置工事を営業費用の受託工事費から建設改良費の配水設備工事費に組み替えるものでございます。

1ページをごらんください。収益的収支の収入ですが、受託工事収益が290万円の減額で、その他営業収益が150万円の増額です。

2ページの支出ですが、浄水費の修繕費が136万5,000円の増額、受託工事費の工事請負費が75万円の減額、材料費が65万円の減額です。

3ページの資本的収支の収入ですが、工事負担金が140万円の増額です。

4ページの支出ですが、建設改良費の工事請負費が75万円の増額で、材料費が65万円の増

額でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第57号から議案第60号までは、お手元に配付いたしました平成25年第3回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号から議案第60号までは、常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

これより認定案件の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第11 認定第1号から日程第16 認定第6号までを一括議題としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までは一括議題とすることに決定いたしました。

△日程第11 認定第1号 平成24年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第12 認定第2号 平成24年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第13 認定第3号 平成24年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第14 認定第4号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第15 認定第5号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第16 認定第6号 平成24年度白馬村水道事業会計決算認定について

議長（横田孝穂君） 最初に、日程第11 認定第1号 平成24年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。それでは、平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 認定第1号 平成24年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定につきましてご説明いたします。

私からは、歳入全般と議会、会計、監査、総務課所管の支出につきまして、その概要を説明し、

その他の歳出につきましては担当課長が順次説明をいたします。

それでは、平成24年度歳入歳出決算書78ページをごらんいただきたいと思います。

歳入総額が47億5,024万4,000円、歳出総額が45億9,184万4,000円で、歳入歳出差引額は1億5,840万円、繰越明許費繰越額は3,892万3,000円、実質収支額は1億1,947万7,000円、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は2,500万円となりました。

5ページをごらんください。まず、歳入でありますけれども、村税は14億5,830万2,098円で、内訳は村民税が3億3,647万8,501円、固定資産税が10億9万7,875円、軽自動車税が2,339万9,800円、村たばこ税が6,553万3,559円、入湯税が3,279万2,363円であります。

6ページ、地方譲与税は7,307万1,100円、地方消費税交付金が1億1,510万1,000円、自動車取得税交付金が1,957万5,000円、地方特例交付金が308万5,000円、地方交付税が17億5,852万7,000円であります。

8ページ、分担金及び負担金は5,126万6,460円で、負担金は道路改良に伴う地元分担金887万9,000円で、負担金の主なものは老人福祉施設入所者負担金464万5,600円、保育所延長一時保育料負担金3,411万7,060円であります。使用料及び手数料は7,212万272円で、使用料の主なものはスノーハープ使用料137万3,700円、ジャンプ競技場リフト使用料3,419万9,040円、ケーブルテレビIRU契約利用料398万1,432円、ケーブルテレビ施設保守費等指定管理者負担分の利用料533万8,654円、デマンドタクシー使用料233万4,900円、オリンピック記念館入館料300万7,316円、公有財産占用料662万332円、ウイング21等体育施設使用料720万1,525円であり、手数料の主なものは戸籍住民手数料405万1,450円あります。

10ページ、国庫支出金は2億6,267万653円で、国庫負担金1億5,755万7,785円の主なものは被用者・被用者児童手当負担金5,041万410円、被用者中学校終了前特例給付負担金4,996万2,493円、国民健康保険保険基盤安定負担金465万4,216円、障害者自立支援給付負担金3,963万1,000円、農地農林施設災害復旧負担金1,159万3,000円あります。国庫補助金1億217万6,000円の主なものは、次世代育成支援対策交付金418万2,000円、浄化槽整備事業費補助金が475万4,000円、道路改良等に伴う社会資本整備総合交付金が8,251万9,000円、伝統的建造物群保存対策事業補助金675万4,000円あります。

国庫委託金293万6,868円の主なものは、国民年金費事務委託金290万1,734円あります。

11ページの下段になりますが、県支出金は2億4,730万9,241円で、12ページ県負担金9,237万4,536円の主なものは被用者・非被用者児童手当負担金1,169万998円、被用者中学校終了前特例給付負担金1,147万833円、国民健康保険保険基盤安定負担金3,485万2,845円、後期高齢者医療基盤安定負担金1,370万662円、障害者自立支援給付負担金2,009万7,648円であります。

県の補助金8,774万9,713円の主なものは、オリンピック施設起債償還費等の補助金1,038万2,000円、緊急雇用創出事業補助金1,492万2,500円、地域発元気づくり事業補助金298万1,000円、身障者医療給付事業補助金859万2,000円、障害者自立支援対策特別対策補助金333万1,800円、乳幼児医療給付事業補助金440万4,000円、放課後児童健全育成事業補助金209万3,000円、合併浄化槽整備事業補助金490万2,000円、中山間地域等直接支払事業交付金472万円、14ページになりますが、森林整備地域活動支援交付金409万6,440円、地籍調査事業補助金493万2,000円、電源立地地域対策交付金450万8,000円であります。

15ページ、県の委託金6,718万4,992円の主なものは、ジャンプ台管理委託金4,010万円、県民税徴収委託金1,520万8,873円、衆議院議員総選挙事務委託金669万7,714円、除雪委託金188万101円であります。

財産収入2,312万1,217円の主なものは、村有地貸付収入326万8,325円、山小屋貸付収入1,000万円、16ページ、村有地売払収入472万1,088円あります。

寄附金646万円は、ふるさと白馬村を応援する寄附金であります。

繰入金2,844万8,872円は、スキースポーツ育成振興基金繰入金340万円。ふるさと白馬村を応援する基金繰入金370万円、義務教育施設整備基金繰入金2,000万円、住民生活に光をそそぐ基金繰入金134万8,872円あります。

繰越金は1億3,409万5,598円あります。

諸収入1億8,150万9,217円の主なものは、村税延滞金1,824万4,209円あります。

18ページに入ります。商工振興資金預託金回収金2,000万円、検診手数料330万3,000円、衛生手数料249万5,030円、ごみ袋販売手数料958万9,630円、粗大ごみ処理手数料630万1,552円、消防団員退職報償金387万6,000円、損害保険料711万5,791円、介護給付金1,816万836円、市町村振興協会市町村交付金547万3,310円、スポーツ拠点づくり推進事業助成金400万円、北アルプス広域介護保険負担金の精算分223万8,000円、広域連合過年度還付金226万1,000円、介護保険地域支援事業受託金2,273万9,000円、コミュニティ助成金500万円、SAJオリンピック施設整備補助金500万円、B&G財団助成金3,008万7,000円あります。

村債3億994万4,000円の主なものは、20ページに入りますが、臨時財政対策債5,044万4,000円、辺地対策事業債5,880万円、地方道路等整備事業債6,500万円、緊急防災・減災事業債4,270万円であります。

次に22ページ、歳出であります。議会費7,175万9,733円は、議員11名の報酬、手当、職員2名及び臨時職員1名分の人件費が主なものであります。総務管理費の一般管理費2億1,285万8,603円は、特別職2名、一般職13名及び臨時職員1名分の人件費が主なものであります。

25ページ、財産管理費4,767万8,504円は、庁舎等の維持管理経費で主なものの内容は、庁舎管理賃金492万円余り、燃料費568万円余り、光熱水費549万円余り、避難誘導灯蓄電池の交換、トイレ漏水修理など修繕費488万円余り、建物災害共済保険料502万円余り、神城駅乗車券販売業務委託料300万円。

26ページいきますが、庁舎玄関アプローチ、トイレ修繕工事819万円余り、公用車2台の購入費172万円余りであります。

交通安全対策費48万円は、交通安全協会への補助金であります。

防犯対策費40万円は、防犯協会への補助金であります。姉妹都市提携費471万4,218円は、静岡県河津町、和歌山県太地町との交流経費であります。

企画費4,973万4,913円の主な内容は、ユーテレの番組制作委託料378万円、電柱添架料533万円余り、いこいの杜賃借料800万円、八方体育館トイレバリアフリー整備事業311万円余り、北アルプス広域経常費負担金913万7,000円、地域づくり事業補助503万円、コミュニティ事業助成500万円であります。

28ページ、会計管理費278万5,834円は、口座振替窓口収納業務の手数料99万円余り、大北農協役場出張所負担金70万円が主なものであります。

電算業務費2,676万1,935円の主な内容は、電算総合行政システム業務委託料1,024万円余り、システム改修委託料654万円余り、システム共同化負担金667万3,000円であります。

次に31ページ、選挙管理委員会費17万9,400円は、選挙管理委員の報酬が主なものであります。

明正選挙推進費6万3,600円は、推進委員の報酬であります。

白馬村土地改良区総代選挙費6万5,300円は委員報酬が主なものであります。

衆議院議員選挙費678万5,558円は衆議院議員選挙に伴う経費であります。

32ページ、統計調査総務費77万6,092円は学校基本調査、工業統計、輸出生産調査、経済センサス、就業構造基本調査、住宅土地基本調査の経費が主なものであります。

監査委員費56万6,040円は監査委員の報酬が主なものであります。

次に48ページ、温暖化対策費70万8,761円は、太陽光発電設備設置補助が主なものであります。

次に、61ページの下段になります。消防費、非常備消防費2,550万4,841円の主な内容は62ページに入りますが、消防団員報酬が603万2,000円、消防団員等公務災害補償掛金530万円余り、消防団員出動賃金588万円余り、消防団員退職報償金374万2,000円であります。

広域常備消防費1億2,377万9,600円は、北アルプス広域連合への負担金等でありませぬ。

消防施設費1,068万3,125円の主な内容は、4基の消火栓の取りかえ工事120万円、南部分団小型動力ポンプ付積載車1台の購入費667万8,000円、消火栓管理負担金150万円であります。

防災費1,158万795円は、地域防災計画策定業務委託料992万円余りが主なものであります。

次に76ページ、公債費6億6,796万7,070円は、長期債元金5億8,492万円余りと利子8,304万円余りであり、年度末の地方債現在高は53億5,837万5,000円となっております。

諸支出金1,016万4,894円は、財政調整基金、減債基金、ふるさと白馬村を応援する寄付金に基づく積立金及び地域情報化施設基金への積立金であります。

次に79ページ、公有財産に関する調書でありますけれども、土地につきましては、寄附等により約16ヘクタール増、建物につきましては増減はありませんでした。

80ページ、基金の現在高であります、財政調整基金が7億5,416万円余り、減債基金が3億3,457万円余り、福祉基金が1億5,472万円余り、義務教育施設整備基金が1億998万円余りで、平成24年度末基金の合計は14億5,477万4,114円となっております。

以上で、私からの説明を終わらせます。

議長（横田孝穂君） ただいまより5分間休憩といたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時22分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

太田税務課長。

税務課長（太田洋一君） それでは28ページをお開きください。2項徴税費について説明いたします。

1目税務総務費は6,536万2,245円で、主な支出は9名分の職員の人件費でございます。

す。

29ページの2目賦課徴収費は3,140万7,772円の支出済額です。7節賃金ですが、235万1,000円余りで、臨時職員長期1名分、短期2名分の賃金でございます。

13節委託料は1,262万3,000円余りでございます。内訳ですが、不動産鑑定評価委託料は公売のための鑑定評価です。2つ下の土地鑑定評価委託料は固定資産税の土地の課税のための鑑定評価です。賦課徴収業務電算委託料が1,133万1,000円余りですが、各税の課税業務、収納業務にかかわる電算委託料でございます。

14節使用料及び賃借料はハード・ソフトウェアリース料で191万7,000円余りで、はがきの圧着機、滞納整理システムのリース料でございます。

ページをめくっていただきまして30ページにまいります。19負担金補助及び交付金ですが、301万4,000円は長野県地方税滞納整理機構の負担金で委託件数は20件分でございます。

22節補償金補填及び賠償金ですが、762万8,000円です。これは3月議会で補正をいただきましたが、固定資産税の家屋分に関し、所有者が個人名と法人名が違っていたもの、個人名と共有者名が違っていたものの6件に関する補填金の支払いでございます。

23節償還金利子及び割引料は、村税還付金及び還付加算金で264万5,000円余りでございます。

税務課関係につきましては、以上でございます。

議長（横田孝穂君） 次に、倉科住民課長。

住民課長（倉科宜秀君） 住民課関係について説明をいたします。30ページをお願いします。

3項1目戸籍住民基本台帳費は2,688万4,977円の支出で、職員の人件費、戸籍住民基本台帳、印鑑登録等の電算システムに関するリース料と保守管理委託料、戸籍情報システム共同化の維持管理費用に対する北アルプス広域連合への負担金が主な支出でございます。

少し飛びますが、40ページをお願いします。3款1項6目住民総務費は1億9,368万3,376円の支出です。19節負担金では、後期高齢者療養給付費負担金が6,670万円余り、28節繰出金では国民健康保険への繰出金が9,660万円余り、41ページになります。後期高齢者医療への繰出金、1,900万円余りなどが主な支出でございます。

7目福祉医療費は4,264万5,322円の支出で、20節扶助費にあります15歳以下の乳幼児や重度心身障害者ほかの皆様への医療費自己負担分に対する給付費が主なものでございます。

また少し飛びますが、44ページをお願いします。3項1目年金総務費は441万8,307円の支出で、国民年金事務に関する人件費が主なものでございます。

4款1項1目環境衛生費は6,510万5,150円の支出で、職員の人件費、雑排水の収集

処理委託、公衆トイレの維持管理費、ごみ処理広域化に伴う北アルプス広域連合への負担金、落倉と嶺方の簡易水道建設費用に対する水道事業会計への補助金などが主なものでございます。

また、飛びますが、47ページをお願いします。2項1目塵芥処理費は1億6,359万315円の支出で、指定ごみ袋の製作費、地区集積場からの収集運搬や粗大ごみの処理委託料3,870万円余り、清掃センターとふれあいの杜の土地賃貸料、清掃センターの維持管理に対する負担金、1億1,190万円余りなどが主な支出でございます。

48ページをお願いします。2目し尿処理費は9,602万6,000円でクリーンコスモ姫川の維持管理に対する負担金でございます。

以上で、住民課関係の説明を終わります。

議長（横田孝穂君） 太田上下水道課長。

上下水道課長（太田今朝治君） 上下水道課所管分について説明をいたします。

それでは45ページをお開きください。19節負担金補助及び交付金、合併処理浄化槽整備事業補助金でございますが1,470万6,000円です。これは合併浄化槽の標準設置工事費の約4割を国・県・村で3分の1ずつ補助するもので、24年度は、5人槽14基、7人槽7基、10人槽1基、30人槽1基、50人槽1基、60人槽1基の計25基に補助金を支出いたしました。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 吉田健康福祉課長。

健康福祉課長（吉田久夫君） 健康福祉課関係についてご説明いたします。35ページをお開き願います。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は7,503万8,354円で職員の人件費や社会福祉協議会への運営補助金2,379万円ほどが主なものでございます。

次に、2目老人福祉費は5,107万4,319円の支出となっており、主なものは次の36ページをお開きください。13節委託料の乗合タクシーの運行、配食サービス事業及び在宅介護支援センター運営等に関する支出と20節扶助費の養護老人ホームなど福祉施設への入所に関する措置費が主なものでございます。

3目障害福祉費は8,944万8,756円で、主なものは右の37ページの20節扶助費の自立支援給付費7,710万円余りで、この内容は訓練給付といった就労支援への給付が多くを占めており、そのほかには介護給付、補装具給付や療養介護医療及び施設等への通所にかかわる給付が主なものでございます。

38ページをお開きください。4目社会福祉施設費は、3,126万9,894円の支出で、保健福祉ふれあいセンターの維持管理費用と19節負担金補助及び交付金の中の北アルプス広域連合への鹿島荘の運営費、特別養護老人ホーム等の建設及び建設償還費に対する負担金の合計

1, 730万円余りとNPO法人が白馬村に開設いたしました宅幼老所等整備事業としての施設整備に対する補助金約740万円が主なものでございます。

39ページをごらんください。5目介護保険費は1億7,711万2,857円の支出で、40ページをお開きください。19節負担金補助及び交付金の中の北アルプス広域連合が行っております介護保険運営に対する負担金や社会福祉協議会への居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターへの運営費用に対する負担金が主な内容でございます。

次に、41ページをごらんください。2項1目児童福祉総務費は539万2,144円の支出で、放課後児童クラブに関する支出となっており、そのほとんどは指導員の人件費となっております。

42ページをお開きください。2目子育て支援費は1億4,728万3,038円の支出で、20節扶助費の子ども手当及び児童手当の1億4,700万円余りが主なものでございます。3目保育所費は1億3,316万3,146円でしろうま保育園と子育て支援ルームの運営費でございます。支出の8割が保育士職員を初めとする代替等を含む臨時職員の人件費となっております。

少し飛びましてを45ページをお開きいただきたいと思います。4款1項2目保健予防費は5,032万4,157円の支出で、主なものは職員の人件費と46ページをお開きください。13節の委託料で各種がん検診、乳幼児健診、各種予防接種などに関連する費用となります検診等委託料が主なものでございます。

47ページをごらんください。3目医療対策費は924万7,130円で、19節負担金補助及び交付金の休日や夜間の救急医療及び冬期のスキー傷害診療に対する負担金などが主なものとなっております。

以上で、健康福祉課関係の説明を終わらせていただきます。

議長（横田孝穂君） 横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） それでは農政課関係について説明いたします。

48ページをお開きください。5款農林業費の支出2億1,068万9,597円の主な内容について説明をさせていただきます。

1項農業費1目農業委員会費は1,213万6,856円の支出で、担当職員の人件費、14名の農業委員報酬、農政システムの電算委託料が主な支出でございます。

49ページをお願いいたします。2目農業総務費は3,377万7,701円の支出で、農政係職員の人件費が主な支出で、その他団体負担金、農政係が使用する公用車の経費が含まれております。

3目農業振興費は、1,687万9,796円の支出でございます。11節需用費は、農政課で管理しております神城多目的集会施設、農業体験実習館に係る光熱水費、燃料費等ございま

す。13節委託料は、白馬産米カドミウム濃度調査委託や残雪処理対策が主な支出でございます。

50ページをお願いいたします。19節の負担金補助金1,273万円1,000円は、中山間地域等直接支払交付金や村農業再生協議会の産地づくり対策事業交付金会計への米生産調整等負担金、同じく再生協議会への戸別所得補償制度推進事業費補助金が主なものでございます。

4目農地費1億1万3,183円の支出は、農業基盤整備全般に係る費用でございます。13節委託料443万5,000円は、小水力発電施設導入検討のための概略設計委託、14節使用料、15節工事請負費は、いずれも農地や水路の修繕、土砂の除去等に係る重機借り上げや修繕工事費が主なものであります。

51ページ、17節公有財産購入費2,986万4,000円は奈良井地区整備事業の用地購入費で、24年度につきましては約3.6ヘクタールの用地を取得しております。19節負担金補助金3,779万5,000円は、県営の小水力発電施設整備に対する負担金1,950万円、過去の土地改良事業における償還助成1,211万9,000円などが主な支出で、農業集落排水事業会計への繰出金もこの農地費に含まれております。

次に、5款2項林業費について説明いたします。林業振興費は、1,831万7,692円の支出となっております。13節委託料471万3,000円は、白馬猟友会に対する有害鳥獣駆除の委託、カシノナガキクイムシの被害にあった立木の伐倒駆除などに関する支出であります。

52ページをおめくりください。15節工事請負費287万5,000円は、林道細野線の補修及び林道青鬼線の舗装工事に係る支出であります。19節負担金補助金959万1,000円は、森林経営計画作成促進、森林整備の作業集約化、作業方法の改良活動に関する森林整備活動支援交付金、また間伐事業に対する村の独自のかさ上げ補助金、電気柵設置に係る有害鳥獣被害防止対策協議会への負担金、ペレットストーブ購入補助が主なものでございます。

続いて、5款3項地籍調査費について説明いたします。1目地籍調査事業費は2,956万4,369円で、地籍調査担当職員の人件費、臨時職員の人件費のほか、数値測量業務の委託料821万1,000円が主な内容となっております。24年度は八方口地籍を中心とした北城17区の調査に新規で取りかかりました。また、前年からの継続で北城15区、16区の調査を実施しております。

決算書のページ飛びますけれども、75ページをお願いいたします。75ページ下段、10款災害復旧費1項1目現年発生林道施設災害復旧費について説明をいたします。支出額は1,463万5,000円で、平成23年6月の豪雨による林道細野線災害復旧事業で事業実施を24年度に繰り越した箇所に係る監督補助委託料と工事費で257万3,000円、また、平成24年7月の豪雨による林道白馬小谷東山線災害復旧事業で復旧工事自体は25年度に繰り越しておりますが、実施いたしました測量設計の委託料と一部工事費の前払い分合わせて1,206万2,000円を支出しております。

以上で、農政関係の説明を終了といたします。

議長（横田孝穂君） 篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） それでは53ページ後段からになります。6款の観光商工費について説明をいたします。

まず、観光総務費でございますけれども、こちらの項目では人件費、この人件費は3名分であり、2名分は観光局の派遣職員を含んでおります。

次の54ページの支出の大きなところで言いますと、17の公有財産購入費でございますけれども、県の観光協会を通じましての施設整備の事業に3事業の償還をしており、償還年度は9年間で償還しております。24年度の金額がそれぞれ3項目で記載してございます。

負担金で、総務費の負担金が少し増額になっておりますけれども、24年度から夏まつりの花火の分につきまして、地域おこし150万円をこちらで支出をしてございますので、対比をしますと増額となっております。

続いて、観光施設の整備費についての説明でございます。こちらの主な支出事業内容は3点ございます。1つは平地の観光施設に関係をいたします管理整備費で約600万円、続いて山岳観光の山小屋等の関係、あるいは登山道の補修に関係いたします事業に1、100万円ほど、記念館の維持管理に関係する事業に860万ほど円支出し、総額で2、590万余りを支出をしている内容でございます。

続いて、55ページでございます。観光宣伝の振興費でございます。こちらは大きな事業としては2項目、1つは21観光戦略事業ということで8、400万円余りを支出をしてございます。その中では観光局1の負担金の7、800万円余り、観光に関連をいたします観光団体への負担金で410万円余り、新たに設定いたしました白馬村キャラクターの事業に220万円ほど支出をしてございます。

それから海外の観光客の受け皿整備事業ということで300万円ほど支出をしてございますけれども、その主な内容はナイトシャトルバスの運行管理費用や観光交通システムの検討委員会等への支払いでございます。

続いて、56ページの観光浄化対策の費用でございます。こちらの支出の内容はスキー場の安全管理対策に関係する費用、あるいは山岳の美化対策、八方の自然研究路の管理やトイレの關係にいたします費用として支出をいたしました。

続いて、観光特産費でございます。主な内容としましては、道の駅白馬の振興に関する事業費で260万円ほど。その内容としましては、道の駅の管理、あるいは土地の賃借料でございます。また、特産振興ということで観光と農業の振興事業に250万円ほどを支出をし、みそ加工や特産品開発の促進事業とし、商工会に対してそばの普及振興に200万円の負担をいたしました。

遭難対策費でございますけれども、登山相談所の開設や遭難対策センターの管理費用でございます。

2項の商工費の商工振興費でございます。主な支出内容は商工振興事業として3,200万円ほど支出してございますけれども、支払先は商工会への負担であったり、融資制度に伴う保証料あるいは預託金であります。

また、2年目になりました住宅リフォームの助成事業に2,800万ほどの支出をいたしました。当初予算3,000万円に対して実績として記載の2,800万円余りの交付金を支出したという内容でございます。

観光関係の説明は以上です。

議長（横田孝穂君） 山岸建設課長。

建設課長（山岸茂幸君） それでは、建設課関係につきましてご説明をいたします。

ページは57ページからになりますけれども、支出内容につきましては58ページからとなりますので、58ページをお開きください。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費でございます。こちらは職員3名分の人件費の支出が主な内容でございます。

2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費は、村道台帳補正委託料と借地料が主な支出でございます。2目道路維持費は、村道の維持補修と除雪に要した費用といたしまして2億7,428万1,000円余りを支出しております。7節の賃金、11節の需用費は村道除雪事業に係る支出で、光熱水費につきましては、村道の無散水消雪施設の電気料711万5,000円が、修繕費は除雪用機器の修理代352万5,000円がそれぞれ主な支出でございます。

59ページをごらんいただきたいと思います。13節委託料の除雪委託料は昨年度より約2,800円増加の1億9,664万1,000円余りの支出となりました。15節工事請負費は、村道の穴埋めや道路側溝などの補修工事の支出でございます。16節原材料費は、道路凍結防止剤と各行政区へ資材支給をいたしましたU字溝、砕石などの資材の購入費用でございます。18節備品購入費は、国庫補助による除雪機器整備事業で全額25年度への繰り越しとなっております。

次に、3節道路新設改良費ですが、職員2名分の人件費のほか2つの橋梁修繕のための調査委託、村道8号線の舗装修繕工事などに2億2,367万円余りを出資しております。13節委託料につきましては、起債事業として実施しました村道3101号線ほか3路線の改良工事のための測量設計委託料。

60ページに移ります。60ページ上段の委託料につきましては、国庫補助事業で実施しました白馬大橋、楠川橋に関する測量設計委託料が主な支出でございます。15節工事請負費は、神城山麓線及び村道0105号線八方口であります。歩道新設工事に要した費用が主な内容でござ

ございます。17節公有財産購入費及び22節補償・補填及び賠償金は、村道0106号線八方口の歩道新設のために取得いたしました用地取得費及び家屋移転補償費でございます。

繰越明許費でございますが、59ページの13節委託料1,107万6,000円及び60ページの15節工事請負費の1億2,145万5,000円は、国庫補助事業による村道0105号線の舗装点検、岩岳トンネル点検の委託料及び白馬大橋ほか1橋梁の修繕工事費でございます。

4目交通安全施設整備費は、村道への区画線設置費用が主な支出でございます。

3項河川費1目河川総務費は、直轄砂防50周年記念植樹のための工事費及び河川関係の5団体への負担金が主な支出でございます。

続きまして、4項都市計画費1目都市計画総務費でございます。支出内容につきましては、61ページをごらんいただきたいと思います。こちらでは環境審議会、都市計画審議会といった2つの審議会の費用とオオタカ保護監視という観点から、希少動物の保護と調査ということでの費用、それにあとは廃屋対策の補助金につきまして支出をしている科目でございます。

繰越明許費でございますけれども、13節委託料2,079万円は都市計画基礎調査及び都市計画基本図の修正に要する費用でございます。

2目都市公園費は、平成19年4月に開園しました大出公園の維持管理に要した費用でございます。

3目公共下水道事業は、下水道事業特別会計への繰出金として2億6,000万円を支出しております。

5項住宅費1目住宅管理費は、村営住宅17戸の維持管理に要した支出でございます。

建設課関係につきましては、以上でございます。

議長（横田孝穂君） ただいまから、1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

松澤教育課長兼スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） それでは、教育委員会関係の説明をさせていただきます。

決算書33ページをごらんください。2款総務費7項スポーツ事業費1目スポーツ事業総務費1,949万8,658円ですが、事務局職員3名の給与、手当等と10月から3月までの臨時職員1名の賃金が主なものでございます。

2目施設管理費は1億6,468万5,177円ですが、スノーハーブ関係で7,177万8,000円余りの支出でございます。主なものは1号橋の改修工事関係で4,340万9,000円余り、ミニホイールローダー、スノーモービル、軽トラ等の備品購入に615万

4, 000円余りでございます。

ジャンプ競技場関係では、9, 290万6, 000円余りで主なものは施設管理委託料が、4, 770万5, 000円、ネットの着脱に771万8, 000円、光熱水費に892万3, 000円等でございます。

なお、スノーハープ事業に辺地債4, 960万円を充当し、ジャンプ競技場に県の施設管理委託料4, 010万円とリフト使用料3, 419万9, 000円余りを充当しております。

34ページをお開きください。3目スポーツ事業振興費は、3, 670万8, 157円で主なものは、スポーツ拠点づくり推進事業補助、マウンテンバイクの小中学生大会でございます。それから白馬少年のスキー大会の負担金、スキークラブの補助、スキー選手育成事業補助金1, 000万円、各種スキー大会負担金は1, 475万7, 000円余りでサマーグランプリ、全日本技術選手権大会、第91回全日本スキー選手権大会コンバインド競技、ジャンプ競技を実施しております。

また、スポーツ功労賞を5名に、スキースポーツ育成奨励金を10名に授与しております。

ページが飛びますが、64ページをお開きください。

9款教育費3億8, 649万8, 996円でございますが、第1項の教育総務費1目教育委員会費は教育委員4名の報酬等でございます。2目事務局費6, 725万6, 375円は、教育長及び事務局職員3名分の給料等々、学校整備事業工事費1, 661万円余りで主なものは、南小昇降口防水床シートの張りかえ、北小北校舎屋根の塗装、網戸の設置、共同調理場の床塗装等でございます。

65ページをお願いいたします。3目教職員住宅費は教員住宅の使用料です。

2項小学校費は6, 122万1, 111円で、1目学校管理費は燃料費、光熱水費、南小で購入しました除雪機等でございます。

66ページをお願いいたします。2目教育振興費は3, 639万1, 513円で、嘱託職員賃金と外国語指導助手の賃金等でございます。

67ページをお願いいたします。3項中学校費でございますが、3, 721万7, 629円で、1目中学校管理費は燃料費、光熱水費、工事費は校舎入口にあります池の排水管布設替えと暑さによる教室の温度の上昇に伴います扇風機の設置でございます。

68ページをお願いいたします。2目教育振興費は2, 560万7, 561円で、嘱託職員賃金と外国語指導助手の賃金等でございます。

69ページ、第4項社会教育費でございますが、4, 205万2, 039円ですが、1目社会教育総務費は社会教育委員6名と事務局職員の給料等でございます。また、ウイング21自主公演委託料は、お笑いライブと高橋竹山の演奏会を実施いたしました。

70ページをお願いいたします。2目公民館費ですが、231万8, 362円です。

71ページをお願いいたします。3目図書館費は966万7,754円で、図書司書と図書購入が主な支出でございます。4目文化財保護費は1,617万3,430円で、青鬼地区の伝統的建造物群保存事業に郷津晴三宅母屋を改修しておりますが、895万2,000円と山本利光宅屋根の修繕で451万9,000円余りを補助金として支出してございます。

72ページをお願いいたします。5項保健体育費は総額で1億7,681万8,802円でございますが、1目保健体育総務費1,039万3,000円余りで職員1名分の給料と白馬村体育協会補助金が主なものでございます。

73ページをお願いいたします。2目体育施設費1億2,660万9,860円は、ウイング21臨時職員賃金とプール監視員賃金、また、ウイング21の舞台装置の改修費とグリーンスポーツの森のスポーツハウストイレ改修、それからB&Gプール改修工事に伴います支出でございます。B&Gプール改修工事は8,289万7,000円余りを支出してございます。

74ページをお願いいたします。3目学校給食費でございますが、3,981万5,229円で給食調理員、栄養士13名分の賃金と振興公社準職員賃金3名分、それから準要保護児童援助費が主な支出でございます。

以上で、教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。

議長（横田孝穂君） 次に、日程第12 認定第2号 平成24年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13 認定第3号 平成24年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。

倉科住民課長。

住民課長（倉科宜秀君） 決算書の84ページをお願いします。

認定第2号 平成24年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

読み上げる金額については、収入済額と支出済額となりますのでお願いをいたします。

では、歳入から説明いたします。1款1項国民健康保険税は、3億153万6,507円、不納欠損額は68万9,800円、収入未済額は6,556万1,199円となりました。不納欠損は3件で、死亡や破産により換価する財産がないことによるものでございます。

1目一般被保険者は2億7,809万4,604円、2目退職被保険者は2,344万1,903円でございます。

2款1項国庫負担金は2億5,020万1,453円で、療養給付や介護納付金、後期高齢者支援金、高額医療費共同事業などに対する負担金でございます。

85ページをお願いします。2項国庫補助金は財政調整交付金が主なもので、7,577万480円。

3款療養給付費等交付金は退職被保険者の療養費に対する交付金で、8,019万

2, 307円。

4款前期高齢者交付金は1億7, 386万1, 603円。

86ページをお開きください。5款共同事業交付金は1億4, 144万2, 206円で、2項保険財政共同安定化事業交付金が主なものでございます。

7款繰入金は9, 661万7, 000円で、低所得者にかかる保険税軽減分や人件費、事務費に対する一般会計からの繰入金でございます。

少し飛びますが、88ページをお開きください。後段にございます10款県支出金は7, 104万6, 013円で、1項県負担金は高額医療費や特定健診に対するもの、89ページにあります2項2目県財政調整交付金は療養給付費、介護納付金、後期高齢者支援金に対する補助金でございます。

次に、歳出の説明をしますので、90ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は1, 870万2, 219円で、職員の人件費や電算システムの委託料が主なものでございます。

91ページをごらんください。2款1項療養諸費は、1目一般被保険者療養給付費の5億6, 484万2, 984円と2目退職被保険者療養給付費の5, 070万8, 594円が主なものとなっています。

92ページをお開きください。2項高額療養費は、8, 074万972円の支出でございます。4項出産育児諸費は798万3, 780円で、19件に対する出産育児一時金でございます。

93ページをお願いします。後段にあります4款後期高齢者支援金は、1億7, 425万3, 276円の支出でございます。

94ページをお願いします。中段にあります6款介護納付金は、介護保険の第2号保険者の介護保険料で8, 671万6, 428円。

7款は1項共同事業拠出金が4, 128万4, 054円、2項保険財政共同安定化事業拠出金が1億1, 072万5, 183円となっています。

95ページをごらんください。8款1項特定健康診査等事業費は1, 163万5, 669円で、受診率は49.2%でございました。

9款基金積立金は、3, 807万4, 635円を給付費準備基金として積み立てを行いました。

96ページをお開きください。10款2項1目療養給付費負担金等返納金は1, 047万9, 724円で、23年度に交付を受けた負担金について24年度に精算し国へ返納したものでございます。

97ページをお願いします。実質収支に関する調書です。歳入総額は12億4, 863万4, 000円、歳出総額は12億1, 429万6, 000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は3, 433万8, 000円で、平成25年へ繰り越しとなります。

98ページの財産に関する調書はごらんいただきたいと思います。

以上で、認定第2号 平成24年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定の説明を終わります。

続きまして、101ページをお願いします。それでは続きまして、認定第3号 平成24年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の説明をいたします。

歳入でございます。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は、収入済額が4,849万5,000円、収入未済額が10万5,600円となりました。

3款繰入金は1,906万5,000円で、一般会計からの繰入金でございます。

続いて、歳出を説明いたしますので103ページをお願いします。

1款総務費は79万4,755円で、保険料徴収に関する費用でございます。

2款分担金及び負担金は6,675万6,650円で、白馬村で徴収した後期高齢者保険料と白馬村が負担すべき医療給付費を負担金として長野県後期高齢者医療広域連合に支払うものでございます。

104ページをお願いします。実質収支に関する調書です。歳入総額は6,775万7,000円、歳出総額は6,756万9,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は18万8,000円で平成25年度へ繰り越しとなります。

以上で、認定第3号 白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の説明を終わります。

議長（横田孝穂君） 次に、日程第14 認定第4号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15 認定第5号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16 認定第6号 平成24年度白馬村水道事業会計決算認定についての説明を求めます。

太田上下水道課長。

上下水道課長（太田今朝治君） 認定第4号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明をいたします。

事項別明細書で行いますので、決算書の107ページをお開きください。

歳入から説明をいたします。1款の分担金及び負担金は下水道の受益者負担金等で収入済額は1,300万8,000円で、不納欠損額は消滅時効によるものが1億5,004万9,000円、所在不明によるものが9万1,000円で、封入未済額は2,054万6,000円となっております。

なお、23年度決算数値との誤差及び不納欠損額につきましては、6月の全協で説明をさせていただきます。

2款の使用料及び手数料は下水道の使用料金で収入済額1億8,151万7,000円、不納

欠損額は所在不明等5件で5万8,380円、収入未済額は2,444万5,000円となっております。

3款の国庫補助金は、浄化センター長寿命化計画調査及び東部地区統合実施設計に伴う社会資本整備総合交付金で775万5,000円です。収入未済額4,964万5,000円は、2月の通常分補正と3月の経済対策補正で増額になりました東部地区統合事業の社会資本整備総合交付金で25年度への繰越金でございます。

4款の繰入金は、一般会計からの繰入金で2億6,000万円となりました。

次のページをお開きください。7款村債は、財源不足を補う下水道資本費平準化債が1億円で、収入未済額の5,000万円は、国庫補助金と同様に25年度に繰り越しをした東部地区統合事業の下水道事業債でございます。

続きまして、歳出の説明を行います。

1款下水道費1項総務費1目一般管理費ですが、13節委託料の浄化センター長寿命化計画調査及び東部地区公共統合実施設計業務と27節消費税及び地方消費税が主なものでございます。

次のページをごらんください。2目施設管理費の11節需用費は、浄化センター及び下水道管のポンプ施設にかかわる電気料が主な支出でございます。13節委託料は、浄化センターの運転管理委託と汚泥処理委託が主なものでございます。

2項下水道建設費1目公共下水道建設費ですが、15節工事請負費は5件の公共ます設置及びポンプ工事が主な支出です。19節負担金の共同排水設備設置等補助金はポンプ施設や下水道管埋設を行った4件に対する補助金でございます。

2款公債費は4億6,903万6,000円で、起債の元利償還金です。平成32年ごろまでは、公債費につきましては多額の状況が続くと見込んでおります。

次のページをごらんください。実質収支に関する調書です。

歳入総額は5億7,908万5,000円、歳出総額は5億6,628万1,000円、歳入歳出差引額は1,280万4,000円で、翌年度繰越財源が4万5,000円、実質収支額は1,275万9,000円で、25年度への繰越金となります。

113ページ、114ページは財産に関する調書です。

以上で下水道事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、認定第5号平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明をいたします。

説明につきましては、先ほど同様事項別明細書で行いますので、決算書117ページをお開きください。歳入から説明いたします。

1款の使用料及び手数料は、東部及び野平地区の農集排の使用料で864万8,000円となっております。

2 款の繰入金は、一般会計からの繰入金で 2, 4 6 6 万 8, 0 0 0 円となっております。

4 款の諸収入 2 4 0 万 5, 0 0 0 円は、東部及び野平地区からの起債償還に係る地元負担金が主な収入でございます。

次のページをお開きください。歳出の説明をいたします。

1 項農業集落排水事業費 1 目一般管理費は、農集排の使用料を徴収するための事務費でございます。次に、2 目施設維持管理です。1 1 節需用費は東部及び野平の処理場及び管渠に係る電気料及び修繕費が主な支出でございます。1 2 節役務費では、汚泥処理費用が主な支出です。1 3 節委託料は東部及び野平の処理場の運転管理と保守管理の委託料が主な支出となっております。

次のページをごらんください。2 項公債費は 2, 6 3 6 万 4, 0 0 0 円で、起債の元利償還金です。

次のページをお開きください。実質収支に関する調書です。歳入総額は 3, 6 9 2 万 5, 0 0 0 円、歳出総額は 3, 5 6 8 万 9, 0 0 0 円、歳入歳出差引額及び実質収支額は 1 2 3 万 6, 0 0 0 円となり、2 5 年度への繰越金となります。

次のページは、財産に関する調書です。財産の増減はございません。

以上で農業集落排水事業特別会計の説明を終わります。

引き続きまして、認定第 6 号 平成 2 4 年度白馬村水道事業会計決算認定についての説明をいたします。

決算書の 1 2 2 ページをお開きください。収益的収入及び支出では、水道事業収益の決算額は 2 億 8, 7 0 7 万 7, 0 0 0 円、水道事業費用の決算額は 2 億 7, 0 0 3 万 9, 0 0 0 円です。

次のページをお開きください。資本的収入及び支出です。資本的収入の決算額は 4, 5 4 0 万 1, 0 0 0 円、資本的支出の決算額は 1 億 1, 6 7 1 万円で資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を当年度分損益勘定留保資金などで補填をしております。

次のページをごらんください。左側の損益計算書から説明をいたします。内訳につきましては、1 2 9 ページからの収益費用明細書で後ほど説明をさせていただきます。

右側の下から 3 行目をごらんください。2 4 年度の純利益は 1, 5 6 8 万 7, 0 0 0 円となり、本年度も利益を計上することができました。

次のページをごらんください。剰余金計算書ですが、先ほど利益の処分の議案で説明をいたしましたが、未処分利益剰余金 2, 3 4 1 万 9, 0 0 0 円のうち、減債積立金に 8 0 0 万円、建設改良積立金に 1, 1 0 0 万円積み立て、残りの 4 4 1 万 9, 0 0 0 円を翌年度、2 5 年度への繰越といたします。

次のページをごらんください。貸借対照表でございます。固定資産の年度中の増減につきましては、1 3 2 ページの固定資産明細書でご確認をいただきたいと思います。

流動資産は、3月31日の決算時で現金預金は1億4,333万1,000円、未収金は3,921万1,000円などとなっております。

流動負債は、未払金が824万2,000円です。未払金の主なものは、3月に使用して、4月に支払いになる電気料や消費税などでございます。

資本金では、自己資本金が3億6,220万円、借入資本金の企業債借入残高は6億7,443万2,000円です。

企業債につきましては、133ページにその明細がございますので、ごらんをいただきたいと思っております。

次のページをごらんください。事業報告書です。左上段の表は、23年度との数値の比較でございます。主要建設改良工事は右側の下段に記載してありますので、ごらんをいただきたいと思っております。

次のページをごらんください。事業収入と事業費に関する事項について、それぞれ23年度との数値比較であります。事業収入は前年度より299万円の減額、事業費は前年度より229万7,000円の減額となりました。

次のページをお開きください。収益的収入及び支出の明細書でございます。収入の関係では、水道使用料が2億6,303万2,000円で、総収入額の96%ほどを占めております。営業収益の他会計補助金は、落倉と嶺方の簡易水道事業起債償還金利子に対する一般会計からの補助金です。

水道事業費用ですが、営業費用の浄水費は浄水場の管理運営に関する経費で、支出額の主なものは、職員の人件費及び浄水場の管理に伴うものでございます。配水及び給水費は、各配水池及び配水管の維持管理などの経費でございます。支出額の大きなものは、各配水池の電気料が1,453万7,000円ほどで、あとは職員の人件費と購入経費でございます。

次のページをごらんください。総係費は水道料金の賦課徴収にかかわる経費でございます。本年度の減価償却費は1億1,598万8,000円ほどです。営業外費用の支払利息は、起債の利息分でございます。特別損失の過年度損益修正損213万1,000円のうち、使用料の不納欠損額は141万2,000円でございます。理由は、自己破産1件、所在不明が11件、時効の援用1件、生活困窮1件となっております。

次のページをお開きください。資本的収支の明細書です。資本的収入の主なものは、4項企業債は5%超の、起債の借り換えに対する借り入れで、5項出資金は簡易水道事業で借り入れた起債の元金の償還金に対する一般会計からの出資金でございます。

資本的支出の1項建設改良費は、職員の人件費や道路改良に伴う送水管の布設替え、老朽化した施設の改修工事費などが主な支出でございます。

2項企業債償還金は元金の償還金で、前年度より約1,200万円減額の9,260万円余り

となっております。

次のページをごらんください。固定資産の明細書でございます。構築物、機械及び装置、車両及び運搬具の増加は、水道本管の布設替えや水道メーターの更新、公用車更新に伴うものでございます。

次のページは、企業債の明細書でございますので、ごらんをいただきたいと思っております。

以上で、水道事業会計の説明を終わります。

議長（横田孝穂君） 以上で、認定第1号から認定第6号までの説明が終わりました。

ここで、小林代表監査委員に決算審査の結果等についての報告を求めます。小林代表監査委員。

代表監査委員（小林 勉君） それでは、決算審査の報告を申し上げます。

審査は、議会選出の太田監査委員と、私、小林の両名で、この8月6日から9日までの4日間行いましたが、代表として審査報告をいたします。

平成24年度白馬村一般会計、特別会計及び企業会計のそれぞれの決算並びに基金の運用状況について審査を行いましたので、その結果の概要と意見を報告申し上げます。

これらの審査に当たりましては、村長より提出されました各会計の歳入歳出決算書と主要な施策の成果説明書などについて事務を所管する課から事情を聴取するなどして、主に次の点に着眼して審査をいたしました。決算の計数は正確であるか、予算の執行はその目的に沿って適正かつ効率的になされているか、事務処理は関係法令を遵守し適正になされているか、財産管理は適正になされているかなどです。

その結果、審査に付された一般会計及び特別会計4件、並びに企業会計1件の全部で6つの会計の決算状況については、関係書類や経理の証拠書類は、関係法令に基づいて作成されており、決算内容も適正に表示されていて、計数計算も符合して誤りのないことを確認いたしました。また、基金も適正に管理運営されていることを確認しました。

なお、今後の行財政運営に当たりましては、引き続き、健全財政を堅持しながら、行政サービスの充実と地域の活性化を図る施策を展開していただきたいと思っております。

そこで、お手元の決算審査意見書に沿って、決算の概要を述べさせていただきます。

一般会計と特別会計のいわゆる普通会計の決算規模、実質収支の状況、財政状況が1ページから3ページにありますのでごらんください。

どの会計も実質収支は黒字でした。財政状況では、標準財政規模が2,505万9,000円の減となりました。財政力指数は横ばいですが、0.015ポイントの減でした。経常収支比率は2.4%の増となりました。これは補助費が増となったためです。財政調整基金は決算剰余金から平成25年度に積み立てることとしました。公債費負担比率は、17.9で、前年度より0.9ポイントの減となっています。普通会計の地方債現在高は5億3,000万円も減少しており、全般に健全財政が堅持されております。また、臨時財政対策債は、昨年度より2億80万

円の減であり、限度額まで借りませんでした。

さて、総括意見を述べさせていただきます。意見書の10ページの2総括意見をごらんください。

意見書、総括意見を朗読させていただきます。

歳入では、固定資産税の評価替えによる減と臨時財政対策債を限度額まで借り入れなかったことによる減などが主な理由で、全体では減となっています。財政力の指標となる財政力指数も若干下がりぎみではあります。徴収率が上がったのは延滞金の徴収による納税意識の高揚や差し押さえなどの滞納処分の実施や換価の実施によります。

しかし、長野県地方税滞納整理機構への移管等が大きな効果を上げているとは言えない状況となっていることから、同機構への移管を含めて新たな徴収体制を考える必要があります。

昨年度も指摘したところではありますが、差し押さえ、参加差し押さえの類いの滞納処分をしても、時効を中断して債権を保全する効果はありますが、徴収率は上がるわけではなく、担税力にこれ以上期待できるとは思えない状況の中で、収入未済額が増加するばかりで根本的には解決になっておりません。よって、金融機関や関係行政機関、その他関係する機関団体と調整する中で債権整理を行わなければならないときになってきております。

村税等をめぐる徴収収納環境は好転するとは考えられないと予想する中で、自主財源を確保し、村民の不公平感を生じさせないためにも、またそのことで行政に対する不信感を抱くことのないようにするためにも、厳正な債権管理を税務課、上下水道課、健康福祉課等の関係課を中心に行っていただき、庁内共通の認識にしていきたいと思っております。これに関して、公債権・私債権を含めた白馬村の債権管理に関するガイドラインを作成するなど具体的な行動を直ちにとっていただきたい。

次に、基金の管理の状況ですが、各基金とも台帳等の整備は適正に行われておりましたが、低金利のもとでの効率的かつ適正な財産運用を行っていただきたい。

最後に、単に経済不況とは言えない構造的な問題を抱えた低成長経済や少子高齢社会の急激な進行、生活インフラと生産インフラがほぼ同一であるのが特徴である白馬村におけるインフラの維持管理と更新の問題など、財政を取り巻く環境は相変わらず厳しいものがあります。国では安定政権の誕生とマスメディアは取り上げていますが、いまだに経済社会の先行きに不透明感があります。

事務事業の選択と集中を行い、短期的対応と中期的展望に立った理念立てと行財政運営を行っていただきたい。担税力の低下から当然とは言え、苦しい生活を余儀なくされている方が多くなる中で、行政に携わる方は心を新たにして業務に当たり、一日も早く住民の不信感を払拭することを期待いたします。

なお、会計等の審査結果につきましては、お手元に配付してあります決算審査意見書等をごら

んいただきたいと思います。

以上、審査報告とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第17 決算特別委員会の設置について

議長（横田孝穂君） 日程第17 決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。認定第1号から認定第6号までは、いずれも平成24年度の決算認定についての案件であります。この審査につきましては、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までの案件は、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査を行うことに決定いたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日から9月16日までを休会とし、この間、お手元に配付いたしました日程予定表のとおり各委員会等を行い、9月17日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、明日から9月16日までを休会とし、この間、各委員会等を行い、9月17日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時46分

平成25年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成25年9月17日（火）午前10時開議

（第2日目）

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

平成25年第3回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成25年9月17日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤亮輔	第7番	篠崎久美子
第2番	津滝俊幸	第8番	太田修
第3番	松本喜美人	第9番	田中榮一
第4番	伊藤まゆみ	第10番	太谷正治
第5番	太田正治	第11番	北澤禎二郎
第6番	太田伸子	第12番	横田孝穂

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田紘熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	横川宗幸	総 務 課 長	平林豊
住 民 課 長	倉科宜秀	上下水道課長	太田今朝治
観 光 課 長	篠崎孔一	教育課長兼スポーツ課長	松澤忠明
農 政 課 長	横山秋一	税 務 課 長	太田洋一
健康福祉課長	吉田久夫	建 設 課 長	山岸茂幸
総務課長補佐兼総務係長	横川辰彦		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田文敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（横田孝穂君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。

これより平成25年第3回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（横田孝穂君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（横田孝穂君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問を通告された方は7名です。本日は通告された方のうち4名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第1番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第1番加藤亮輔議員。

第1番（加藤亮輔君） 第1番、加藤亮輔です。おはようございます。

きのうの台風と打って変わって青空が広がっています。それで、私もこの青空に負けないようにこれからも議員活動をやっていきたいと思っております。9月議会のトップバッターですけれども、よろしくお祈りいたします。

今回は、6月議会に引き続いて村長の村民への情報発信について、それから2番目に固定資産税について、それから3番目に下水道問題について質問したいと思います。

まず最初に、村民への情報発信についてですけれども、前回6月議会で議会の冒頭の村長挨拶、中身は村政報告なのですが、この内容を村民に村のホームページか新聞折り込みで報告してはどうかと提案しました。それに対して、村長のほうからも前向きに検討するような答弁だったと思っておりますけれども、いまだにされていません。その理由をまずお伺いします。

2つ目として、下水道問題ですけれども、この問題に関しては非常に村民の関心が高いものがあります。しかし、村長はこの間、村民の前へ出て説明することはされていませんが、今回8月号の広報はくばでは少し出ていましたけれども、長年にわたって問題そのものはもう17年間かかっています。明るみに出て、もう1年半少々になります。非常に込み入った複雑な問題です。そういう書面でやるだけでは到底村民は納得できないし、中身も十分な理解はできないと思いま

す。だから、本当に説明責任を果たすんだったら村民説明会を開いてきちんと村民の前に出て説明をする、村民からの質問に受け答えをする、そういうことをやらなければならないと思います。

そういう村長のその提案に対して村長の見解と、それから、村民説明会をやる予定はあるかどうか、その2点をお伺いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 加藤議員からご質問の村づくりの基本である村長の住民への情報発信について、2項目にわたってご質問をいただいております。順次お答えをさせていただきます。

まず最初の、私が6月定例議会の冒頭の挨拶で、情報発信を住民にしていくために前向きに検討をしていくということについて、その後の動きについてお尋ねをされているわけでありましてけれども、加藤議員から言われました、例えばことしこの議会の冒頭の村長の挨拶を、村のいろいろな動きや事業内容を議会終了後、新聞折り込みとかホームページに掲載して村民に知ってもらい、そういうものを作ってもらいたいという要望でありましたが、これに対して私は、話をさせていただくメモとしてつくっているものであり、挨拶メモを含めて具体的な性格をもった数字等もお示しをしながら情報として提供していくことは有意義なことであり、広報、ユーテレ白馬等へ掲載をしていくことは可能だと思いますという答弁をいたしました。議会定例会の挨拶メモは実際の挨拶とは異なりますので、村内に放映されているユーテレ白馬等をごらんいただければ、しゃべったことが全てご理解をいただけるのではないかと、このように思っております。

しかしながら、挨拶メモも含め総合計画に示しました施策の進捗状況などにつきましては、村民の皆様へ情報をお伝えをしていくことは当然必要でありますので、平成24年度決算状況の公表に合わせて情報提供をしてみたいと、このように考えているところであります。

通年を通して年4回の議会の情報を活字にして提供をしていくには、予算、決算等については方針が大変長くなっていることを考えますと、広報とかを通じて全部をお知らせすることは大変難しいということもあるだろうと、こんなことも考えながら今検討をしているところでありますが、この情報提供については、可能な限りお知らせをしていく努力をしていくことはやぶさかではございませんので、お約束はお約束どおり守らせていただきたいと、このように思っております。

お知らせをする機会としては、これから集落懇談会、そして、地域の皆さんとの懇談会を利用して、その席でできる限り詳しくお伝えをしていきたいと、このように思っております。加藤議員から行政としてのスピード感がないとご批判もあろうかと思いますが、ぜひ今申し上げたようなことを考慮しながら情報は提供をしてみたいと、このように思っておりますのでよろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に、下水道問題に関する村民への情報発信についてであります。現時点では行政公式ホームページと広報はくばで村民の皆様へお知らせをしているところであります。掲載内容につきま

しては、現在も継続中であります下水道受益者負担金関連の事務処理状況調査の調査結果や住民監査請求の監査結果に伴う報告に基づいたものであり、最終的には事務処理の検証結果を踏まえた改善策と再発防止策をまとめ公表してまいりたいと考えております。

公式ホームページでは、「お知らせ・新着情報」にその都度表示をさせ、フォルダー内に公表する情報を追記していくことといたしました。広報はくばでは、掲載スペースが限られていることからシリーズ化して順次掲載をしていく予定であります。

なお、掲載内容や語句が専門的で難しい内容になっていますが、スペースの都合上解説をつけるわけにもいかないこと、また、村民の皆様から率直なご意見やご感想をいただきたいことから、担当者の氏名を掲載して気軽にお問い合わせができるように配慮をいたしました。何をどこまでやれば十分な情報発信になるのか、明確な回答はできないわけではありますが、村民の求める情報発信に応えるのが一番であり、求めるものがその状況や内容によって変化することから、ホームページと広報誌を用いた報告を基本として、必要に応じてその他の媒体も活用してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、最初の質問のお答えとさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 今、村長から回答をいただいたんですけども、まず村長の挨拶、あれ中身はやはりこの9月の議会の挨拶でも、中身は村政報告なんですよ。村政報告ですから、村民の皆さんにもお知らせしたほうがいいと、それで、中身についてちょっと吟味すれば数字がやはり多いと、そういう数字の多いものをテレビで放映しても、なかなかずっと耳に流れてしまって記憶には残らない。

だから、情報というものは、例えばこの前やった体育祭、ああいうものはテレビでやったほうが、あんなものを新聞折り込みのチラシで内容をお知らせしてもおもしろくもない。でも、テレビであれを流せば、その生の子どもたちの動きが見えるから非常にいい。それから、災害の情報発信なんかは、またこれをテレビとか広報無線、要はその情報発信する手段によっていろいろ使い分けていくのが常用だと思うんですよ。

今回の村長の冒頭発言イコール村政報告は、先ほども言ったように中身が非常に濃いものです。そういうものに対してテレビでやればそれでいいというのはちょっと私は違うと。やはり、みんなが目にして数字を理解して、今村の状態はこうなんだということができるようには、ホームページに出すか新聞折り込みで出すか、その方法がいいと私は思いますので。

それから、2点目の下水道の問題ですけども、広報はくばで流されています、今回8月号から流されました。さっきも言ったように非常に込み入った問題です。その込み入った問題については、スペースがなくて十分な説明ができないけれども、係の方に聞いてもらえば丁寧に説明するというふうに言いますが、村民はその説明を聞いて初めてその中身がより理解できて、

こうなっているんだという状態だと思うんです。だから、村民がどういうところを知りたがっているのか、どういうところを理解しているのかと、そういうところをやっぱり対談する中で吸い上げてそこでまた説明していくと、それが村民の理解を生んで村政の信頼回復につながると思うんですよ。だから、やはり村民説明会を開いて、村民の忌憚のない意見を聞くのが非常に大事だと思います。だから、情報の発信のいろんな手段、そういうところを考えながらやっていってほしいと思うんですけれども、その辺のお考えを一言お願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 再質問についてお答えをさせていただきます。

今、加藤議員おっしゃられるこの下水道問題については、特に今までの経過と、そして現在の処理状況等、さらには再発を防ぐための今後の対応等については、村民の皆様に詳しく説明をさせていただくことが大事だと、このように考えております。そういったことから、先ほど申し上げましたように、これから集落役員懇談会、そしてまた一般の人を対象にした、地域の皆さんを対象にした懇談会も開催をしていきますので、その席ではぜひ丁寧な説明をしてまいりたいと、このように考えております。

この懇談会は、基本的に29集落を基本として考えており、また、1つには幾つかの集落をまとめてやる計画もしておりますので、その際には細かい説明をしていくことで、今、加藤議員ご指摘のことは理解をしていただけるのではないかと、このように思っておりますので、基本的に情報を公開していくことはやぶさかではありませんので、また、その公開方法をごらんになって、もっとこうしたらいいというような建設的なご意見があれば、またご指摘をいただければと、このように思っておりますのでよろしく願いをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありますか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 今、集落懇談会の話が出ましたけれども、形的に言うとなれば集落役員懇談会なんですよ。だから、大部分は役員の人しか各地域とも集まらないと。私が言っておるのは村民全体を対象にした説明会をやっていたらいいということをお願いしておるわけです。そこへ一般の方が参加してはいけないとはなっていませんけれども、今までの形を見ているとやっぱり役員中心、役員以外は余り出ていないというのが現状ですから、その辺をちょっと考えていただきたいと思います。

次の問題に移ります。

次に、固定資産税についての質問です。

固定資産税は、普通所得税なんかは自分で申告する方式になっています。でも、固定資産税については行政から賦課される賦課方式でやられています。どういうぐあいに賦課されているか、村のホームページなどを見ると、まず土地については、課税標準額に1.4を掛けよと記載されています。それから、家屋のページを見ると、再建築価格に経年減点補正率を掛けると記載され

ています。でも、この再建築価格というものをどういうふうに出すか。それから、経年減点補正率はホームページを探してもどこにも載っていません。これでは全く計算のしようがありません。これを、ホームページにもう少し自分で計算できるように改善できないか、まず1点お伺いします。

それから、2点目として、固定資産税の評価額、つまり適正な時価、適正な時価というのは正常な条件のもとにおいて成立する取引価格です。しかし、家屋については再建築価格を基準に評価されているため、いつまでたっても家屋の固定資産評価額が低下しない。つまり、固定資産税がいつも高どまりをずっとしているというふうに言われています。

この固定資産税を、地方税341条に規定している適正な時価、つまり先ほど言った売買価格に反映した評価額算定方式、そういうようなものに変えてはどうかと、例えば、確定申告で出す減価償却の簿価方式に変えれば、それはみんな計算できるんですね。そういう感じに変えてはどうかと、そのほうが今の適正な時価に近づくと思うんですけども、その2点についてちょっとお伺いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 加藤議員から2つ目のご質問であります固定資産税について、2項目にわたって質問がされておりますので順次お答えをしてみたいです。

最初に、固定資産の評価は、適正化と均衡化等を確保するために地方税法第388条第1項の規定により総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、地方税法第403条第1項により市町村長は評価基準によって固定資産の価格を決定しなければならないとされております。

固定資産評価基準は、固定資産の価格をいかにして求めるかという専門的、技術的性格を有しており、また、評価を行うものの主観的な判断に基づく個人差をできるだけ排除し、統一した評価と市町村間の均衡を維持するため、総務大臣が法律の具体的委任を受けて告示をするものであって、補充立法としての法的性格を有しております。

固定資産税は、固定資産を評価し、価格を決定いたします。この価格をもとに課税標準額を算出をし、課税標準額に税率1.4%を乗じて税額となります。税額を算出する過程においては、価格の決定方法や課税標準額の算出に当たって、負担調整措置や特に住宅用地の税負担の軽減を図る必要から設けられている特例措置が複雑化し、わかりにくさにつながっている部分であろうかと思っております。これらの措置は、いずれも税負担の軽減を図るためにとられた措置であります。

土地の評価に当たっては、筆ごとに売買実例値と各筆の土地の価格形成要因や時点等を比較して評価する方法と、特定の地域内の土地のうちから標準的な土地を定めて価格を求め、この価格に比準して特定の区域内の土地の適正な価格の時価を評定する方法があり、評価基準においては原則として後者の評価方法で、地目別に定められた方法によって評価をしているところであります。

宅地の場合の評価方法は、主として市街地的形態を形成する地域における路線価方式と言われる市街地宅地評価法と、市街地的形態を形成するに至らない地域における標準地比準方式と言われるその他の宅地評価法があり、本村においてはその他の宅地評価法を適用しているところがあります。これは、村内の宅地を利用上の便等の状況がおおむね類似する地区ごとに区分をし、これらの地区ごとに選定した標準的な宅地について不動産鑑定士による鑑定評価価格から評点数をつけ、標準宅地の評点数に比準して各筆の宅地の評点数をつける方法であります。この点数を付するに際しましては、奥行き、形状といった補正を行い、各筆の評価額を算出しているところがあります。

宅地にかかわる固定資産税は、評価額が急激に変動した場合であっても、税負担の均衡を図るために課税標準額を徐々に是正するための負担調整措置が講じられており、負担水準、これは評価額に対する前年度課税標準額の割合をいいますけれども、この負担水準が高い土地は課税標準額を引き下げ、または据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに課税標準額を上昇させることにより、負担水準のばらつき幅を狭めていく措置を平成9年度に講じられており、現行においては評価額の70%を課税標準額の上限とすることとなっています。

家屋の評価についても固定資産評価基準により評価をしております。木造と非木造の区分に従い、構造、基礎、屋根、外装、内装、建築設備といった家屋の構成部分ごとに評価基準に記載される材質ごとの単価と数量を計算し、その合計を家屋の評価としているところがあります。家屋の評価は、再建築価格を基準としております。この再建築価格とは評価の対象となった同一のものを、評価の時点において新築するとした場合に必要とされる建築費を求め、時の経過によって生ずる損耗の状況による減価、経年減点補正率を考慮をし、価格を求めているものであります。新築家屋以外の家屋については3年分の物価変動率、再建築費評点補正率をもって考慮して算出をしているところがあります。

ご質問の中の家屋の固定資産評価額が低下しないことにつきましては、先ほど説明をいたしました経年減点補正率によるもので、この補正率が20%に対応する年数を経過する場合には全て20%にとめることとされています。そのために、古い価格でも評価額は下がらないこととなります。また、鉄筋コンクリートづくりの場合は下げ率が低く設定をされており、最長で65年かけて20%まで下がる計算となります。

固定資産税の評価に当たっては、法律で規定されているものであり、その法律に基づいて評価を正しく行い、適正かつ均衡を確保し課税されなければなりません。自治体独自の算出方法を用いて評価額、課税標準額を設定することは認められておりませんので、ぜひご理解をお願いをいたしたいと思います。

専門的な用語、そして、わかりにくい点もおありかと思っておりますけれども、細部についてはまた担当のほうからもお答えをさせますので、私のほうからは以上で答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 今、長い村長の答弁をいただきましたけれども、私は計算の方法をホームページとか納税証明書に載せていただけないかと質問しただけであって、内容について説明を求めたわけではありません。やれるかやれないか、今、村長が答弁なさった内容を、それでいろいろな専門用語がありました。例えば総務省の固定資産評価基準、この評価基準の内容をホームページに総務省のアドレスを載せるとか、そういう形で載せれば簡単にどンドン情報は今のホームページに載せられます。そういうことをやってくれるかどうか。だから、調べたい村民がいたら、そういうところをすぐわかるような状態にするかしないかを聞いているだけであって、今宅地や土地の評価の計算方法はどうなんですかというようなことを聞いているわけではありません。

それから、もう一つ、最初に固定資産税について、総務省の固定資産税評価基準、それに基づいて村長が決定すると、もちろんその評価基準に沿ってやる、それは間違いないと思うんだけど、最後の価格を決定するのは村長の権限ですから、そこを先ほど言った簿価方式のような形で、今の白馬村の経済状況と、それから村民の要望が非常に強い、この問題についてはもう前々から高いので何とかしてくれという要望は村長の耳にも届いていると思うんです。そのことについて、そういう形でやってもらえないかということをご提案しただけであって、これをやるようなことはできないか、そこをちょっと再度お伺いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。

最初のご質問については、計算上の技術的な問題もございます。担当のほうからお答えをさせていただきますけれども、今2つ目のご質問の白馬村は固定資産税が高い、今の厳しい経済状況の中で最終的に決定するのは村長としてできるかどうかとこういうお尋ねでありますけれども、この固定資産税については、近隣市町村と連携をとりながらその率を決めてきているというのがここ何十年来のやり方です。そうしたことをとってきた裏には、それなりきのいろいろ事情もあることと思います。

そうしたことから、やはり一定の地域は基準を、率を一定にするということも、この地域の村民の皆さんがある意味では理解をいただけるやり方ではないかとこのように思っておりますし、そのときの状況によって年度年度で切りかえる、あるいは2年に一度というようなことはできないことではございませんけれども、その弊害が非常に大きいものも出てくるだろうと予測をされておりますので、今後に向けて検討はいたしますけれども、大変厳しい話だと、このように理解をしております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。

（発言する声あり）

議長（横田孝穂君） 税務課長。

税務課長（太田洋一君） ホームページに計算できるようにには修正ができないかという点でございますが、具体的に土地とか家屋の計算例をホームページに掲載することは可能かと思っておりますので、その辺については改善していきたいと思っております。

また、固定資産税の評価基準をホームページのほうに掲載して計算ができるような形にならないかという点でございますが、恐らく評価基準は本になっておりまして、それが丸ごと総務省のほうのホームページに検索できるような状態には多分なっていないかと思えます。その辺についてはちょっと難しいかと思えます。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありますか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 評価基準はちょっとできないような答弁をいただきましたけれども、ほかの自治体ではそれをホームページに張りつけている自治体もあります。だから、いろいろな自治体のホームページを見て、自分で計算できるようにそういうふうに改善していただきたいと思えます。

それから、次に違う角度から固定資産税のことをちょっと質問したいと思えます。

太田村長が平成18年に誕生しまして、ことし24年で7年が過ぎました。この間の歳入合計額は18年が54億5,000万円、24年が47億5,000万円、7年間で7億円減少しています。それから、白馬村の村民所得合計額は平成18年が84億3,000万円、そして24年の統計がまだ出ていませんから、23年の統計を見ると77億1,000万円、6年間でやはり7億2,000万円減少しています。観光客を見ても18年は262万人、それが去年は240万人と20万人減少しています。この数字を見れば、白馬村の経済状態がやっぱり縮小しているし、村民の懐も下がっています。

それをもとに今年度税をちょっと見れば、18年は14億5,000万円、その後も大体同じような数字が、多少の変動はありますけれどもずっと大体14億5,000万円前後で20年まで来ています。それから、固定資産税についても24年は9,980万円でしたけれども、それまではずっと多いときは10億5,000万円とか、割合18年も今もそんなに変わらなく村民は払っているんです。これだけ経済状況が落ち込んでいるにもかかわらず、そういうぐあいに払い込んでいるんです。

だから、本当に私は納税義務を果たしていると思うんです、そういう面では。これだけ経済状況が落ちたら、やっぱり税金も払えなくなるのが常ですから。だから、固定資産税を初めの調定額をことし見ると17億円ぐらい請求しています。先ほどの再建築価格に基づくような高い調定額になってしまえば、いつまでたっても徴収率のアップにはつながらない。だから、最初の調定額のところを簿価方式でダウンすれば当然徴収率はアップします。それから、もう一つは村民も喜ぶと。それで、この10億円払うということですから、この調定額を下げてもそんなに、低く

なったらそれで払わないということにはならないから固定資産税の落ち込みもないと思うんです。だから、そういうぐあいに村長のやれる範囲で、やっぱり前向きにそういう方式を考えてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（横田孝穂君） 加藤議員の質問に対しまして、通告にはありませんが、答弁されれば答弁を求めますがどうでしょうか。太田村長。

村長（太田紘熙君） 加藤議員のおっしゃられることはわかりますけれども、非常に多岐にわたる問題を含んでいるというふうに思います。

したがって、すぐ結論を出すわけにはまいりませんが、今の実情として白馬村にかかわらず観光地はどこも厳しい状況になっております。しかし、そういった状況の中でも税金は現在9割近い方々は納税をきちんとされている方だというふうに思っております。

しかし、一方では今までの滞納金が、私が就任した当初はたしか9億3,000万円くらいだったと思います。それが7億3,000万円ほどに変わってきたものの、今の徴収率が県下でどういう状況にあるかという、ワースト2位というような状況であるわけでありまして。そうしたことを考えますと、非常に軽々に結論が出せるかといえば非常に難しい問題もあろうかと思いません。

ですから、観光面だけで捉えるのみならず、一般のそれぞれの皆さんの望みもあるわけでありまして、滞納の内容、そして今までの滞納状況を考えれば、ここ5年、6年で始まったことではなく、滞納が始まってきているのはもう十数年も前からのものでありますので、今悪いから払えないというような状況で全て片づけられない問題も私はあったのではないかと。そういうことも加味しながら、やはり適正に納税をしていただくためにはどうすればいいか、そのことは当然考えていきますけれども、そうしたことを考えても他地域、近隣地域とやはり連携をとっていくことも大変大切なことでもありますので、また議会の皆様とは実態についてご説明を申し上げながら、またご理解をいただく面はいただき、改善できる点については改善もすることはやぶさかではありませんので、今後の協議とさせていただければと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁も含めあと17分です。質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 議長のほうから通告にない質問だとか言われましたけれども、私の質問の2番目のところに簿価方式に変えよということがちゃんと書いてあります。簿価方式に変えたらこういうものも解消されるよという一つの引き合いとして質問しているんですから、何ら問題はないと思います。

それから、固定資産税についてももう少し質問をしたいんですけれども、まだ次の質問がありますので今後も提案していきたいと、ここでちょっと固定資産税の質問は打ち切りたいと思います。次の下水道問題について質問します。

下水道問題では2点質問通告してあります。1つは、賠償判定審査会の答申の内容とその対応について。それから、2つ目は、第三者委員会の設置はいつごろになるのかという問題の質問です。

まず最初の、賠償判定審査会の答申の内容を受けて作成した取り組み状況の4、排水区域の見直しを図り、本村の実態に合った賦課対象区域に変更しますと書かれています。まず最初に賦課対象区域、つまりはこの排水区域、これの図面が前議会の特別委員会では見当たらないと言っていました。発見できたのかできなかったのか、この1点と。それから、第三者委員会はいつごろ立ち上げる予定なのか、それとも当面立ち上げないのか、その2点をお伺いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 3点目の下水道問題についてお答えをいたします。

地図の問題については、担当課長のほうから申し上げさせていただきます。

時間もありませんので少し省略をして話をさせていただきますけれども、今まで経過については議会でもいろいろご説明をさせていただきました。監査の結果を尊重して、白馬村に損害を与えたことに対する賠償請求権の住民監査請求については、白馬村監査委員から出された監査結果、そして、その監査結果についての対応について賠償判定審査会を立ち上げて検討をさせていただき、一定の答えを出させていただいたところでございます。法律的に言っても現職のもの、そして時効問題もあり、なかなか厳しい賠償判定審査会からの答申が出されたわけでありましてけれども……。

第1番（加藤亮輔君） 議長、いいですか。

議長（横田孝穂君） 村長、答弁を続けてください。

第1番（加藤亮輔君） 発見できたかできなかったかと聞いただけなんですから。

村長（太田紘熙君） 地図の発見できたかどうかについては、担当課長のほうからお話をさせるというように今申し上げました。それ以外に今、第三者委員会を立ち上げる話をしたら、その結果がどうかということの前段階でお話をしているつもりであります。今申し上げましたように、賠償審査委員会を立ち上げている最中にまた住民監査請求が出され、今それが司法の場に委ねる状況となっております。そうしたことを鑑みると、最終的な判断はそちらの推移を見守ることも非常に大事なことであろうということを今思っております。

したがって、完全ではないにしても、白馬村の監査委員からの勧告、そして賠償判定委員会の答申に書いてあるとおりに、今までなぜ起こったか、それで、今後の対策にどういうことを講じていかなければいけないか、ある程度方針は出ているというふうに確信をいたしております。ただ、今申し上げましたように、最終的な結論が出るにはその司法の場に出る結論も見守っていかなければいけないということを申し上げておきたいと思っております。

また、後ほどの一般質問の中でもその原因と終結についてのご質問もありますので、そちらの

ほうでも具体的にお答えをさせていただきたいと思っております。

議長（横田孝穂君） 内容につきましては通告にありませんが、答弁を求めます。太田上下水道課長。

上下水道課長（太田今朝治君） 下水道特別委員会におきまして、当時からの図面がないというようなお答えを当時の課長なんかもしておりましたが、その後我々のほうで探して、大出の浄化センターの倉庫の中に当時から色分けをした排水区域、これ公図に色分けをしているんですけども、その原本がございました。

また、これは我々の課に来て見ていただければ一番いいんですが、排水区域図については下水道台帳、これはシステムなんですけれども、このコンピューターで見ることができます。拡大したり縮小したりして見ることができます。ここには平面図に下水道管渠が入って、公図をかぶせてあって、なおかつ色分けをしてあるというものがありますので、ぜひとも加藤議員さんには事務所のほうに来ていただいて、ごらんになっていただければよろしいかなと思います。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁を含めあと10分少々でございます。加藤議員、質問はありますか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 排水区域図があるということで、後でお見せいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

それで、今度は、取り組み状況の2の現在臨時職員を新たに雇用して受益地を1筆ずつ調査しているということですが、今までの調査で賦課がえを行った件数は大体で、正確にわかれば正確な数字を教えてくださいなんですけれども、その数はどれだけかちょっと出ますか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（太田今朝治君） 資料につきましては、今は持ち合わせておりませんので、後ほど下の事務室に行って何筆、面積等をご説明をしたいと思います。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありますか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） ただ、前回3月議会のときは11条3項による賦課がえが一応168件、それから、6条1項による賦課がえが138件で合計306件の賦課がえがあるという答弁でした。その後の調査でふえているのかどうか、ちょっとお聞きしたかったわけです。

その中で、この賦課がえを行った306件の中で、賦課がえをやった場合は申請書をいただいておりますと思うんですけども、申請書はどれぐらいいただいていますか。その辺の答弁をお願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 今の件につきまして、ちょっと今担当課長が資料を取りに行っていま

すので、後ほどご説明させていただきたいと思います。

それから、賦課がえに伴う件数についてのご質問、今資料が来るとは思いますが、これにつきましては住民監査請求の監査の結果の中に記載されています。ちょっと見ますと、受益者負担金の賦課をかえた受益地は317件566筆で、面積は30万8,320.3平米であったという監査委員の監査の報告がありましたので申し添えておきたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありますか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） その566筆について申請書をいただいているかどうか。なぜこんなことを聞くかというと、申請書がない場合、それで下水道をつなぎたいと言った場合、申請書がないところは大体もう今の17年賦課ですから全部時効地になっちゃうんだよね。そうすれば、申請書がない人に対して、こちらは賦課がえしたつもりでおっても、それは宙に浮いちゃうというか、取れなくなっちゃう。だから、申請書がちゃんと確保されているのかどうかをお聞きしたかったわけです。この申請書はちゃんと確保されているんですか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） その辺の確認も含めて今行っていますので、後ほど報告させていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありますか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） その問題は後にしまして、今度は措置の3の処分について、処分についてはほかの議員も後で質問されると思いますので、私は1点だけちょっとお聞きしたいんです。

今回村長、副村長、それから現職と前現職の処分でしたけれども、この問題を発生させた歴代の責任者はどのようにするか。それから、現職の課長についても対応のおくれとかそういうことでは非常に問題はあるんだけれども、その後の措置というか、業務を見ていると、やっぱりいろいろ調査をして時効額がこれだけあると言ったわけですよ。あれも今までの課長のように、これは時効じゃないというふうにしていけば時効額はどんどん膨らんでいったわけです。それを一応現課長は、これはやっぱり間違っておるでだめだと、時効額にしようというふうに決断して、それで手を挙げて村長のほうへお答えを出したと思うんだけれども。

その手を挙げて改善しようという現課長に対して一番重い処分をする、そんな処分をすれば、今後いろんな問題が起きたときに、手を挙げて問題改善を図ろうという課長、係長がやっぱりできなくなると思うんですよ。それで、やっぱりあの処分は私はちょっと納得できないんですけども、今までの問題を起こした人には何もやらずに、問題を解決しようとした課長に処分をするというそういう理不尽な処分はやめていただきたいんですけども、村長のご見解をお伺いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） この問題の発端は、たまたま近隣で発生をした下水道の時効問題、これに端

を發して議会の皆様から、ほかではいろいろ問題が出ているけれども白馬村はどうなんだと、こういうご質問をいただきました。一昨年の9月定例会だったと思いますけれども。そのときに私が申し上げたのは、そういう問題については白馬村の場合には賦課替え制度を導入しているので、債権は確保されているということで私は答弁をいたしましたけれども、いろいろ内部調査をしていたところ時効問題が出てきて、当初とは違った展開になったわけでありまして。そうしたことから住民監査請求が出され、監査委員の監査結果が出され、その監査結果に基づいて適正な賠償判定審査会を立ち上げて、そこから答申をいただいたということを最大限尊重して今回の処分になったわけでありまして。

ぜひ、見つけたということに加えて、実は問題解決のために現職課長は精いっぱい努力をしたわけでありまして。しかしながら、23年度についても時効が発生してしまったと、その発生した理由については22年度からの継続の引き継ぎの問題等もございます。さらには、今退職をされているそれぞれの担当の職員からの引き継ぎ、そのときの対応等にも問題があったことも事実でありますけれども、そういう状況にあってもやはり公務員には公務員の時効問題が当然出てまいります。そうしたことも兼ね合わせて、損失額二百数十万に近い数字をどうやって補填を、賠償をするかということで判定委員会の皆さん方が検討をしていただき、今私と副村長、そして在職している課長4人でそれを負担すべきだという結論が出たことを受けて両課長、そして私どもの額が決まったわけでありましてけれども。

私としては、その損害に対しての責任と、また村全体、職員を管理監督する立場にある特別職の責任、それは違う次元の話だとかいうように捉え、損害賠償は損害賠償、そして管理不行き届きによる責任は責任ということで、判定委員会から出された額とは違ったまたそれ相応の額をペナルティーとして払うことに決めているところでありますので、ぜひその辺のところはご理解をいただきたいと思っておりますし、職員の今後のやる気については、まさに加藤議員ご指摘のとおりでありますけれども、やはり我々がやることは公務員としての倫理に基づき、村民益を第一に考え、そして問題を隠すことなく、そして、その全てを情報とし出して透明性を高めていくというその点も公務員としては大事なことであるということ、ぜひ今回の事件を契機にお互いに職員が考え直す、これからの出直しを図る一つの契機とさせていただきたいと、こういう気持ちで、確かに負担は大きいけれども、やはりきちんとした整理、やるべきことをやっていけばこういう問題にならなかった、あるいはもっと早い時点で解決の糸口ができたということ、職員の皆さんにも理解をしていただき、新たな出直しをしていくためには職員の理解も得られるよう我々は今後努力をしていき、決して理事者と職員との間の溝が起きるようなことのないように努めてまいります。

議長（横田孝穂君） それでは、ただいまの加藤議員の質問に対する太田上下水道課長の答弁が今残っておりますが、これにつきましては後ほどまた説明いたしますのでご理解をお願いいたしま

す。

それでは、質問時間が終了いたしましたので、第1番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時11分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第10番太谷正治議員の一般質問を許します。第10番太谷正治議員。

第10番（太谷正治君） 10番、太谷正治でございます。

今回は、私は2題一般質問をしたいと思っております。

台風一過で非常に爽やかな天気、また、気温もかなりけさは10度下がって、これから紅葉のスイッチが上部のほうでは入ったのかなという気がいたします。

いずれにしましても、ごみは観光客も持ってまいりますし、景気よしあしにかかわらず出てくるものでございます。それで、これに対して広域連合で大町市源汲に決定した経緯等で、私の出身地である八方からも手を挙げたわけですが大町市の源汲に決まったということで、私どもの区でも非常に今後の対応で苦慮しているところでございます。また、各地区にある営業施設も経費等々の問題でかなりいろいろな問題が出てくるのではないかと思っております。

八方区では、各区の組で衛生係といったことで新たに対応するように、ごみ集積場設置のための問題について取り組みを始めておりますが、いずれにしましても、ごみは集積場では家庭用のごみであれば集積場でも対応できると思うんですが、どうしても営業用の業務用となると新たな取り組みが必要ではないかと思っております。といいますのは、現在八方区にあるごみ焼却場でさえ連休が過ぎるとあの大きな集積場がいっぱいになります。また、車も外の道路まで並ぶような形となっております。これに対して、今後我々はそんな状態がうまく解消できるのかどうか心配なので、今回の質問にさせていただきます。

1番として、業務用ごみ集積場の対応は、場所、方法、料金はどのように考えていくのか。また、2番として、ごみを積みかえるとすればパッカー車を何台くらい待機させるのか。また、それにかかる費用はどのように考えるのか。

大きい2番として、大町温泉郷から新聞広告みたいな形で質問が出ております。これに対して広域連合ではどのような対応をされるのか。

非常に温泉郷からの質問は我々としても切実な問題で、確かににおい、ハエ、また景観等々でもやっぱりこういったお客様相手をしている施設にすれば非常に、できればないほうがいいわけですがけれども、来たときの対応で私どもは非常に困っているという、それが非常に切実なお話ではないかと思っておりますので、この辺についても、村長は連合の中でも副会長というような立

場にありますので、ご理解をされていると思いますので、これについて答弁をお願いしたいと思います。

1 問目のごみ問題についてです。お願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太谷議員から、ごみ問題について2項にわたってご質問をいただいております。順次お答えをさせていただきます。

最初の業務用ごみ集積場の対応についてのご質問ですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例で、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物をみずからの責任において適正に処理しなければならないと規定されておりますので、事業系一般廃棄物専用の集積場を白馬村が建設をするという考えは今のところ持ち合わせておりません。ごみ処理広域化に伴い、八方の清掃センターで受け入れている事業系のごみにつきましては、北アルプス広域連合指定の事業系ごみ袋を使用し、行政区の集積場で受け入れていただくことになります。

なお、広域連合では、事業系ごみと家庭系ごみの2種類を製作する予定でございます。処理料金につきましては、ごみ袋の販売価格に含まれておりますので、北アルプス広域連合で協議の上決定されることとなります。

次に、パッカー車の台数についてのご質問ですが、平成24年度清掃センターへ直接持ち込まれた可燃ごみは年間2,064トンであり、これを現在同様1週間に3回収集した場合に1回当たり約13トンの可燃ごみを収集することになります。4トン積みのパッカー車に3トン積んだとすれば、その台数は5台で賄えるという計算になります。

次に、その費用であります。大町市まで収集運搬した場合の委託料は、広域化に伴う収集運搬体制を現在検討をしていることから、見積もり等はとっておりませんので、概算費用の数字は答弁を控えさせていただきたいと思っております。

昨年度、清掃センターで焼却した白馬村のごみは3,151トン、そのうち地区集積場からのごみが1,087トン、直接持ち込まれたごみが2,064トンとなっております。不燃物も含めた収集運搬委託料は1,400万円ほどとなっておりますので、直接持ち込まれた可燃ごみを地区集積場から収集した場合の費用は2,800万円ほどということに、おおよそではありますけれどもなろうかと思っております。また、大町まで運搬した場合、往復の距離が60キロメートルほどありますので、収集運搬の距離や時間が増し、委託料が増額になりますし、ここに不燃物等が加われば金額がさらに増加するものと予想されます。

次に、大町温泉郷からの質問が新聞折り込みでされておりました。これに対する広域連合の対応であります。3月27日付、北アルプス広域連合長宛ての一般廃棄物処理施設建設に関する陳情につきましては、広域連合議会による判断も念頭に置き、陳情に対する行政の考え方を平成

25年7月22日付で回答をいたしました。その後、回答に対する質問を何点かいただいております、この質問にお答えをする形で2回目以降の意見交換会を予定しております。現在稼働中の施設の老朽化に鑑み、地元同意を最優先に進めてまいりました今回の候補地選定の経過もあることから、温泉郷の皆様にはこの趣旨につきましてご理解をいただくとともに、さらなる意見交換の機会を設けていただくようお願いをしております。

最初のごみ問題については、以上で答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第10番（太谷正治君） ただいまは業務用のごみの集積場は考えていないという答弁をいただきました。

私どもも、ごみが散乱しないように効率よくできればいいかなと思ってこういう質問をさせてもらったんですけども、考えていないのではどうにもならないことなので、やっぱりそのときの対応を今からシミュレーションした中で、では、八方区の中で集積場は何カ所要なのか、それから和田野で何カ所要なのか、山麓区で何カ所要なのか、あの一角だけでしたら上限300万円ですか、といったことになった場合、村長は年間で何トンと言われましたけれども、やっぱり時期、時間というものがあります。

ですから、そういった意味で決まった時間に決まった量が出てくれば別に問題はないんですけども、やっぱりある程度まとめて出す人もいますでしょうし、そのたび出す人もいますでしょうし、その施設によっていろいろ違うわけでございますが、これが、ただ普通に集まって集積ができればいいことなんですけれども、私はできないんじゃないかと思ってこういう質問をさせていただきましたので、その辺のやっぱり難しい問題はあると思います。ごみはどうしてもおいがつきますし、ハエ等の害虫があります。集積場を私のところの近くでいいよと言ってくれる人があればいいんですけども、なかなかできないから今まで建設がされていなかったという経緯があります。

その辺の経緯をご理解された中で村長にもう一度お伺いしますけれども、これを解決する方法を考えてみる気があるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 再質問にお答えをいたします。

太谷議員の本当に心配をされているところは十分理解はできるところであります。広域連合の中で基本的な方針を立てておりますけれども、白馬村にはリサイクルセンターも建設することに一応決まっております。その施設との関連性が果たしてとれるのかどうかということは今後の検討にはなっておりますけれども、基本的に出すごみは自分たちで処理をしなければいけないという大原則がございます。

そうしたことをご理解をいただく中でごみ出しの時間帯等、それぞれ地区のいろいろお考えも

あろうかと思いますが、そういう点については私も地域の皆さんと十分話し合いをさせていただきながら、地域の皆さんにとってよりよい方法の検討はしてまいりたいと考えておりますので、ぜひまたそんな意見交換の場ができればと、このように思っておりますのでよろしく願いをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第10番（太谷正治君） 大町市ということで、今から心配しているのは費用の問題でございます。業務用のごみ袋を市販するというところでございますけれども、それに詰めてパッカー車で運ぶとしてもかなりの時間がかかるし、かなりの経費がかかってくるのではないかと思います。今の料金に上乘せになってかなりの金額、4,000万円以上というような金額も出ております。とすれば、我々の弱小企業であります宿泊業の中で、そういったものが消化できるかどうかということは大変心配になっております。景気のよいときであれば飲み込めることでもありましょうが、こういった景気が低迷している中で、たとえごみの料金といってもばかにならないことなのではないでしょうか。

こういった費用をどの辺で、ただ業務用の袋を販売するといっただけで消化できるのかどうか。それから、そのごみの減量を進めるためにも、村長から言葉が出ましたリサイクルセンターの建設地の場所、それから、リサイクルセンターでは一応受け付けをするんだろうと思いますけれども、そういったことの対応ができるのかどうか、ご答弁をお願いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） ちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、リサイクルセンターで排出するごみの全てをそこに集積できるかというお尋ねでしょうか。

議長（横田孝穂君） 太谷議員。

第10番（太谷正治君） 可燃物は別として、リサイクル品の対応です。

議長（横田孝穂君） 倉科課長。

住民課長（倉科宜秀君） リサイクルセンターの運営については、全て広域連合が行うということになります。それと、あとリサイクルセンターの規模、内容、運営方法等については現在広域連合内部で、事務レベルで今のところ検討をしている最中ということです。基本的には、白馬村と小谷村で発生するリサイクル物については、一旦全てその新しくできるリサイクルセンターへ集積をして、そこから広域連合のほうの費用で運搬をしていくということになります。

それと、あと処理費用等々について、袋の販売代金だけで賄えていくのかというお話だと思います。これについては、新しくつくる事業系、家庭系のごみの指定袋の販売代金、その中に処理費用が含まれているわけですが、それについては全て広域連合の負担となります。ですので、現在清掃センターへ直接持ち込まれているごみの量を白馬村が収集して運搬をして、大町の新しくできる清掃センターへ運搬すると、収集して運搬する費用については全て白馬村が税金の中で負

担をしていくということになります。

以上です。

議長（横田孝穂君） 太田村長。

村長（太田紘熙君） 私のほうからつけ加えさせていただきますけれども、今広域連合で負担するのは広域連合で、そして、収集運搬については白馬村でということでもありますけれども、いずれにいたしましても、我々の税金を使って処理をしていくわけでありまして。とりわけ生ごみ等については水分が大部分であるというようなことから、お互いがごみの減量化に努めていくというような努力、分別をするという努力はやっぱりそれぞれ利用者が心して取り組む必要があるかと、このように思っております。

今までわずかな距離も直接搬入でされていた方から見れば、これからは大町までの直搬も可能であるわけでありましてけれども、かかる経費はやはり今まで以上に増大はしてくることは否めない事実であろうかと思っております。それゆえに、我々はその経費を削減するために、地域の皆さん方の理解を得て取り組んでいくことが何よりも大事であろうと、こんなふうには思っております。

細部にわたる詰めはまだこれからでありますので、また地域の皆さんとしてご意見等があれば、あらかじめこちらのほうにお聞かせをいただければ、そうしたことも反映できるところは反映をしていきたいと、このように考えております。よろしくお願ひいたしたいと思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありますか。太谷議員。

第10番（太谷正治君） いずれにしても、最終的に費用の分担はそのごみを出した人たちのところに返ってくるのではないかと思っております。ですからこのような質問になったわけですが、まだ何もわかっていないということで、そのときになってみないとわからないというご返答でございます。

今、村長からも答弁の中にありましたけれども、生ごみにつきましてはやっぱり重量、重さということで料金が一番かさむのではないかと思っておりますけれども、大町の場合は生ごみの堆肥化施設の建設によってリサイクルをさせようという計画がありますが、白馬村ではそういったことへの対応はするつもりはありますかどうか、教えてください。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。

今、太谷議員ご指摘の、堆肥化に向けての堆肥化センター的な立ち上げを考えているかというご質問であります。現段階では白馬村として単独に考えてはおりません。それにも増して、やはり堆肥にするにつけてのごみの分別ということが大変重要になってこようかと思っておりますので、そうした堆肥化センター的なものが、その必要性が求められるような状況になってきたときには、またそれはそれとして考えられることであろうかなと思っておりますけれども、現時点では考えておらないことをお伝えさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第10番（太谷正治君） 困るときに、では考えましょうということでもなしに、前もって住民の理解を得るためにこういうふうにしたい、ああいうふうにしたいというのもかえって行政の仕事ではないかなと私は思いますけれども、違うでしょうか。

ですから、運搬費用、それに対する生ごみ、リサイクル物、いろいろ困ったものがあるわけですが、そういったことに対しても費用がかさんできます。費用の面でいえば、地域振興の施設をつくるときに循環型社会形成推進交付金なるものがあるわけですが、ほかの広域連合でやっている内示額がかなり減少、国からの要望額が33%というような、かなり交付額が低くなっているようでございます。私も、詳しくはわからないんですけれども、そういったときにはまた地区に返ってくるのではないかという心配もございます。村長は副をやっておりますけれども、その辺の対応はどのようにされるつもりか、わかったら教えていただきたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太谷議員ご指摘のとおり今国の財政状況も厳しいということから、交付金の削減の通達が来たようであります。これを受けて一応広域連合として陳情を多分したのではないかと思いますけれども、私はこの定例会開会中ということでその要望には加われませんでしたけれども、広域連合としてはそうした交付金の縮減をしないように要望はしてまいることになっておりますので、できるだけことはしていきたいと思っておりますけれども。

先ほど申し上げましたように、議員、地域住民の要望をやはり先行して捉え、住民要望に応えるべきではないかというお話かと思っておりますけれども、私も決してこの堆肥化センター的な建設を全て反対をしているということではなくて、堆肥化にするにはやはり分別等の問題がきちんとクリアされる、解決をしなければいけない諸問題がいろいろあるのではないのでしょうかという意味で申し上げました。そうしたことが完全に実施され、なおかつ堆肥化センターが必要というようなことになれば、新たな堆肥化センターを建てることも一つの選択肢でありましようけれども、ほかの選択肢もあるのではないかというような思いもしておりますので、そうした環境づくりもしていかなければいけないということをご指摘のとおりとして捉えさせていただきたいと思いません。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第10番（太谷正治君） やっぱり最終的には地区がうまく分別ができて、そういったことができればいいかなとは思ってはいますけれども、やっぱり捻出する費用がなければごみの分別というのはどうしてもやらなければいけない、ましてや生ごみの場合は費用的にかなりかさむわけですので、村がそういう受け皿をつくっていただければ、かなり業者とすれば協力的にできるのではないかなと思ってこういう質問をさせていただきました。

後の質問でも申し上げますけれども、かなり施設としては逼迫した状態でございます。大変苦

しくなって、最終的には施設を手放して外人施設になっているところがあちらこちらで目立つようになってまいりました。その引き取り額が全然足元にも及ばないような金額で、処理費用にもならないような金額で引き取られているのを目にするときに、何かの形でいい意味でまとめてもらえればいいかなとは思っております。

それで、ごみ処理施設を募集したときに、八方でも手を挙げて6カ所の1つにさせていただきました。そのときに生まれた地域振興というものがございます。いつも地区分担、地区で村長がやる時の懇談会でこういった陳情をさせてもらっているわけですが、このときにはたまたま広域連合でこういった施設が、地域振興があるよということで、その中に入れさせてもらったわけですが、八方のごみ処理施設がだめになったときに、広域連合からはその場所の地域振興については担当市町村が当たるといってお返事をいただき、少し話をさせてもらった経緯はございますけれども、一向に進展する気配がないんですが、それについて村長は今後どのようにお考えか教えていただきたいと思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太谷議員がおっしゃられたことは十分承知をしておりますし、振興をしていないということでもありますけれども、当時の村の当役の皆さんとのお話を進めてきて、ある程度の方角は出してきたつもりではありますが、全ての要求にお応えはできないにしても、平成26年、新年度からはその要望に応じていけるように今考慮をしているところでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありますか。太谷議員。

第10番（太谷正治君） 今、村長からは、取り組みを26年度からさせていただくという返答がございました。当時のお願ひした経緯については、景気もありまして早急に少しでもいいから手をつけてもらいたいという、かなり地区の困った要望があったと思っております。ですから、どちらかという、そういった問題を少しでもいいから窓口をあけていただきたいという住民の要望があったわけですので、26年度と言わずに今年度からでも少しでもいいですから始めてもらえればと思っております。また、これらの問題は地域懇談会でも出てまいると思っておりますので、対応をよろしくお願ひします。

次の問題に移らせていただきます。

観光につきまして、観光における白馬村の考え方と今後の方針についてということなんですけれども、この質問をするに当たり私どもは新幹線が北陸まで延伸するという、よいのか悪いのかわかりませんが大きな課題を抱えております。当然行政としてもそれなりの対応を考えていると思っておりますけれども、と申しますのは、山代温泉の百万石、誰もが知っている施設でございますけれども倒産をしております。大きければ当時よかったという施設と申しますか、そういうあれですがそれが倒産の憂き目に遭って、かえって今になれば結果的には山代温泉ではみんなで

固まって頑張ろうというような形になってきたようでありますけれども、新幹線とかなり遠くにあります白馬では重要な問題だと私は思います。

今の冬、夏の入り込みを見ておりますと、長野新幹線で長野駅まで来て、そこからバスに乗りかえて来るお客さんが半分以上おられます。やっぱりお客さんとしては、便利で時間が余りかからないということが主たる原因のようでございます。

そういうことを含めて、村としての考え方ということでございますが、1番として、観光課の場所でございます。観光課の場所は役場内にできるということでいいことだと思ってまいりましたが、役場の中は中でも一番奥の見えないところに行ってしまいました。ある村民は、白馬村は観光をどういうふうに考えているのか、観光をどのように受け付けるのか。その辺の村の姿勢といえますか考え方を、たかだか観光課の場所でございますけれども教えていただきたいと思えます。その下にも書きましたが、今の場所で問題はないのか、村民が寄れるような場所なのかどうか、対応できるのかどうか。

2番目として、ノルウェービレッジから移転するオリンピック記念館の内容と設置場所。

この間、我々議員も場所を見に行つてまいりました。記念館の内容を見させてもらいましたけれども、何かポスターだけの問題で、あとはこれといった記念品もなかったような気がいたします。ですから、これをそのまま移転してもじゃどうなんだということになりますので、こういう質問になったわけですが。やっぱり白馬に来てジャンプ台へ寄られた方が、オリンピックの記念館だよという看板があれば、じゃ見ようかという話になるんですけども、その中でやっぱり来てもらう人に白馬の案内、観光、そういったことを全てこの中でできるように、また、オリンピックのメモリアルを長野市のほうにかなりあるらしいのですけれども、借り受けるような形でふやすことはできないのか。また、八方にも山とスキーの記念館がありますけれども、総合力である程度やられる計画はないのでしょうか。

2番目として、外国人経営の営業施設の種類の数、規模などの内容で村として把握ができていくのかどうか。

年間いる外国人の方は誰でもわかると思うんです。どういう生活をして、ああこういうふうに行っているなということがわかると思うんですけども、冬の施設だけでもういなくなるところがほとんど聞いております。その辺の調査、内容について区に聞きましたら、村からは何も依頼はなかったということなので、できればしっかりと内容把握をしておくことが必要ではないかと思えますので、このような質問になりました。また、税金や営業許可、先ほども出ましたごみの問題、夜間のマナーの対応、どこが対応してどこがやっているのか、何課がやって誰がこういう対応をしているのか、教えていただきたいと思えます。税金は税務署で、役場も税務課がありますけれども、営業許可は保健所というようなところで、かなり分かれている部分がありますので、その辺の連携を持って対応をしていただければと思います。

2番として、花火、飲酒、交通事故、ごみ等のポイ捨て、迷惑行為の対応は、どこの課がどのように行っているのか。聞きますと、かなり外国人施設があるために、うちはもうお客さんがいなくなっちゃうよといったところもあるようでございますので、その辺の対応をどのようにされているのかお聞きしたいと思います。先ほども申し上げましたが、冬季シーズンの経営のみではかの季節は営業者がいない施設の指導、その辺もお聞かせください。

4番目として、白馬の警察で外国人対応指導に限界があると思うんですが、県などにそういった対応をするために協力要請はされているか、どのような対応をされるのか、お聞きしたいと思います。1件、私のところでも、泥酔した外国人が夜中に迷い込みまして非常に困ったんですが、そのときは警察の方は余り英語の堪能な方が来られなかったもので、もう少しわかった方が来ていただければ事が早く、時間も早く済んだかなと思っております。

観光局、索道会社に対して、外国人対応の協力要請はあるのか。

観光局はともかく索道会社はかなり外人従業員を採用しておりますので、そういったところのいろんな対応はできるのかできないのか、その辺の官民の対応でどのようにされているのか、お教え願いたいと思います。

最後になりますが、バックカントリーによる遭難等々で今後の対応はどうされるのか。というのは、バックカントリーで商売をしている人が見えます。お金をいただいて募集をかけて、新雪を滑らせて、下ではマイクロで待っているような状態があります。これはいい値段で商売になっているわけでございます。事故が起きたときはこれでは済まないと思うんですけども、それをまねする日本人もおりますので、滑る人にとっては新雪はかなり魅力的なものです。事故となるとまた別物でございますので、その辺のお考えを、わかったら教えていただきたいと思っております。

2番目は以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太谷議員から2つ目の質問でございます観光について2項目お尋ねいただいております。順次お答えをさせていただきます。

観光課の場所についてのご質問でありますけれども、多目的研修集会施設の2階に観光課を置いてから5カ月が経過をいたしました。観光課に限らず業務の連携を考えると全ての課をワンフロアに配置することや、利便性を考えると階段を利用せずに1階で対応できることが望ましいことは言うまでもないことであります。しかし、限られたスペースと観光局の移転をあわせ考えた結果、今の場所に観光課を置くことが望ましいと判断をいたしましたところであります。

ちなみに、4月から8月までの5カ月間に観光施設の場所や観光案内を求めるために訪れたお客様は、7月中旬までは1日平均で1ないし2名程度。7月下旬から8月下旬までは2から3名程度という状況であり、ここ数年の訪問客の実態もことしと同様の数となっているところでございます。

次に、ノルウェービレッジから移転するオリンピック記念館の内容と場所のご質問でありますけれども、この件につきましては、平成25年第2回定例会における全員協議会及びその後の会議でもご協議をいただいたところでございます。特に7月22日の全員協議会においては、白馬ジャンプ競技場の敷地内に新たな施設を建設する方針をお示しし、その検討経過もご説明をさせていただきます。その後、村では8月3日から9月1日までの約1カ月間、住民の皆様にはオリンピック記念館を無料開放して、新たな施設に関する住民のアイデアや提案等を募集する機会を設けたところでございます。期間中に訪れた住民は13名であり、ご意見をいただいたのはそのうちの1名のみでございました。

今後の方針でありますけれども、白馬ジャンプ競技場の敷地内に移転する考えには変わりはありませんけれども、設置場所につきましてはスタートタワーを含めて再考をしてみたいと考えております。

次に、外国人経営の営業施設の種類の数、規模などの内容は把握できているかのご質問でありますけれども、外国人経営の営業施設種類や数につきまして正確な数値は把握できないところがございすけれども、昨年各旅館組合及び各観光協会等からご協力をいただき実施をしました調査結果によると、53件でございました。

外国人の対応につきましては、村税であれば税務課、国税関係は税務署、宿泊施設の営業許可は保健福祉事務所などとそれぞれの機関が対応しておりますので、この点に関しては日本人、外国人によって対応が変わるわけではございません。一番重要なポイントは、法規制の及ばない、いわゆるマナーとかモラルといった部分を、いかようにして外国人の方に理解をしてもらい、周辺住民への迷惑行為を減らし、お互いが共存していける環境をつくり出していくかという点ではないかと思っております。

具体的な手法としましては、平成25年第2回定例会の一般質問でもお答えいたしましたけれども、12月のスキーシーズンまでにごみ分別や出し方など、白馬村での生活のルールを記載した英語版ガイドブックを作成し、関係者に配布をしていく予定でおります。また、シーズン前には関係機関による連絡会議を開催し、情報共有を図った上で村や警察、さらには防犯指導員や地域住民の皆様のご協力もいただきながら、定期的な夜間パトロールのようなものの必要性も感じているところでございます。

昨年は、観光局のインバウンド専門委員会が主体となって大町警察署と役場の連名による啓発チラシを作成し配布いたしました。この冬のシーズンに向けましては、村が主体となって効果的な啓発を進めてまいりたいと考えております。先月、オーストラリア大使館の領事館が長野県を訪れる機会がありましたが、その際、県庁や大町警察署のほか八方地区の関係者や観光局にも立ち寄っていただき、トラブル対策やバックカントリーにおける事故防止に対する啓発活動について連携や協力を依頼したところであります。

観光局では、インバウンド専門委員会に白馬村在住の外国人をメンバーに加えるとともに、村内で宿泊業を営んでいる外国人の方々で構成する連絡会を設置する方向で検討を進めております。こうした連絡会を通じて施設や経営者の把握、啓発活動も進めてまいりたいと考えております。

今シーズンは、円安傾向から昨年を上回る外国人観光客がお越しいただける見込みでございます。それはそれで大変ありがたいことでもありますけれども、お互いのトラブルを少しでも回避できるように、関係機関や地域住民の皆様のご協力もいただきながら対策を講じてまいりたいと思います。

また、地方事務所と協議をする中でトラブルの未然防止に向けた体制を整備するとともに、地域ぐるみのおもてなしの向上により、国内外からの観光客がともに心地よく過ごせる世界水準の観光地を目指す必要があることから、北安曇地方事務所長の施策事業として取り組んでいく予定でございます。決定すれば、県のリーダーシップのもとで外国人観光客と共生する観光地づくり検討連絡会議の設置、観光事業者や地域住民に対する普及啓発、外国人旅行者相談員の配置など、平成26年度の計画から検証、改善まで3年間で約500万円の事業費で設置をされることとなっております。

議員ご指摘の、白馬村の基幹産業は観光であるということは百も承知の上で今の状況をいかに改善するか、観光局の会員の皆様方と行政も連携をとりながら取り組みを進めているところでありますので、また、議員の地元として、また献身的な提言やご意見をお聞かせいただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太谷議員の質問時間は、答弁を含めあと7分です。質問はありますか。太谷議員。

第10番（太谷正治君） いずれにしても、日本人だけの相手ではもうこういった観光の商売ができない時代でございます。冬を前に英語版を作成して配布するというお答えでしたが、できれば韓国語、中国語もあわせて併記されるよう希望いたします。また将来必ずや必要になってくるものと思いますし、そちらのアジア系の観光客がかなりの数になるのではないかと思いますので、来てからではもう遅いような気がしますので、その辺の対応をお願いします。

それから、今観光課がおる場所にまた観光局が入るわけですが、その業務に対してはそれでいいんでしょうけれども、観光客からのある程度のを対応できるような場所、例えばもう引き上げてしまいましたけれども、白馬の駅前の振興公社がやっていたところに今は白馬町の有志がやってもらっているようですが、ちょっとあそこも場所がわかりにくくていけないですけれども、わかりやすい場所でテナント的なものを、観光のそういったことは私は2カ所や3カ所あってもいいと思うので、南から来る人、北から来る人に対しての案内もありますでしょうし、そういった声に対して白馬村はこういうふうに対応しているんですよといった話で構いませんが、やっぱりイメージの問題でございますので、その辺をご理解できたら始めてもらえば、後でお客

さんに言われてから始めるのではなしに、初めからやられたらいかがでしょうか。その辺のお答えをお願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。

細部にわたっての点については、また担当課長からも説明をさせますけれども、観光局と観光課を同じフロアに置いて、今後の観光振興に対して問題がないかという視点で捉えてのご質問だというふうに思っております。私どもも決してその辺のところをおろそかにしたわけではなくて、観光局が移転をした場合にどうかと、今までの観光局を訪れるお客さんの数がどうなのか、数年にわたって検討もしてまいり、また、その数も把握をしてきたところでございます。

そうした状況の中で、観光局が移転をしても実務等では問題がないと、それよりもやはりシーズンにおいては電話での対応が大変忙しくなることから、そうした整備はきちんとしながらお客さんへのサービスをしていくことで、位置が変わっても問題はないということを観光局、そしてまた理事会の中でもご承認をいただき、先ほど申し上げましたように白馬は観光が基幹産業であるということから観光課の設置をしたことから、ぜひ観光に力を入れているんだということだけのご理解をいただきたいと思っております。そうした関連性のある観光課と観光局は、入って同じフロアで仕事をするにはあの場所しかなかったということでぜひご理解をいただきたいと思っておりますし、同じフロアにいることで今まで以上に両方の連携がとれ、細やかなお客さん対応、さらには政策の決定等スピード化できていくものと、このように思っているところでございます。

しかしながら、そうした観光局の仕事と観光課の仕事、すみ分け、立ち位置を明確にしながら、今後に向けては観光局のありようとしては、議員ご指摘のように、私はビジターセンター的な要素を備えた施設として白馬の駅前等に置くことが一番望ましいということで今まで検討もし、理事会にもお諮りをしてきたところでありますけれども、なかなか思う条件での場所が見つからなかったということで、今の場所は暫定的ということでぜひご理解をいただき、今後に向けてはそうした目的が遂行できる場所を選定し、位置を決めていきたいとこのように思っておりますし、将来的なことを考えるならば、今高規格道路の整備も弾みがつきそうな状況であります。そうした道路がこの白馬へ来たときには、どういう位置にするか、道の駅的なものも当然必要になってまいりますし、そうした中へ複合施設として取り込んで考えていくということも一つの考え方であろうかと、こんなふうにも思っておりますので、私どもは前向きに捉えて考えていきたいと、このように思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。質問時間があと1分少々でございますので、答弁は簡潔にお願いいたします。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 駅前の観光案内の関係についての考え方、これからの進め方ということで若干コメントを申し上げます。

白馬駅前、白馬町の皆様にご協力をいただき、2カ月間無事インフォメーション機能を果たしました。2カ月間で5,244名、1日平均90.4名という利用実績、思ったより多かったと存じます。そのぐらいに駅前でのお客様のインフォメーションが大事であるなというふうに改めて感じたところがございます。

今回、村の案内所を閉め、民間の事業者にお願いをし、かつ地元の人たちへのインフォメーション機能を加えたというところをもう一度シーズン過ぎに検証をし、来年どうあるべきかというところも含めて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（横田孝穂君） それでは、質問時間が終了いたしましたので、第10番太谷正治議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 0時12分

再開 午後 1時10分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長からの答弁が保留となっていますので、ここで答弁を求めます。太田上下水道課長。

上下水道課長（太田今朝治君） それでは、先ほどの加藤議員の答弁していない数字等について申し上げます。

まず、今後加入分担金として賦課をしていく土地と、既に加入分担金として賦課をした土地の合計が566筆、30万8,320.29平方メートル、面積ですね、約30.8ヘクタールです。その内訳でございますが、白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例の第6条第1項に該当する受益地は282筆、19万8,881.02平方メートル、約19.8ヘクタールです。第11条第3項に該当する土地でございますが、284筆で10万9,439.27平方メートル、約10.9ヘクタールです。こちらのほうは受益者負担金から加入分担金に賦課を替えた土地でございます。これらの6条、11条のうち既に加入分担金として賦課をして徴収をしたものは8件、21筆、面積が6,266.09平方メートルでございます。

ですので、加藤議員はおわかりだと思うんですが、6条1項につきましてはまだ未賦課地、賦課をしていない土地でございます。11条3項というのは、受益者負担金として賦課をしましたけれども、加入分担金として今後賦課をしていくというものでございます。

それで、第11条の3項に該当する土地の関係ですが、いわゆる3年以上未納の場合は賦課替えができるという条項になっているんですが、その該当者につきましては、後ほど議員さんにまた見てもらいたいのですが、賦課替え申告書というやつを送って、ご本人に賦課替えに同意をするか不同意かを確認しているそんなような事務を行っていますが、この賦課替え申告書を返送し

なかった方については、注意書きに書いてあるんですが、加入金への賦課替えに同意を得られたものとみなすと、いわゆる返してくれなかった方については賦課替えに同意をしたものとしてそういう処理をしているということでございます。

以上でございます。

議長（横田孝穂君） それでは、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第4番伊藤まゆみ議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 4番、伊藤まゆみです。

通告に従いまして、白馬村ごみ減量化推進懇話会提言書について、奈良井地域の整備計画について、オリンピック記念館についての3点についてお伺いいたします。

現在、大町市平源汲において計画が進んでおります一般廃棄物処理施設の建設予定地周辺では、生活環境の状況を把握する現況調査等がこの9月1日から始まりました。北アルプス広域連合では、候補地選定から4年後には施設の稼働を目指しているとのこととあります。この広域処理に先立って、白馬村では平成21年10月から10回にわたりごみ減量化推進懇話会が開催され、22年10月には提言書が提出されております。行政ではこの提言書内容をどのように反映してきたか、また、今後の課題は何かを中心に3点お聞きしたいと思います。

まず、提言書で検討された事項の啓発コーナーの設置に基づき、木枠コンポストやぱっくんなどの生ごみ処理の方法、機材を文化祭や村民ホールに展示し、行政として先導的に取り組み、アピールしていることは多くの村民も知るところであります。

しかしながら、残念なことに木枠コンポストの購入数が23年度の10個に対して昨年は1個、実際には1名の方が2個購入されたとのことですが、といった数字にとどまっており、また、24年度の清掃センターのごみの受け入れ量は、ごみ減量の意識が高まった翌年平成22年度を上回ってしまっております。現在行政が取り組んでいること、また、ごみ減量先進地域のアイデアなどを広報等で紹介し、減量意識を高め、4年後の運搬費用の削減を視野に入れた取り組みを今からする必要があるかと思われませんが、村長のお考えを伺います。

また、提言に基づいて実施された環境教育の一環である子ども向け分別ガイドブックの作成及び分別講習会の開催は単年度で終わっており、そういうものがほかにも見受けられます。今後、さらなるごみの減量が求められることが予想される中、継続し習慣化していけるものを中心に提言内容を見直し、子どもを通してリサイクル、ごみ減量が家庭に浸透していけるよう、学校などの関係機関には早目に対応すべきと考えますが、村長はどのようにお考えかをお聞きします。

3番目に、村は集積場のない地区に対し上限300万円を補助し、集積場の設置を促しております。提言書では、ごみ出しが困難な世帯、すなわち集積場に持って行くことができない老人世帯への対応も検討してほしいとあります。独居老人など生活弱者もさることながら、ホテルなど事業所系として扱うべきごみが多く出る地区に対しては、集積場でなくステーション方式と言わ

れる拠点回収のほうが利便性が高いという意見もあります。集積場にこだわらず地区ごとに一番出しやすいごみの出し方、自分たちでできる生ごみの堆肥化、リサイクル物の回収方法を検討してもらい、焼却ごみの減量に成功した地区に補助金を出すような仕組みはどうか、そのほうが減量に対する意識も深まるのではないかと、そのように考えますが、現在の集積ありきの考え方を改めになるお考えはないかと、以上3点の答弁をよろしくお願いたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 伊藤議員から3つのご質問をいただきましたが、1つ目と2つ目は関連がありますので、あわせてお答えをさせていただきたいと思っております。

ご指摘のとおり、ごみ減量化推進懇話会を設置をしました当時と比べ、ごみ減量化に対する広報はくばへの露出は少なくなっていると感じています。また、学校におけるごみの減量講習会は、平成22年に小学校4年生を対象に一度開催したことがあります。その後は継続開催をしておりません。一方、機密文書の回収、南小、しろま保育園での生ごみの堆肥化、清掃センターにおける分別指導員の配置は継続をして行っているところでございます。常日ごろから、ごみの減量化を進めると公言をしておりますので、今後は各地区での分別講習会、小売店舗におけるごみ減量キャンペーン、アパート等へのごみ・リサイクル物の分け方・出し方ガイドマップの配布など、提言内容を再度確認の上、実施方法等を検討し、できるものから実施をするなど、ごみ減量化に対する啓蒙に努めてまいりたいと思っております。なお、子ども向け分別学習会につきましては教育委員会、小学校と連絡調整を行ってまいりたいと思っております。

また、清掃センターの受け入れ量が増加しているというご指摘ではありますが、観光課で行っている統計によれば、平成22年度から24年度までは観光客数が年々増加をしてきておりますので、この影響によるものと考えているところであります。

次に、3つ目のご質問ですが、景観、動物による散乱等を防ぐ意味からも、行政区で設置していただいた地区集積場からの収集運搬体制を基本としてまいりたいと考えております。そのため、地区集積場設置を促進するため設置補助金の上限を120万円から300万円に引き上げるとともに、現在集積場のない地区等に設置をお願いをしているところであります。地区集積以外でよい方法があれば、これにこだわっているつもりはありませんので、地域の方々と相談をしてまいりたいと考えているところでございます。

なお、大町市で行っているような野天における数軒単位でのごみ集積場は、動物による散乱、冬期間の対応、景観等の面や収集費用の点からも疑問を持っているところであります。ごみ出しが困難な世帯につきましてはホームヘルパー、ファミリーサポート、シルバー人材センターへの委託で対応をしております。今後少子高齢化がますます進んでまいりますので、他市町村の事例を研究するなどし、どうあるべきかを検討してまいりたいと思っております。

最初のご質問についての答弁は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 来年度から、ごみの袋が大町市同様記名式を導入するという方針を伺いまして非常に喜んでおります。県内では85.7%に当たります66市町村で記名式のごみ袋を使用しているとのこと。これによりごみの出し方の責任が問われ、出す側のモラルも向上すると考えられます。現在集積場を抱える地区、特に白馬町のような大所帯の区では、本当に区民のごみなのか、集積場のない区から持ってきているのではないかといった苦情も聞かれ、記名式により監視の目が働くと期待しております。

白馬村では、実際に記名をしてもらうか否かは各地区の判断に委ねるとお聞きしました。いきなり記名するというよりは、まずは袋になれていただき、2年目からは必ず記入するといったステップを踏んでいくことも必要かとは思いますが、しかし、集積場に出されるごみは大量で、たとえ記入してあったとしても、それがその区民の出したごみかどうかの判断は果たしてできるのか、そんな心配もあります。集積場まで運んで行けない、シャッターが重くてあけられないといったお年寄りや近所の方に持って行ってもらうような対応をしているとのこと。また、宿泊業を営む住民が多い地区では、どのくらいの規模の集積場が必要なのか分からないといった声があることも確かです。

現在集積場がない6行政区に設置を要請しているとのことですが、モデル地区を決めて、記名式拠点回収のステーション方式でやってみるといのはどうかと思います。当然お年寄りのゴミ出しは簡単なものになり、人の手をかりなくても済みます。拠点回収に集まるごみ袋の数は当然集積場より少なく、ごみを出す人が制限され、どなたのものかも限定できます。そうすると、大町市の事業系ごみの扱いと同じように、2袋以上を出す事業者を特定することも可能になるわけ。この方式はコスト高になるとか、あと先ほど村長の答弁にもございましたように、動物の被害があるということですが、実際に導入してできるかどうか、モデル地区で判断ができ、そこからのフィードバックをもとに改善策も検討できると考えます。集積場がない地区をモデル地区にして、集積場建設の前にこのステーション方式をやってはいかがかと思いますが、村長のご意見を伺います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私のほうから再質問についてお答えしますが、細かい点については担当課長から答弁をさせます。

まず、私のほうから、新しく集積場を設ける地区については、設ける前にステーション方式の導入を考えたかどうかというご提案でございます。

私もいろいろ調べてみたところ、ステーション方式はステーション方式なりにいろいろ問題点があるように事例をお聞きもいたしました。いずれにしても、出す側がしっかりとその本来目的とするところへの思いを共有して、お互いが努力をすることが何よりも大事だと思っております。

す。そんなことから、ステーション方式を否定するわけではありませんけれども、それぞれこの地区の情勢、家屋の連帯状況がどういうことか、それから積雪地帯、それから営業施設等、それぞれの地区の置かれている状況も多種多様であります。そうしたことを全部一律に考えてステーション方式というのは多少無理も問題点もあるのかなと、こんなふうには思っているところではありますが、今後についてはそういう、今、伊藤議員がおっしゃられましたことも一つの提案として検討をしてみる必要は十分あるかと、このように思っております。

私からは以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。倉科住民課長。

住民課長（倉科宜秀君） 実際に、大町市でステーション方式で回収をしているというふうにお聞きをしております。大町市の中では、やっぱり朝出す時間を1時間とか30分程度に区切ってやっていると、それ以上長くするとカラスに食い荒らされる等々という話もお聞きしております。山裾とか山に近いところとかでいくと、やはり現在でいくと熊の被害、熊を引き寄せる可能性があるというところ。それと、冬期間については朝早くから除雪を行います。雪の量によっては除雪の時間が9時、10時、11時というふうに時間が長くなっていくというところもあろうかと思えます。村長、申しあげましたように、検討をして庁内で考え方をまとめて、整理してみたいというふうに思えます。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 冒頭でお話ししましたように、広域でのごみ処理計画は進んでおり、このままいけば現在のようなごみの出し方を続けるわけにはいかないというのは明らかであります。

残念なことに、ことしの3月でごみを担当し、積極的に減量にかかわってくださった環境課がなくなり、行政はやる気を失っているのではないかといった声が住民から出ております。ごみに関する事業は住民課が担当することになりましたが、担当できる人数も限られており、以前のようにかかわっていただけないのが現実です。新しい広域の焼却施設の計画が進んでいる中、今後どういう体制になっていくのか、中長期的な計画を策定して、徐々に新しいごみの出し方に慣れていくようにしないと混乱が生じるのではないかと、そんな不安が持ち込みをしている事業主の方たちにあると聞いております。

少なくなってしまった行政側の人数を補う意味で、ごみ減量懇話会委員の方々、環境課と協力体制にあったアース隊、また、上質古紙の回収を年2回開催し、行政ともつながりが深い消費者部会の協力も要請し、新しい村全体のごみの出し方の具体的な内容を詰めていく作業部会を立ち上げたらどうか。そうすることで住民の不安も取り除けると考えますが、そういった作業部会をつくらず、行政だけで対応ができるのかを村長にお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。

まず最初に、課の再編成によってごみの分別、収集等についてやる気がうせているのではないかとご指摘でありますけれども、環境課を廃止して住民課のほうにその所管を移したことは、今までの担当者からも、非常に人的な問題からいってなかなかごみに関する業務に集中できない事例が多々あるということから、大勢の人でバックアップできるような体制の中でやるのが望ましいという、そういうご意見もお聞きをいたしました。そういうことから、大きい課の中でごみに対する前向きな姿勢を今まで以上に持っていこうということで、課の再編の中で統合したところでもありますので、前向きに取り組んでいるという気持ちは以前と変わりませんので、ぜひご指摘等があれば率直なご意見をお聞かせいただければと思います。

また、今、伊藤議員のほうから、行政だけでごみの分別等についてはできるものではないということから、民のそれぞれの団体の皆さん方のお力をかりてやるべきではないかと、大変貴重なご提言をいただきました。これについては庁内で早速検討をしながら、本当に分別、減量化につながるような方策を官民一体となって取り組めるようなシステムの構築に向けて検討してまいりたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 前向きな検討をしていただけるということで期待しております。

続きまして、2つ目の質問に入らせていただきます。

今9月定例会に提出され、平成24年度の予算執行によってなし遂げられた効果を示してあります「主要な施策の成果説明書」に事業費約3,000万円との記載があり、また、本年度予算でも1億2,400万円ほどの、来年度を含めると総額約2億5,000万円に上る事業費の奈良井有効利用整備事業について伺います。

この事業は、本来大出のつり橋周辺の公園の建設前に予定していたとお聞きしましたが、大出の公園からのよかった点も含めた反省点、活用度や利用者の満足度などを考慮した費用対効果等のフィードバックを奈良井の公園化に生かすことができれば、資金の有効活用につながると思います。フィードバックを集め、検証されてこの計画に至っているのかを伺います。

また、こちらの事業も地域住民代表、土地所有者、農業委員会や土地改良区の代表、議会や地方事務所の関係者から成る検討委員会からの報告をもとに計画されたものですが、その中に学識経験者が見当たりません。この土地の植生を熟知している学識経験者からの意見は、長い目で見たときに禍根を残さないための必須条件と考えます。学識経験者と住民を交えた委員会で再度検討したほうがよいのではないかと、そのように思いますが村長はどのようにお考えでしょうか。

前述の事業費には、当然維持管理費は含まれていないと思われます。建築物同様、今後維持管理が必要になると思われますが、奈良井地区周辺の地域住民が中心になって管理を行うのでしょうか。または指定管理者などを通して行政が関与していく予定なののでしょうか。地域住民が中心

になってやるのなら、住民の同意を得ているのでしょうか。また、村民の税金が使われることになるのなら、この事業に対する村民への情報提供が十分にできていて、事業への理解を得ていると思われるのか、以上3点について村長にお伺いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 伊藤議員から奈良井地域の整備計画について、3つの項目にわたってお尋ねをいただいております。過去の経緯もごさいます。過去の経緯を知っていただくことも大事かと思ひます。多少長くなりますけれども答弁をさせていただきます。

まず、大出公園の検証を踏まえた計画であるかのご質問であります。確かに十数年前、大出のつり橋周辺と奈良井地籍とともに都市公園法に基づく公園整備をする方針が議会で承認され、セットで見られがちでございますが、そもそもつり橋の老朽化によるかけかえを課題とし、その課題解消に白馬を代表する白馬三山と姫川のつり橋の景観を前面に出し整備した大出公園と、この奈良井の整備は、その成立が全く異なることをぜひご理解いただきたいと思ひます。

平成25年第2回定例会でも若干お話はさせていただきましたが、奈良井地域の場合は昭和50年代に県営圃場整備事業により基盤整備をしたものの、地耐力の著しい不足により耕作に適さない状態が続いてまいりまして、米をつくりたくてもつくれなかった地権者の皆さんは、そうした状況の中であっても平成20年に全ての償還を終了し、30年にわたっての償還をしていただきました。大変ご苦勞をおかけし、それを受け入れて実施していただいたことには大変感謝をしているところでございます。

一方、耕作を可能にしようと、補完工事を県や村等の負担により多額な事業費をかけているものの状況は好転せず、耕作放棄地がふえている現実を何とかしようということから検討が始まったものであります。基本的には、整備計画は奈良井の実態を検証し、地域の実情に精通した方や農地、農業関係者等で組織した奈良井地域整備検討委員会の検討結果報告に基づいた計画づくりを進めているところであります。また、監査委員による平成24年度決算審査意見書には、奈良井整備については懸案事業であるとはいえ適正規模の投資により財政負担とならないよう留意せよとの意見も添えられており、極力事業費を抑える方向で検討をしてまいります。

次に、その検討会に学識経験者が見当たらないのご指摘でありますけれども、検討会には地域住民代表のほか、肩書区分は学識経験者ではないものの農業委員会委員や土地改良区役員に村議会議員、地場産推進委員会とまさに学識を備えた委員を含んでおり、さらには地方事務所農地整備課、県土地改良団体連合会など専門機関もオブザーバーとして組織されたものであり、議員ご提案の新たな学識経験者を交えての再検討は今のところ行うつもりはございません。

ただし、検討会報告を受けて現在進めている整備計画の具体化の過程では、地域の植物、昆虫等の環境調査を専門の方に委託してありますし、国営アルプスあずみの公園のアドバイザーで県のふるさと水と土指導員を務めている方にも相談をしながら進めていることも申し添えさせてい

ただきます。

次に、今後の維持管理等に関するお尋ねでございますが、2年前検討会の報告が出た後、議会においても同様の質問がされ答弁した経過がございます。基本的には、当時と維持管理に関する考え方は変わっておりませんので改めてお答えをしますと、整備が完了後の維持管理は、施設整備よりある意味重要だと考えております。地域の活性化のためには、何らかの形で地域の皆さんがその施設管理にかかわっていくということが何よりも重要であると思っております。ただ、地域からは住民の高齢化が進んでいて肉体労働を伴う維持管理には限界があるという声もあるやにお聞きをしておりますので、過度な負担をかけることのないよう十分配慮しながら地域の皆さんにかかわり合いを持っていただけるよう検討をしていきたいと考えております。いずれにせよ、計画自体がまだしっかり固まっていない状況であり、今後は整備と並行しながら、維持管理についても関係される皆様と協議をしてまいります。

また、事業の住民理解、情報提供についてであります。奈良井の整備については地域の長い間にわたる要望を経たものであり、地域周辺地区には十分説明で理解を得ながらここまで進んできたと思っております。さらに、同事業は村の予算の概要に本年度の主要事業として記載をされ、地区によっては総会の折等に議員から報告がされ、整備検討委員会を設立の折にも公募委員募集の広報をしており、奈良井に関する議会からの質問があるたびに、その答弁要旨は議会報に掲載をされるなど、ある程度の情報は提供されたと認識をしております。

ただし、先ほど申し上げましたとおり、事業の発端が当初の構想どおりにはならず、結果長年にわたる所有者の皆様のご苦勞に対処したいという事業の特殊性があり、村全域に十分な情報提供がされたとは言いがたいのも事実であります。今後、具体的計画が決定後お知らせをしてみたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、奈良井地区の整備計画についての答弁は終わりとさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 先日14日に、ある女性グループが奈良井地区公園化計画の詳細を知りたいということで、担当課の方が現地に赴いていただき説明会を行っていただきました。その折に私も参加させていただきました。3日連休の初日にもかかわらずご足労いただいたこと、とても感謝しております。

あの場所に公園化計画があるというのを話しますと、いきさつをご存じな一般住民の方は一様に驚かれます。その女性グループの方々もやはりなぜと疑問を持たれたようで、この説明会の開催になったわけですが、30年も前からの事情といいますか経緯がわかりますと、かの地を購入することに納得し、異存はないとおっしゃっておられました。

この奈良井に関しては、過去5年間の間に一般質問で4回ほど、また、予算特別委員会や決算特別委員会でたびたび取り上げられており、広報はくばにも地区懇談会等での要望として何度か

記載があったとのこと。しかし、時系列で逐次追っていきける住民も少なく、今回のように予算等が表面化した場合、まずはホームページを見るのが手取り早いわけです。私も、奈良井という名前が出てきたとき村のホームページを見ましたが、まず出てきたのは募集締め切りが過ぎた整備検討委員会の公募委員募集要項でした。

先日の説明会に来られた女性の方が、公園ができたら公園の成り立ちを書いた案内板のようなものを立ててほしいと提案されていました。この計画だけでなく予算化された事業、特に大きな税金を投入する事業に関しては、ホームページや広報に計画の詳細やこの計画に至った説明、また、まだ内容が具体化されていない場合は計画中や内容は検討中といった形で載せていただければ、今回のような住民サービスの手間が省けるのではないかと、そのように思います。村長はそういった事業に対しての理解を深めるための方策は必要ないと思われるのか、あるいはほかの方法をお持ちなのか伺います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 情報提供ということは大事なことだと認識をしております。決して情報提供する必要がないという考えは持っておりませんので、逆に関係のないとか、ちょっと過去の成り立ちが違うことから、本当に村全体の皆さんにその情報が伝わっていたかということになれば、もうこの計画と申しますか、地元から何とかしてほしいという声が出てから正直数十年たっているわけでありまして。物の考えの発端は申し上げましたように、あそこで耕作をする人たちが何とかしてほしいということから始まったものであり、関係地区の皆さん方、地権者の皆さん方を中心に話を進めてきた経緯はございます。そういう中でも公募委員等を募集してやったことも、可能な限り大勢の人に知ってもらいたいという意図もあったこともご理解をいただきたいと思っております。

それと、公園という名前がやっぱり表に出てしまいましたけれども、これについても申し上げたとおり、あそこは構造物をつくるのか、普通の一般的な公園としての機能を果たすようなことは計画当初から考えておらず、今のあの自然を残すような形で何とか自然公園的なものにならないかということで今まで検討してきたところでございます。今後具体的に検討が進展をしていく状況になれば、その機会を捉えながら村民の皆様にも情報提供をしていきたいと、このように考えております。

まず加えて、もう一つ、今の地域を何とか耕作地には不向きなので再利用をできるようにしてほしいという切実な声を、やはり第一優先に考えてきたことをぜひご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は、答弁も含めあと24分です。質問はありますか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 前日の説明会におきまして、村長もお話しされておりましたように、この公園化にはなるべくお金を使わず、自然に返すような形がいいのではないかとといった意見もあり、できればそういった方向で、また、行政も支援金、補助金を利用し、借金する額をできるだけ減らしていきたいと考えておられるとのこと、また、実際の費用は予算より少なくなる見通しであるとの説明がありました。維持管理は、地区の住民や木流川の親水公園で行っているようなボランティアを募り、多くの方に親しんでいただきながら管理していく形をとる方向であることもお聞きしました。

まだきっちりとした計画ができていない中、白馬村の植生に関する第一人者や景観、公園計画に豊富な経験を持っておられる方にもかかわっていただきながら内容を詰めているとのことでしたが、参加した方々から、どこにいいアイデアが埋もれているかわからない、ぜひ一般の人の意見も反映できるよう、チラシなどで意見を募集してほしいといった提案がされました。要するに計画・立案の段階で参加したいという思いであります。このことに限らず、住民はこういうことが決まりましたということをお知らせされるより、こんなことがあります皆さんはどのように考えますかといった問いかけをされたほうが関心を持ち、喜んで参加してくれるのだと新人議員研修会のときに教わりました。まさにそのあらわれで、この計画の意志決定に私のアイデアの幾分かを投影させたいとの思いかと思われまます。

お配りしてありますのは6月9日付の大糸タイムスの記事で、松川村の遺跡公園の建設計画について話し合うワークショップ開催のものです。松川村では、住民とともに作り上げる公園を目指しワークショップ方式を採用したとあります。全部で5回開催し、1回目のワークショップには20名が参加したとなっております。公園管理をボランティアにもお願いするようになれば、こうしたワークショップ形式で計画の段階からアイデアや興味のある方に多く参加していただき、誰かがつくった公園でなく一緒につくり上げたという思いのこもった公園になれば、管理にも積極的に参加していただけるのではないかと、そのように思うのですが、こういったワークショップを導入することを村長はどのようにお考えでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） ワークショップのご提案がありましたけれども、私自身も新たな相当大きな事業についてはワークショップ等が果たす効果は非常に大きいと、このように思っております。決してワークショップを否定するものではありませんし、私も就任早々の保育園の統合の際にはワークショップをつくって検討をしてきた経過もございますので、その必要性があるという表現はまた誤解されがちでありますけれども、必要に応じてやはりワークショップを行いながら、大勢の皆さんのご意見を反映していくという意味では、この果たす効果は非常に大きいものがあると思っておりますし、今後についても、そうしたワークショップがあればというものについては積極的に導入はしていきたいと、このように考えております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は、答弁を含めあと19分です。質問はありますか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） ワークショップ導入にぜひ前向きに検討していただければと思います。

最後に、来年3月で借地契約が終了し、それに伴い移転先が検討されておりますオリンピック記念館についてお尋ねします。

2カ月ほど前の7月22日に、全員協議会でオリンピック記念館の移転について建物を新設する第1案とスタートタワー内へ設置する第2案、その2つの案の説明を受けました。その翌日には新聞報道で、また、8月初旬にはチラシで新たな施設をジャンプ競技場にオープンする内容で公表されたとのことでした。

しかし、7月22日時点では、新しく施設をつくるのであれば、長野オリンピックに限らず幅広く展示物を求め、集客率を上げられる充実した施設にすべきであるといった意見が複数の議員から出されました。議会としては、今回の第1案の新施設建設に同意したという認識はなかったというのが大方の見方でした。全員協議会のまさにその翌日に新聞報道というように、公表をあのよう急いだ理由をお聞きします。

また、先ほどの奈良井の公園化計画同様、多額の税金を投入する事業であります。このオリンピック記念館は3,000万円から4,000万円という見積もりで、50億円近い村の一般会計予算の1%と行政にとってみれば少額という認識かもしれません。しかし、村民にしてみれば新たな箱物に我々の血税を使うならもっと税金を安くしてほしい、そんな声も聞こえそうな気がいたします。この施設が本当に村民に必要なものなのか、必要であるならどういう形が村民の利益になるのか。そういった議論を深めるためにパブリックコメントを集める、また、委員会を設置するなど幅広い村民の参加を求め、できてよかった施設にすべきと考えますが、村長のご意見を伺います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 伊藤議員から3つ目のご質問、オリンピック記念館について2つの項目でご質問をいただきましたが、関連がありますのであわせてお答えをさせていただきます。

この問題については太谷議員のほうにもお答えをいたしましたので、ご理解をいただけた部分もあろうかと思いますが、重複をしないようにお答えをさせていただきます。

まず、7月22日の全員協議会においてオリンピック記念館に関する今後の村の方針を説明させていただき、ご意見もいただきました。ただいまのご質問の中では、今回の新施設建設に同意したという認識がなかったというのが大方の見方でしたとのことですが、私を初め行政側から出席した全員は、議員の皆さんには村の方針をご了承いただいたと受けとめていたところがあります。そのために、協議会終了後のプレス依頼に対して観光課長からお答えをしたというものであります。私としては特に急いだつもりもありませんし、また急ぐ理由もありませんでした。

が、午前中の太谷議員のご質問でお答えをしたとおり、再検討する必要があると判断をすることといたしております。

再検討に当たっては、伊藤議員が提案をされているパブリックコメントも一つの手法として考えられます。いずれにしても、村民の意見をお寄せいただき、その意見も踏まえた上で方針を固めてまいりたいと考えておりますけれども、私としても、あの果たしてきた今までの役割等も当然考えながらも、必要最小限の投資で効果が上がるようにしたいということは全員協議会の席でも申し上げた記憶がございますので、その気持ちを今も持ちながら今後に向けて進んでいきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

3つ目のオリンピック記念館については、以上で答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 8月3日付のオリンピック記念館を無料開放しますと題しました観光課からのお知らせチラシの下段に、アイデアや提案等の提出についてとありました。

しかし、残念なことに、このチラシが折り込みに入った8月3日は白馬村にとって書き入れどき、一番忙しい時期であります。記念館の無料開放やアイデア募集はとてもよいことだとは思いますが、無料開放の期間が8月3日から9月1日まで、アイデア提出期限は9月6日となっています。観光に従事する住民が多いこの村で、こういう忙しい時期の週末にA4サイズのチラシに目をとどめ、アイデアに思いをはせるといった時間的、精神的余裕があるとはほとんど思えません。たとえこのチラシを目にして、せっかくの無料開放の時期に足を運びたいと思ったとしても、実際にそうできる方が8月中どのくらいいるのか。この施設ができたとしたらお客さんを送りたいと思っている宿泊業の方たちの思いを酌み取ろうとしているのであれば、当然そのあたりを考慮に入れるべきだったのではないかと、そんな疑問が強く残ります。

今後このような事業計画がありパブリックコメントを求める場合は、広報をした、やったという既成事実だけをつくっているのではないかなどという憶測を呼ばないような時期や方法を選び、本当に住民からの意見を求めているのだという姿勢を見せる配慮があるべきと考えますが、村長はどのようにお考えでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私のほうからのこのお答えに加えて、細かい点については局長のほうから答弁をさせていただきますけれども、なかなか急いだ理由というか、パブリックコメントをお寄せいただく期間をあらかじめ決めたということは、大変忙しい時期にふさわしくないという指摘であろうかと思えます。

おっしゃることはわかりますけれども、パブリックコメントを求めるいろいろな課題が出てきたときにはある程度期限を決めながら、そしてまた、忙しい時期であってもコメントを寄せていただけるような方法を配慮しながらやってきたものとこのように思っておりますが、たまたま観

光局のほう担当課としては、移転をする時期も決まっていることから、それに対応するために逆算をすればどうしてもその時期にやらなければならないというような事情もあったかと思いますが、これにかかわらず先ほどからもお話をしておりますけれども、大きい事業を導入するにはきちんとパブリックコメント等をいただくことが、スムーズに事業が進むそのもとになるということには私も同じ考えでございますので、できる配慮は今後もしていきたいと、このように思っております。細かいことについては、担当課長から答弁させます。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） チラシに対しての1カ月ほどの期間を、どういうふうに捉えてやったかということについての答弁をいたします。

この関係については、6月の議会でもなかなか結論が出ずに閉会中の継続審議となり、迎える今定例会にやはり住民の意見も踏まえての結論を行政側としてもなるべく導き出していきたいと、そういう背景があって8月末というところで設定をし、本来で言いますと13名という方のご来館に対して1名のコメントということで、なかなか結果としては幅広い意見が出なかったということはあったにせよ、9月というこの時期に今後の記念館をどうすべきかというところを結論づけたいというスケジュールからの計算に基づき、8月中にコメントを求めたと、こういう経過でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） まず、どなたがこの施設、オリンピック記念館ですが利用し、満足度はどうなのか、新しい施設にしたら満足度はどの程度まで上げられるかを考えるべきだと思います。現在利用しているのはジャンプ台の見学者で、入館料はジャンプ競技場との共通、24年度の記念館単独のチケット販売数は約1,150枚、ジャンプ台競技場のチケット販売は約8万1,000枚で、そのうち実際に記念館を訪れた人数は算出しておらず、半数の4万人くらいではないかとのことです。

お聞きしたところ、新しく建設しても入館料は現在の40円を維持したままの方針ということでした。現在の集客力でようやく人件費が賄える状態で、長野オリンピックから15年以上もたっているジャンプ台の観光客は減ることはあってもふえる見通しは立てられない、そんなジャンプ台の利用客を当てにした計画でこの先人件費を賄っていくのか、税金から補填しなくてははいけなくなるのではないかと、そんなことが懸念されます。

また、現在の展示物で集客率を上げる自信はないと伺いました。すなわち現在の満足度は低いということが言えると思います。この村出身のオリンピック選手を紹介するなど新たな取り組みをしたい考えだそうですが、順番が逆で、これだけの展示物があるのでこれだけの施設が必要だという提案でなければ、税金を出す住民には納得できないのではないかと思います。同じように、

オリンピック施設であるスノーハープの2階にあの記念館の展示品を一時移動して展示したらどうか、山とスキーの総合資料館で展示してもらってはどうか、あるいは白馬村に今後必要な図書館と観光局ビジターセンターを一体化した複合施設を建設し、そこにオリンピックメモリアルとして、あわせてこの村を代表する彫刻家の作品の展示やヒメギフチョウを紹介するなど、観光客だけでなく住民も利用できる施設にしたらどうかといった提案がされていると伺います。

ここに住んでいる住民がどんな施設を必要としているのか、その内容を検討することから始めるべきと思いますが、この計画を原点に戻し考え直すお気持ちがおありでないか、村長に伺います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。

今のオリンピック記念館へ来場される方の入場数、金額に直しますと300万円を割る状況のように把握をしております。人件費1人分にも満たない状況であります。

そういう状況の中で、私の表現の仕方がまずいところがあったのかもしれませんが、私はお金を取って開放するよりも無料で開放をしてやる方がいいのではないかと、そしてまた、展示をする場所としてはオリンピックにかかわる、ジャンプ台のあるあの施設内に置くことによって、少ない資料もおいでをいただいたお客様にはインパクトの強いものになるだろうということから、オリンピック場の敷地内に置くことを第一に考えてまいりましたし、地元の皆さん方からもそういう強い要望もあったところでございます。

加えて、あそこの中へ建てるにしても、私自身は皆様にお客を呼べるような施設を建てるということについては私は今の現状では自信がありませんと、建てるに当たっても最小限度のものということで組み立てをしておりましたが、ただ、あそこの指定管理者等がそういう施設に合わせて運営形態を変えたいというような希望があるならば、それも話をした結果、多少可能性があるかもしれないというようなこともお話をした経過があると記憶をしておりますが、話をしたところそういう希望もないと、企業として採算制を考えてのことだろうと思いますし、私も当然のことだろうとこういうふうに思ったわけであります。

したがって、あの敷地の中につくるといっても、1つには最小限度のものであるということと、今あるタワー等を利用して何とかできないかと、こういうことも2案あることを皆様にもお知らせをいたしました。県の施設であることから、また、あそこに投資を既にしてあることから、果たしてそうしたことを改善しながらあそこに移転することが可能かどうかということは今後の詰め方によるところもございまして、改めて再検討するという事で申し上げて、これからまた皆さんにご意見をお聞きするとともに、私どもの考えを提案させていただき形を整えていきたいと、このように思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は、答弁も含めあと3分です。質

問はありませんか。

第4番（伊藤まゆみ君） ありません。

議長（横田孝穂君） 質問がありませんので、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いたします。
ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時16分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第7番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第7番篠崎久美子議員。

第7番（篠崎久美子君） 7番、篠崎久美子でございます。

本日は、通告に従いまして4つの質問をいたします。

1番目に下水道問題について。2番目に災害時への対応について。3番目にはサイクリングの受け入れ環境の充実について。そして最後に、村有財産の適切な管理と有効的活用についてでございます。質問事項がまた多岐にわたっております。簡潔なご答弁でぜひお願いしたいと思っております。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず、1番目として、下水道問題についてお伺いをいたします。

下水道受益者負担金問題は、この問題の存在が明らかになってから既に約2年が経過をいたしました。この間に数値的な部分の精査や担当人員の確保など、さまざまな対応も行政側ではされてきているところでございますが、複雑であることもあり、住民からはなかなかこの問題への理解が及ばないという声があるのも現状でございます。

そこで、以下についてお伺いをいたします。

まず、この問題の解決、あるいは事態の收拾は何をもってと考えているのか、あわせて問題の検証の必要性をどのように考えているのか、それについての第三者機関など立ち上げの予定はあるのかをお伺いいたします。

2番目に、再発防止についてはどのようにお考えになっているかをお伺いいたします。

最後に、2月18日付で監査委員より出された意見に基づく取り組み状況のうち、お答えとして徴収猶予の時効の解釈の判断が出ております。これについての根拠をお伺いしたいと思います。

この徴収猶予の時効の解釈というところでございますが、行政側としては、この白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則、別表第1受益者負担金徴収猶予基準表に規定する徴収猶予の期間が終了した時点から新たに時効が進行すると解しますというお答えがあります。これについての判断根拠をお伺いするというところでございます。

また、排水区域の見直しを図り、実態に合った賦課対象区域に変更するというお答えもありますが、どのような変更を具体的に考えていらっしゃるのか。また、お答えによりますと、これに

より加入分担金賦課制度の見直しを図れるか検討を進めますというお答えになっておりますけれども、この変更が加入分担金賦課制度の見直しにつながるかと考えるその理由をお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎議員から下水道問題について3点にわたってご質問をいただいております。順次お答えをさせていただきます。

最初に、下水道受益者負担金問題の検証の必要性についてであります。私は今までの経緯の中である程度の検証は進んできていると思っております。それは各種の監査結果や議会特別委員会の報告書でも指摘をされており、徴収事務が適切に行われていなかったことや、それに対する行政の認識の甘さ等が厳しく指摘をされております。また、事業の進め方にも言及をされており、事務方の苦悩、受益者負担金という理解の得られにくい仕組み等も指摘をされております。これは、ある意味で今後の事業の進め方にも言及をしているものと考えております。政策遂行責任者として、住民に大きな負担を強いている事業については、説明責任を果たし理解を得る努力が必要だと思っております。各種の監査結果や勧告等の内容を熟読し、今後に生かすことが検証のあかしと考えておりますし、これが再発防止につながる最善の策と考えております。

次に、第三者機関の立ち上げ予定につきましては、篠崎議員からも平成25年第1回の定例会で、第三者委員会の立ち上げ、あるいは審議会の立ち上げというもので全てを解決するものではありませんので、この検証結果なり反省を生かしてぜひ次につながる体制をとっていただきたいとの強い要望を伺ってきたところでございます。私としても同様に考えておりますけれども、第三者委員会の立ち上げにつきましては、さきの加藤議員の質問でもお答えをしたとおりでございます。

解決、あるいは事態收拾は何をもってと考えているかとのことでございますが、第一義的には住民監査請求にかかわる監査勧告に対する必要な措置が完了する時点と考えますが、事務处理的には、昨年の決算監査の附帯決議の項目や勧告書に記載された意見の取り扱いなど、引き続き検討を要する事項がありますので、これらを確実に遂行した時点と考えております。

次に、8月12日監査委員に通知しました監査結果に伴う意見に基づく取り組み状況についてでございますが、まず、徴収猶予の時効の解釈の判断根拠であります。今、議員からもご指摘があり、その根拠をというご質問でありますけれども、民法第157条では、中断をした時効はその中断の事由が終了したときから新たにその進行を始めるというふうに規定をしています。受益者が行う徴収猶予申請は時効の中断事由であります承認に当たることから、徴収猶予された時点で時効が中断をし、規則で定めた徴収猶予の期間が満了した時点から新たに進行をするものでございます。また、地方税法第18条の2第4項では、地方税の徴収権の時効はその猶予がされている期間内は進行しないと規定してあり、村税と同様の解釈をしているものであります。

次に、排水区域についてですが、今後適正な管理をしていくため、都市部と違い家屋連担区域が少ない本村の実態に合った賦課対象区域に変更していきたいと考えております。これについては、日本下水道事業団の専門教授からアドバイスをいただいているところでありますが、徴収猶予地をその管理の煩雑さから排水区域外とするなどの変更があります。なお、加入分担金賦課地につきましては、対象土地の売買や相続による所有者の移動と分合筆の際の管理について複雑になっているため、排水区域外としてスムーズな事務処理ができるよう検討していきたいと考えております。

これにつきましては、さまざまな調整事項が出てくると思われますので、慎重に進める必要があると考えております。現在受益者負担金システムの全受益地の一筆地調査を行っており、この作業が済み、システム内のデータが正確に修正されたところで排水区域の変更事務を進め、第4回定例会までには調査結果に基づく今後の方針が告示できると思っております。また、排水区域の変更につきましては、条例改正等が必要となるため、議会の皆さんと十分協議をさせていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

下水道問題については、以上で答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） ただいま検証についてお答えをいただきました。また、関係して第三者的な機関の立ち上げについても伺いをしております。

検証については、さまざまな今までの結果である、勧告であるということから既に幾らか明らかになっているのではないかとということでございます。また、先ほどの加藤議員のお答えには、今係争中のところがあるので、その最終結果を待つというお話もありました。

しかしながら、裁判でやっていることということと、自分たちが検証するということはこれは意義が違ふと私は思います。なぜ検証するか、それは何が問題であったかということ、事実を洗い出すことによって職員全体、庁舎内全体として、あるいは村民も含めて自分たちが共通認識として持つということ、これがなければ再発防止にはつながらないと私は思います。その点について、村長はどう思われますか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。

全職員がこの問題について共通認識を持つことが大事だと言われていることは私も同様であります。そして、今係争中のことはこの庁内で行う検証とは全く違う次元の話だというふうにお聞きをいたしましたけれども、私が考えるのは、その係争されている内容が我々は我々の立場で、また、過去の理事者、担当者たちが導入したシステムは正しいものという前提でこの事業を推進し、事務処理をしてきたと、このように解釈をしております。したがって、私どもの検証できるのは、今までやってきたことは正しいという前提に立って、その中で正しい方法であっても何が

問題であったか、その辺の検証については十分していかなければいけないと、このように思っております。

そうしたことから、今後は事業導入からきょうに至るまで、その経過をもう一度精査をしながら、本当の最終検証等ができるような形をつくり上げていきたいと、このように思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 村長の任期があと1年を切っております。この1年を切った中で結局検証する機関をつくるのかつくらないのか、そこについてお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 一応監査結果、そして判定委員による答申も出ましたが、その勧告、答申を最大限尊重をしながら、その勧告、答申の中で指摘をされました今後の必要な措置等についても提示をいただきましたので、今後のことについてはもう既に対応をしてありますし、まとめをするについては私の任期中に当然まとめはできるものと、このように思っておりますので、精いっぱい期間内にできるように努力はしていきたいと、このように思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 先ほど排水区域の変更についてのお答えがありました。実態に合ったものに即していきたいということでございますが、実際これは理由は、なぜ排水区域の変更をするということなんでしょうか。

それからまた、排水区域を変更するという点に関しては、普通の場合は最初に計画を立て、受益地の広さをはかり、そして、財政計画もあわせて提出しながら補助金等々をいただいている、それで進めてきている事業だと思いますけれども、その補助金についての何らかのペナルティーということはあるのかどうか、その辺について検討されているのか、お伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田上下水道課長。

上下水道課長（太田今朝治君） 排水区域の見直しにつきましては、先ほど村長の答弁にもございましたが、今、日本下水道事業団の専門教授に相談をさせていただいているんですが、いわゆる答弁の中にもありましたが徴収猶予地が非常に多くあると、あれだけの多い徴収猶予地を今後一生管理していくというのは非常に煩雑であり、事務量が大きいという中で、先生には今徴収猶予地を除外といいますか、一旦区域内にはしたんですが区域外にして、区域外にしてしまうと猶予地の管理は要らなくなるので、その辺ができるのか。また、そうするためには法規をどういうふうに改正していかなければいけないのか。また、先ほどのペナルティーがあるのかないのか、そういったところも教授に相談をしながら、法規を含めできるできない、じゃ、できるならどういったところから手をつける、そういうようなところを見直していきたい、そういう答弁だったと思います。

それから、加入分担金賦課地につきましても村長答弁にありましたが、非常に賦課地となって

から国調が入って分合筆されている、また、こういうご時世でございますので所有者が移動している、面積が変わっている、そういうようなところを正確に今後管理していくのには非常にちょっと難しいものがあるんですよ、加入分担金の賦課地には。だから、加入分担金制度が合法、違法とかそういうところではなく、加入分担金賦課地についてもそういった区域外に変更していくことがよいのか悪いのか、この辺も教授のほうにご指導をいただきながら進めていきたいと考えていますが、いずれにしろ、排水区域の見直しは今やっている一筆地調査、それによるデータを正確なデータにする。また、三谷コンピュータと下水道台帳の受益地を一致させるというような作業があるので、それらが終了したところで具体的に区域の除外云々を考えていくというもので、すぐにも手をつけるというふうにはいかなく、まずはできるできないの辺を専門の方に確認しながら、今後よりよい受益地の管理ができるような管理方法というものを探っていきたいというように担当のほうでは考えております。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） そうしますと、排水区域の見直しということは、要するに徴収猶予地、賦課替え地を区域外として外すということによろしいわけでしょうか。お考えとしてお伺いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田上下水道課長。

上下水道課長（太田今朝治君） そういうことができるのかということをもまず相談していかなければいけないのですが、目的としては煩雑になっている猶予地、また、加入分担金賦課地を整理していきたいというのが目的でございますので、じゃ具体的にどこをどういうふうに外していくのかというのは今後の作業になろうかと思いますが、議員ご指摘のとおり猶予地と加入分担金賦課地については、全部ではないですが区域外にしていくことを検討していかなければならない状況にあるということでご理解を願います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） そうしますと、先ほど私がお伺いしました、これにより加入分担金賦課制度の見直しが図れるか検討を進めますというふうにお答えがあるんですけども、その区域を変更することによって、加入分担金賦課制度そのものを廃止するというのも念頭にあるということでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田上下水道課長。

上下水道課長（太田今朝治君） 先ほども申し上げましたように、加入分担金制度が合法、違法、加入分担金制度を廃止する云々というのは、現在のところ考えておりません。ただし、加入分担金賦課地については、非常に管理が難しくなったり徴収ができなくなる、そんなようなケースも出てきているので区域を外すことも考えたいんですが、今のところは行政訴訟があり、裁判を行

っているところですので、その辺についてはその結果を待つて対応をしていくということになるかと思ひます。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） それでは、ちょっと徴収猶予地についてお伺いをしたいと思ひます。

徴収猶予地の面積そのものは一体どれくらいあるのか。また、本来徴収猶予地については、村の条例第10条の2にあります様式第5号によって通知をすることになっておりますけれども、この様式第5号のところには、一番最後のところに毎年4月末日までに現況報告書を提出することになりますと書いてあります。この現況報告書が実際どれくらい提出されていて、現地の確認というものの状況はどのようになっているのか、面積とあわせてお伺いをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田上下水道課長。

上下水道課長（太田今朝治君） 面積につきましては、ヘクタールでいいますと約120ヘクタール、筆数については3,477筆でございます。

それから、現地確認等は当然過去徴収猶予地として認めてきているわけで、現地確認はされているというふうを考えております。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） この徴収猶予に関しては時効の進行ということも含んでいるわけですし、そのお答えが先ほど私が最後にお伺いした、村の判断としては徴収猶予の期間が終了した時点から新たに時効が進行すると解しますというお答えをいただいている。それに対して先ほどの根拠というところをお伺いしたのですが、民法の157条、地方税法18条の2第4項ということでお伺いをしました。

この地方税法を根拠として持ってくることにちよつとお伺いをしたいと思ひます。もともと下水道事業というのは都市計画事業として始まっているわけですので、都市計画法に基づいてということで白馬村の例えば負担のところなんかにもうたっているわけです。そうすると、負担金に関するこの都市計画法75条の5のところには、国税滞納処分の例により負担金に関する部分について記述があります。ここには地方税という記述はもちろんないんですが、根拠法をどうして地方税として持ってきているのか。あるいは徴収の猶予の部分に関しては、この都市計画法が当然あって、都市計画法の中に国税徴収法ということがうたわれているとすれば、国税徴収法の中にあるかというとは実はこれはないわけですし、国税の通則法を持ってきていると思われるんです。なんですが、今根拠法として地方税法をここでわざわざ持ってくる、これについてはなぜか、そこについてお伺いをしたいと思ひます。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 今、議員さんご指摘のとおり、この公共下水道事業というのは、都市計画法にのっとって事業を進めさせていただいております。具体的には第75条に事業の進め方、そして、負担金の徴収の方法等もうたっております。指摘のとおり冒頭に国税徴収法という文言があります。

都市計画法で全ての事案を掌握して規制しているわけではありませんので、私どもとしては対応できる法律、根拠を求め、今回の場合は地方税法に根拠を求めているということでありまして、それから、時効についても民法157条でたしか承認という項目があったと思うんですけども、そういったさまざまな法律を検討して、そこに最終的な判断は委ねているということでご理解をいただきたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） それでは、その民法157条についてお伺いをしたいです。

157条に関しては、中断後の時効の進行について定めたものでございますが、それによりますと、中断した時効はその中断の事由が終了したときから新たにその進行を始めるとあります。先ほどのご答弁では、この中断の事由が猶予の期間の現状の状態が変わる間というふうにおっしゃっていましたが、この中断の事由が普通は何を指すかということ、これは同じく民法第147条にあります請求、差し押さえ、仮差し押さえまたは仮処分、承認とあります。徴収の猶予は普通債務の存在を認めるということでございますから、一般的には当然承認と認められている、こう捉えられている、これは共通の認識ではないかと思えます。中断の事由が終了したときという文言の捉え方ですが、中断の事由が終了、中断の事由は承認である、承認が終了したときからというふうに普通は考えられるのではないかと思います。

また、その消滅時効の起算点をどこに求めるかということです。時効がどこから始まるかという起算点であります。民法166条においては、その権利を行使することができることから進行すると定められています。

では、権利は存在しているかです。これについては、先ほど申しました村の条例第10条の2にあります様式第5号の決定通知書には、申請者にこれは通知されるものでありますが、ここには負担金額の欄があります。ということは負担金はもうこの時点で既に賦課されている、つまり債権債務関係が存在しているというふうに考えられます。

そうすると、徴収猶予の手続が終了したとき、これは承認ということですね。その処理が終了したとき、または負担金が賦課されている、もう既に賦課されているので、納期限を迎えたときから時効が進行するのではないかと考えることもできますが、この点についての解釈はいかがでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） ちょっと難しく理解に苦しんだ部分もあるんですけども。

まず、地方税の徴収権の時効はその猶予がされている期間内は進行しないということの説明でありますけれども、私どもの解釈としては、例えば農地が農地である間は猶予されていますよという解釈です。農地でなくなった時点で新たに徴収をしていくという、そこが時効の中断にならないの境目であるというふうに理解をしております。ちょっと後段の部分については研究させていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 私が申し上げたのは、地方税法ではなくて民法をもとにしてのお話でございます。

そうは言いましても何が正しいか、法律にはさまざまな解釈がありますし、根拠法を何に求めるかというものも地方自治体それぞれに事情があるということももちろんわかりますけれども、例えば私のような素人が考えてもこういういろいろな考え方があり、そういったときに、もし村の解釈とは違って既に時効がもし賦課をされて債権債務が発生されたとき、あるいはそのときから数えて納期限が来たとき、あるいは徴収の猶予の手続、要するに承認が終わったときから進行する、どちらかが早いほうではないかというような考え方も想定されるのではないかと思います。

そうした場合には、これは期間を区切って実は徴収猶予の手続というものはやっていかないと、もしかすると消滅時効にかかっているかもしれないということが起こり得る、私はそのように解釈をしましたので、あえて今回このような質問をさせていただいたんですが、村として期間をまず、徴収猶予の期間を区切って手続の更新なり、またそれに伴う現状の調査をそのたびごとにすることを一つ加えて、明文化されていかれたほうがいいのではないかと思います、これについてはいかがでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 我々も非常に不勉強な部分もありますけれども、今、篠崎議員のご指摘もお聞きをするとそうだなという感じもいたしますので、専門家と相談もしながら、どちらの手法をとるか検討をさせていただきたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 下水道に関して、最後にもう1点だけお伺いをしたいと思います。

先ほど何をもってこの事態の收拾、あるいは解決というところでご答弁をいただいたところがありますが、第一義的には手続が完了したところ等々のお話もありました。しかしながら、それは具体的な事象の話でありまして、道義的、政治的な責任のところを1点だけお伺いをしたいと思います。

平成18年の就任以来6年間でわかっているところで、住民の請求に対する監査委員からの勧告の中にもありましたが、約6,700万円近くが時効を迎えているという事実があるわけです。村長就任、平成18年でございますが、それ以来わかっているだけでおおよそそれぐらいという

ことでございます。当然首長としては毎年決算もありますし、債権の存在がないと、まさか知らなかったということは言えないと思いますけれども、そこについて村長としての責任をいかに考えていらっしゃるか、この点についてお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 大変厳しいご指摘をいただきましたけれども、監査委員による勧告、そして、賠償判定委員の皆さんが出された損害賠償請求等は当然それを尊重しますけれども、私は行政の長としての管理責任、これは判定委員会のほうからも行政処分という言葉で表現をされておりますけれども、それを重く捉えております。そうしたことを重く捉えながら、今庁内の行政処分懲罰委員会にも検討を依頼しているところでありますので、それはそれとして私と副村長の責任についてはそれ相応の責任をとらせていただきたいと思います、こんなふうに思っております。

私のときに6,000万円強の滞納がふえたということは、もうおっしゃるとおりでありますけれども、その当時の課長としては、時効消滅をしないようにということで精力的に取り組みをしたところでありますけれども、なかなか徴収をしなかった期間があったとか、受益者にとってはそれなりに払わない理由を並べられたことから、当時の担当課長としてはなかなか収入に結びつかなかったと、大変苦慮をしたことも後になって私が理解をしたところでありますので、担当職員にも損害賠償を負担させるということについては大変申しわけなく思っておりますが、それも一つの決めは決めとして理解をいただき、今後の再発防止に役立てていく手段にしていきたいと思っております。ぜひ私どもの責任は責任として今後とらせていただくつもりでありますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は、答弁を含めあと24分少々でございます。

（「ちょっと訂正させて」の声あり）

議長（横田孝穂君） 太田村長、どうぞ。

村長（太田紘熙君） すみません、今賠償の対象として課長、職員と言いましたけれども、課長等も一応全部対象には入っているということをご理解をいただきたいと思います。

誤解のないようお願いをしたいんですけれども、賠償責任としては課長だけに今出ている状況でありますので、その辺のところは誤解のないようにご理解をいただきたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 自治体が苦しいときにこそ求められるのがリーダーシップと私は思います。ぜひ首長としてきちんとここで線を引くという態度をぜひ早く村民にも見せていただく、それが行政への信頼回復につながっていくことだと思います。

また、法令の解釈の仕方については、自分たちに都合のいいところだけをピックアップして持ってきて解釈するというのではなくて、どこから見ても十分に、落ちのないと言うとちょっと

言葉はいけませんけれども、考えられること想定されることについては、一つの決まった根幹となるものをもってきちんと対応していただきたいというのが希望でございます。

それでは、時間もございません、次にいきたいと思います。

2番目として、災害時への対策について伺いたします。

東日本大震災から2年半が過ぎましたが、この災害に対する備えをし、住民の安全を守ることは継続的で最重要の自治体の使命でございます。

そこで、以下について伺いをいたします。

災害時の相互応援救護の連携は県内自治体間ではございますけれども、県を超えた自治体と結ぶことも必要と思います。これは危険度の分散ということも含めてということでございます。現状を伺います。

また、災害時要援護者について、避難支援プランに基づいた実際の進捗状況を伺います。これは、過去に私質問をしているところでございますが、進捗状況について伺いをいたしたいと思っております。

災害時に自治体機能を失わないためにも、いわゆる自治体クラウドなどの利用が必要ではないかと思いますが、お考えを伺います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 2つ目のご質問であります災害時への対策と現状についてのご質問であります。

まず、長野県内においては市町村災害時相互応援協定が締結をされており、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急処置が実施できないと認められるとき、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき近隣市町村により応援活動を行うこととなっております。また、生活に密着をしました各種サービスの提供を図るために、県内の飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業など12の生活衛生同業組合と県が支援に関する協定を締結しております。

県外の市町村との応援協定等の締結状況であります。平成8年9月2日に姉妹都市である静岡県河津町と災害時応援協定を締結しております。応援協定の内容は食料、生活必需物資、必要な資機材の提供、被災者の救出、医療物資の提供、車両の提供、職員の派遣などが定められております。当然河津町が被災した場合については、河津町の応援要請に応じて本村が応援活動を行うこととなります。この協定は姉妹都市であるため特殊な例でございます。本村は、平地部に県境がある立地条件ではありませんので、県を超えた応援を求めることは長野県の防災計画に基づく広域総合応援協定によりカバーしていただくことがよいのではないかと現在考えているところであります。

次に、避難支援プランに基づいた実際の進捗状況ですが、大規模な災害が発生したときに人的支援を要する高齢者や障害者などの要援護者の一人一人の状況や、誰が支援してどこに避難させ

るかなどを具体的に記載した個別計画は、現在村内の12地区で作成されております。この個別計画は、平成22年度から災害時住民支え合いマップづくり研修会を通じて各地区に作成を依頼したものでございます。ことしはこの研修会を6月に開催をしております。現在は未策定地区への訪問なども通して、さらに多くの地区で取り組みが行われるよう、福祉部門と防災部門が協力して進めているところでございます。

次に、災害時における自治体クラウドなどの利用ですが、自治体クラウドの定義もいろいろ幅広くありまして、いわゆるデータのバックアップ等を他市町村に設置するといった部分での運用は有効であると考えております。そういった意味では、既に大北管内市町村で運用を始めました情報系と基幹系システムの共同化事業は、まさに自治体クラウドシステム的一端であります。大北管内においては現状情報データの二元化が既にされているところであります。ただし、地震等の広域災害に対応するためには、県外へのサーバー設置とバックアップ体制を設備していくことがより安全ではないかという議論もあろうかと思っておりますので、その点については今後広域連合で検討していくことになろうかと思っております。

また、広い意味での自治体クラウドといいますと、データだけでなく行政システムの統一を図り、全国どこでも同じ業務を行うことができるようにしていくことが本来の目指すべきところでありますけれども、現在全国の自治体で運用されているシステムの仕様は千差万別であり、これを統一化していくには相当の年月を要するものと思われまます。したがって、これらシステム統合に関しましては、全国的な問題でもありますので、当面は国の動向なども注視していくようになろうかと思っております。

自治体災害時への対策については、以上で答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 自治体クラウドに関しては、やはりいろいろなシステムがあると思いますが、やはり堅牢なところにデータなりを守ってもらうということは非常に大規模災害のときに有効であると思っておりますので、ぜひお考えいただきたいと思っております。

1つ伺います。災害時の要援護者についてでございますが、これは手挙げ方式でももちろんあるわけでございますが、対象者と想定される人、あるいはそれよりもまず一般の方にも知ってもらわないとこれはいけないと私は思っているんです。当事者の方にうまく伝わっていくかというとなかなかそこが伝わらない。周りの人が知ることによって初めてこういうシステムがあるんだということを、やっぱり周知することが必要だと思っております。白馬村災害時要援護者支援制度実施要綱第9条の中に、でも、この制度の周知をうたわれておりますけれども、実際の周知とその効果というものはどのようになっているのか。なかなか一般の方には周知が行き届いていないのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。総務課長。

総務課長（平林 豊君） 篠崎議員さんからにつきましては、一応2年前に一般質問をされていると思います。そのときに一応4地区で、現在12地区ということでもあります。

これらに関しましては、災害プランを各地区でつくるときにたしか要介護者については登録、2種類、申告とそういう形の手続という形で聞いております。現在地区でつくるときに登録していただくような形で現在進んでいます。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（吉田久夫君） 私のほうからは、福祉関係での周知方法について説明をさせていただきます。

まず、先ほどの答弁にもございましたとおり支え合いマップにつきましては、社協さんのほうに協力をいただいて、まず地域に対しての説明を行っております。福祉関係での独立の行動といたしましては、民生委員さんの活動の中で周知を広めていただく、これがまず1点です。

それともう一つは、地域包括支援センターの中で独居老人または訪問のときにこういう要援護者の手挙げによる台帳がありますので、身寄り等がなければいかがですかというようなことでも行動をさせていただいております。そのほかにつきましては、相談等に来られたときに、先ほどの包括支援センターですけれども、窓口に来られたときにそんなような案内も含めてさせていただいているような状況でございます。

説明につきましては以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） ぜひ多くの方にこういう制度があるということを知っていただくということを継続的にやっていっていただきたいと思います。支え合いマップづくりもないところの方には、じゃわからないのかという話にもなりますので、ぜひ全村の方が知っているという形に持っていただければと思います。

それでは、3番目の質問に移ります。

サイクリングの受け入れ環境の充実についてお伺いします。

観光ニーズの多様化や生活習慣の変化、健康への関心の高まりなどにも伴いまして、住民はもちろん村外から訪れてサイクリングを楽しむ方がとてもふえてきました。また、交通手段としても環境に優しい、健康にいい等の理由もあるのでしょうか、ふえてきていると思われま。

当村では、平成12年度事業として整備された白馬小径がございますが、これは全国で30カ所の自転車先進都市として国土交通省指定のホームページでも紹介をされております。既存の農道や村道を活用して、徒歩でもサイクリングでも楽しめる道路として整備がされてきているところでございますが、次についてお伺いをしたいと思います。

白馬小径の利用状況についてお伺いします。また、安全・安心や快適さの提供のため白馬小径の定期的な管理が必要でござい。どのようにされているか伺います。あわせて、道幅の狭い

ところや一部未舗装部分や分岐点などわかりづらいところもございますが、これらについて改善についてのお考えを伺います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎議員3つ目のご質問でありますサイクリングの受け入れ環境の充実について3項目にわたってお尋ねであります。まず、1つ目のご質問であります白馬小径の利用状況についてであります。利用者数についての把握はできておりませんが、白馬小径は現存の全長35キロ、平成22年度に白馬村観光局が事業主体となって長野県元気づくり支援金を活用してお客様の体力やプラン、宿泊エリアやJR各駅から利用しやすくするために、さのさか、五竜、八方、岩岳、JR白馬駅を中心にコースを細分化してサイクリングやウォーキングに適した約10キロのコースを5つ設定した経過がございます。この整備により利便性が向上できたと考えているところでございます。今後は、さらにこの小径を地域の皆さんにも活用いただき、お客様の滞在につなげていただければありがたいと考えております。

次に、白馬小径の管理状況であります。管理については、白馬村観光局が主体となって主にルート沿いの草刈り等を行っております。また、NPO法人郷土山野草友の会に原材料を支給しながら道標周りの管理をお願いしているところでございます。塩の道と重複する部分については該当地区への協力をお願いしている状況ですが、約50キロに及ぶ小径の管理には手が行き届いていないのが現状であります。特に、草刈り作業は多くの動力を集中的に投入する必要があり、地域のご協力をいただく仕組みについて検討しなければならないと考えているところであります。

最後に、白馬小径の改善についてですが、白馬小径は利用者の安全性を重視して、車通りの少ない道路を優先してつなぎ合わせてルート設定をした経過がございます。交通面での安全性はある程度確保されているものの案内、誘導面には改善の余地があると考えております。分岐点がわかりづらいという声もあるようですので、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は、答弁も含めあと8分少々でございます。質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） この自転車に関しましては、実はサイクリングもそうなんですけれども、非常に安全の確保というところで見ると学生も大いに乗っているところなんです。夕方なんかを見ると白馬小径とか、あるいは自動車道と重ならないところはいいんですが、重なるところは非常に夕方は危ない、危ない状況の中を子どもさんが通っている。また、住民からのお話ですけれども、走っていたら実はジョイント部で突っかかってしまって転倒してしまったんだと、そういうことが結構あるということなんです。

ですから、ぜひ安全の確保というところに関しても、例えば国ではこの整備を応援していて、長野市であるとか松本市であるとかカラーゾーンをつくっているわけなんですけれども、あれが

果たして環境に合った色かどうかというところとちょっとその辺はあれですが、その色に関しても相談を受け付けるというようなお話もあるので、ぜひその安全面の確保についてお願いしたいと思います。世界水準の観光地づくりということでもございますので、外国の方もこれで呼べるようなというようなところまで持って行っていただけたらと思っております。

それでは最後に、村有財産の適切な管理と有効活用についてをお伺いしたいと思います。

財政の健全化の一つの方法としては、村有財産の適切な管理運営がございます。この時代の流れとともに財産である施設の老朽化や土地の遊休地化、住民ニーズの変化などが起こっております。一方、少子高齢化による生産可能年齢の人口の減少は税収の減少を当然に伴い、自治体規模そのものの縮小を引き起こしていきます。公有財産に関するコスト最小化と効果的利活用がますます求められる時代になってきていると思っております。

そこで、次についてお伺いをいたします。

村有財産全体を一元的に捉えた中長期的な財産管理計画を検討されてはいかがでしょうか。また、経営的視点を持ち、効率的で有効な財産利用を目的とするために、いわゆるファシリティマネジメント的な考え方の導入も必要な時期になっているのではないかとと思いますが、お考えを伺います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 村有財産の適切な管理と有効活用についてのご質問であります。

篠崎議員ご指摘のとおり、財政の健全化の一つとして公有財産の適切な管理運営はとても大切であると認識をしております。今まで本村、また地方自治体は現金主義、単式簿記による会計制度を導入していましたが、今後は複式簿記による新公会計制度への移行を進めていく予定であります。これにより財産を再評価し、財産台帳を再整備することにより財産ごとの管理が可能となり、どの財産にどのように投資、あるいは修繕し、減価償却費がどのくらいでどのような状況であるか、財政状況からも把握できるかと思っております。

また、財産台帳を再整備するに当たり土地、建物、設備といったファシリティのあらゆる情報を収集し、長寿命化や維持運営費の縮減、土地の有効活用などの施策を推進していくことは大変重要なことでもあります。

現在、村営住宅については公営住宅ストック総合活用計画、橋梁については橋梁長寿命化修繕計画に基づき維持管理を行っていますが、今後は全ての村有財産について総合的、長期的視点から企画、管理、活用する経営管理活動を目指していくとともに、建物のネーミングライツや印刷物等への広告掲載、民間から物品等を寄附してもらうストリートファニチャー制度など、できることから取り組んでまいりたいと考えております。また、議員からも適切なお提言等をいただければ幸いです。

村有財産の適切な管理と有効活用については、以上で答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 議長すみません、時間はどれぐらいであるでしょうか。

議長（横田孝穂君） 時間はあと5分弱です。

第7番（篠崎久美子君） そうですか、すみません。

白馬村第4次総合計画後期計画の中を見ますと、その財政計画のところにも普通財産として所有する遊休地は、売却も視野に入れた有効な利活用方法を研究するとともに、行政財産としての目的をなしていない村所有地は普通財産への切りかえを検討しますという言葉がございます。この村の遊休土地の活用についての活用方針、計画というものがあつたらお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 現在山林が1, 432ヘクタール、保安林が2, 132ヘクタール、これ普通財産になりますけれども、かなりの山林等があります。保安林については県行造林等がありまして県との協定も結ばれている中で、活用を持っていくにはかなり厳しい面があるかと思えます。なお、本当に有効にできる土地については、先ほど村長も答弁しましたけれども、これから台帳整備をして、どこがどういう形で利用できるか整理してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 先ほど同僚議員の質問もございました、例えばオリンピック記念館でありますとか、老朽化が進む共同調理場、多目的研修集会施設、あるいは図書館への要望、さまざまなのが、本来ならば一律に検討されていけばという思いもたくさんあります。例えばオリンピック記念館にすれば、このぎりぎりの段階になってアイデアを出さなければいけない、活用をどうするか、どこへ持っていくかということ、今の時点になって考えるということ自体が、こういう一貫した展望のない結果ではないかと私は思いますが、そこについて村長のお考えを伺いたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 今、オリンピック記念館一つを例にとって先行きの見通しが甘いと、こういうことを言われますけれども、なかなか独断で決めるわけにもいかない、いろいろご意見をお聞きをしなければいけないところでもあり、この賃貸借の問題を絡めて実は数年前から検討をしていたところでもあります。結果として、なかなか結論が出ず、おくれてきたことは大変申しわけないと思っておりますが。

1つ、そうは言いますが、指定管理者制度によって今の経営実態は別にしましても、道の駅の管理については複式簿記の導入をして、実際経営状況まで全てわかるようなことも試験的にやってきたところであります。その結果それなりきの成果が出てきているということで、ご指摘の村有財産全てについてもやはりやっていく必要があるかと、このように思っておりますが、

1つネックになるのは、今振興公社に委託をしております全ての資産、採算性を考え、どういうことがいいのか、単一に切り離して物を考えられない厳しさもありますので、今後検討はしていかなければいけませんけれども、その実態把握をしていくためには、ご指摘のように取り組みを進めてまいりたいと、このように思っております。

議長（横田孝穂君） 質問時間が終了したので、第7番篠崎久美子議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。あす9月18日は午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、あす9月18日は午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時17分

平成25年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成25年9月18日（水）午前10時開議

（第3日目）

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

平成25年第3回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成25年9月18日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤亮輔	第7番	篠崎久美子
第2番	津滝俊幸	第8番	太田修
第3番	松本喜美人	第9番	田中榮一
第4番	伊藤まゆみ	第10番	太谷正治
第5番	太田正治	第11番	北澤禎二郎
第6番	太田伸子	第12番	横田孝穂

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田紘熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	横川宗幸	総 務 課 長	平林豊
住 民 課 長	倉科宜秀	上下水道課長	太田今朝治
観 光 課 長	篠崎孔一	教育課長兼スポーツ課長	松澤忠明
農 政 課 長	横山秋一	税 務 課 長	太田洋一
健康福祉課長	吉田久夫	建 設 課 長	山岸茂幸
総務課長補佐兼総務係長	横川辰彦		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（横田孝穂君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成25年第3回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（横田孝穂君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（横田孝穂君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は7名です。

4名の方の一般質問は昨日終了していますので、本日は3名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第9番田中榮一議員の一般質問を許します。第9番田中榮一議員。

第9番（田中榮一君） 9番田中榮一です。

きょうは3項目について質問をいたします。

初めに、白馬村学校給食共同調理場について、2番目に、村と大学との連携について、3番目に、民生委員についてであります。

最初に、白馬村学校給食共同調理場について、村長と教育長に伺います。

発育盛りの児童・生徒の心と身体の成長にとって極めて重要な施設でもある調理場が、建設から28年を迎えようとしていますが、老朽化が進み、早急な対応が必要と考えます。

1つ目として、調理場の耐震診断は済んでいますでしょうか。

2番目に、学校給食法が定める第9条「学校給食衛生管理基準」の項目を満たさない箇所が数多くあるというように聞いております。その改善策は。

3番目に、喫緊の課題である食物アレルギー対策は。

4番目に、建設に向けての考えはありますか。

5番目に、検討委員会の設置が急務と考えますが、この5つの点について伺います。

ちょっと訂正をしたいんですけれども、調理場が建設から28年というように私書いてあるんですが、よく計算すると29年ということらしいですので、訂正をいたします。

それでは、5項目についての質問をよろしくお願いたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 田中議員のご質問であります白馬村学校給食共同調理場について、私のほうからは4つ目の建設に向けての考えについてお答えをし、そのほかの項目につきましては教育長が答弁しますので、よろしくお願いたします。

白馬村学校給食共同調理場は、昭和56年建築の池田町松川村学校給食センターが昨年建てかえられたため、大北圏域では最も古い共同調理場となってしまいました。

本施設は、鉄骨平屋建て、鉄板ぶきで、床面積381平方メートル、うち調理室が187平米で、最大1,000食の給食能力を持ち、当時としては最新鋭の連続自動炊飯設備を備えるなど、1億2,000万円の費用をかけ北小学校内に建築をしたものであります。

建設当初、教育委員会では、小・中学校の学校給食を全て賄うという考えもありましたけれども、南小学校の施設が十分に使用可能であったことや、地域の強い要望を受け自校方式を希望したことから、調理場の老朽化が激しい北小・中学校を、共同調理方式によって早急に新築したほうが望ましいという結論に至ったものであります。

建設から29年が経過をし、老朽化する施設や設備の修繕を重ねてまいりましたが、より高い衛生水準の確保、安心・安全で質の高い給食を安定的に提供するためにも、新しい施設を具体的に検討する時期がきたのではないかと考えています。

そのためには、当然のことながら、将来を見据えた施設としていかなければなりませんので、教育委員会を初め関係者による十分な検討をしていただき、ご意見、ご提案をいただければと、このように思っておりますので、その意見集約を待つて方向を検討したいと、このように思っておりますので、よろしくお願をいたします。

議長（横田孝穂君） 続いて答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川宗幸君） 私のほうから、（1）の共同調理場の耐震診断、（2）の学校給食衛生管理基準、（3）の食物アレルギー対策、（5）の検討委員会の設置の4点についてお答えさせていただきます。

初めに、（1）の調理場の耐震診断は済んでいるかについてであります。平成7年に施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」により、昭和56年以前の建築物を対象に耐震診断を行うことが求められております。

白馬村学校給食共同調理場は、昭和59年11月に完成し、昭和60年2月から業務を開始いたしました。昭和56年に改正されました新耐震基準を満たしておりますので、耐震診断の必要性はないものと解釈をしております。

次に、2番目の学校給食法に定める第9条「学校給食衛生管理基準」の項目を満たさない箇所が数多くあると聞いています。改善策は、のご質問についてでございますが、学校給食法第9条

の規定により、学校給食衛生管理基準が定められ、学校給食における衛生管理基準が細部にわたり示されております。

この学校給食衛生管理基準は、平成7年に大阪府堺市で発生しました病原性大腸菌O-157による大規模食中毒事故をきっかけに、平成9年4月に制定されました。その後、学校給食を取り巻く状況や学校給食法の改正に合わせて順次改定が行われ、現在に至っております。

この管理基準によりますと、2次汚染の防止の観点から、調理場は換気を行い、温度は25度以下、湿度は80%以下に保つように努めることとされています。しかしながら、現在の共同調理場には換気扇はございますが、冷房空調設備は備えていないため、調理中の調理室内の温度は6月から10月にかけて25度を超え、夏場には30度を超える日も珍しくない状況にあります。

特に、近年の猛暑におきましては、室内温度が35度を超える日もあり、食品衛生面のみならず、従事している調理員の労働環境面からも好ましくない状況になっております。

老朽化してきました施設の改修は順次行ってまいりましたが、空調設備の導入につきましては、大規模な改修工事になりますことから、その実施を見送ってきているところでございます。

このほかに、基準を満たしていないとまでは言えないものの、早期に改善していくことが望ましいものとしまして、現在の調理場は水洗いをするウェットシステムになっており、極力ドライ運用に努めておりますが、基準では調理場内で水を使わないドライシステムを導入か、ドライ運用をするようになっております。

また、汚染作業区域、非汚染作業区域及びその他の区域に部屋単位で区分することとなっておりますが、きちんとした部屋となっていないなどがあり、いずれも大規模な改修が必要となるため、先延ばしになっております。このようなことから、共同調理場の改修の必要性は皆感じているところでございます。

次に、3つ目の喫緊の課題である食物アレルギー対策はのご質問ですが、食物アレルギー対策は、村学校給食共同調理場の対応方針に基づき対応を行っております。

対応方針としまして、

- 1つ、子どもの病状が改善に向かうように、できる範囲で保護者に協力していくこと。
- 2つ、調理作業の衛生安全面で無理がない範囲で対応すること。
- 3つ、医師指導書をもとに正しい除去、代替などの対応をすることを基本としております。

実際の現場では、主治医指導書の年1回以上の提出や、全校対象の実態調査の実施など、毎年保護者の皆様のご協力により児童・生徒の食物アレルギー調査をしております。重篤な症状になりやすいソバ、ナガイモ、クルミ、ナッツ類、蟹等は給食で提供しておりません。

また、調査結果によりアレルギーの原因となる食品を除去した除去食、または、かわりの食品で対応する代替食を提供することにより、アレルギー対策を行っております。

現在、除去食、代替食は十分なスペースの確保ができないため、一般の給食と同一のスペース

で調理を行っており、十分注意をして調理を行い、確認等もしておりますが、食材によっては混入してしまう可能性がございます。保健所の食品衛生監視指導においても、対応の検討をするようにと指導を受けているところであります。調理場では、リスクを減らすため細心の注意を払う努力を行うとともに、調理スペースの設置についての検討を現在行っております。

次に、5番目の検討委員会の設置が急務と思うが、その考えはのご質問でございますが、先ほど(2)の学校給食衛生管理基準や(3)の食物アレルギー対策のところでお答えをいたしました。今、今の状況のまま放置しておくことは、大きなリスクを抱えるとともに、限度があると感じております。共同調理場運営委員会でも、施設の改修等についての検討委員会を立ち上げ検討すべきとのご意見もいただきました。教育委員の中からも、検討すべきだとの意見もいただいております。

しかし、施設改修等を行っていくには、さまざまな課題を検討する必要がありますし、時間も要すると思われまので、新年度には検討委員会を設置して検討できるよう努めるとともに、村長部局とも連携をとりながら、計画的な整備ができますよう進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、白馬村学校給食共同調理場についての答弁とさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありますか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 今、村長の答弁、それから教育長の答弁を聞きますと、村長は意見集約を待って対応を考えると、それで教育長は、検討委員会の設置というものを新年度に立ち上げるというお言葉をいただきましたので、これ以上余り再質問ということはないんですけれども、あえてやはり聞いていきたいなというように思います。

まず一番聞きたいのは、新年度に検討委員会を立ち上げたいと、今教育長はおっしゃったんですけれども、正確にいつというところをお答え願いたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川宗幸君） 検討委員会の時期等についてのご質問でございますが、今年度に少しでも内容等も検討をしながらというようなことで、新年度できるだけ早い時期に立ち上げられればというように考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員。

第9番（田中榮一君） それでは、構成メンバーというのは、非常にこのところは大事になってくると私は思っております。構成メンバーはどのような方を考えておるのか、教育長にお聞きをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川宗幸君） まだメンバーについては全く考えておらないところでございますが、現在、

北小・中学校につきましては、学校給食共同調理場運営委員会等がございます。こちらの運営委員会のメンバー、それからそこに学識経験等の方々、また広くほかの委員の方々を加えていくような、そのような形のものになっていくのではないかと考えております。よろしく申し上げます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありますか。田中議員。

第9番（田中榮一君） それでは、ちょっと戻りますけれども、衛生管理基準で項目を満たさない箇所が数多くというところで質問したんですけれども、先ほど教育長の答弁はまさに全てをご理解をしているというように私は思いました。

先日、議会として調理場の視察に行っていました。それで、これは議員個々の方々も、それぞれどのように感じたかは私わかりませんが、ただ、少なくとも調理員さんの仕事の環境の場として、非常に大変な職場であるというところは、議員個々の方々もわかったかというように思います。

ということは調理員さんが、まず私も入ったところに本当に夏場は暑いと、下手をすれば40度ぐらい、超えるときもあるということをおっしゃっていました。ということは、調理するところというのは、窓を開けて換気をするということは禁止されているわけですね。どうしても閉じて調理をしなければいけないという、そういう決まりがあるものですから、そういう状態になるということでもあります。

非常に環境、空調設備に対してお金が非常にかかる、先ほど教育長がおっしゃっていましたけれども、まさにお金がかかることだというように思います。その意味合いにおいても、非常に建てかえが急務であるということは、そういう面からも言えるかなというように思います。

それから、喫緊の課題であるアレルギー対策というところをちょっとお聞きしたんですけれども、文科省のほうの対応というところは、いろいろ設備のところを言っているんですけれども、もう一つは、やはりそのアレルギーの対策に人をきちんと配置をしるというところも指摘をしていると思うんですけれども、今教育委員会ではその人員の配置というところ、アレルギー対策の人員というところは、今足りているのかどうかというところを教育長にお伺いをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川宗幸君） 現在の人数で皆さん一生懸命やっただいておまして、何とかこなしているというのが現状でございます、足りているということでよろしいかと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員。

第9番（田中榮一君） そのところは、栄養士さんにまた聞かなければいけないとは思いますが、私はちょっと足りないのではないかと、1人ややはり増員すべきところにあるのではないかなというように思っております。

どうしてこのところをと言いますと、平成24年12月に東京調布市の小学校で、食物アレルギーの子どもが給食終了後にアナフィラキシーショックという、そういう疑いの中で亡くなる

事故があったというところで、この3月22日にも文科省のほうでもって、アレルギーに対する児童・生徒への対応というところで、通達というものが教育委員会のほうへも来ていると思うんですけども、非常にこのところは全国的に、子どもたちの命にもかかわるというところで、非常に神経をとがらせてやらなければいけないというところで、全国でもそうなっているんですけども、今の調理場自体も、毎日毎日そういう子どもたちが出るのではないかと、そういう常に戦場みたいなところでもって、今調理員さんたちはやっているわけです。

だから、このところは本当に教育委員会として、本当に神経質にもう当然ならざるを得ないというところで、もう少し現場の言うことをきちんと聞いて、この対応を今以上にしてほしいなというような気がするんですけども、もう一度アレルギー対策というところでお伺いをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川宗幸君） 先ほども答弁の中でお答えさせていただきましたが、このアレルギー対策につきましては、基本的にスペースがないと、そこが一番のネックとなっております。ですので、狭いところでその除去食等、いろいろ調理員さんの動線等も重なってきたりしているわけでありまして、ここが一番のネックになっているかと思えます。

ですので、ここが別の調理のできるスペースがあって、そこで行えるような形になっていけば、クリアできていくというようなことで、今そういう部分がなかなかない中での最大限の努力をさせていただいているというところで、ご理解をいただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） それでは、もう一つお聞きしますけれども、そういうショック症状を起こしたときの緊急対応というところ、そのところはマニュアルというものはきちんとできているのかどうかというところを教育長にお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川宗幸君） これにつきましては、今エピペンとかございます。学校の職員の中でも、そのような研修等も行いながら対応できるような、そんなことは進めているところでございますので、よろしくお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） それではきちんとした、いつ何時起こるかわかりませんので、そのところはきちんと確認をし、いざというときの対応がきちんとできるようなところを教育委員会としても確認をしていただきたいなというように思います。

最後になりますけれども、この調理場というものは、新しく学校給食法というものが改正されたわけでありまして、ただ食を提供する場所ということではないわけですね。学校給食の目的というものは、子どもたちの心身の健全な発達に資すると同時に、学校給食を通じて食育の

推進を図るよう求められています、というところがありますので、検討委員会も設置されるということでもありますので、そういうところもきちんと管理させていただいて、非常に理想的な調理場ができるように、ぜひ頑張っていたきたいなというように思います。

それでは、次の質問に移ります。

2番目ですけれども、村と大学との連携についてというところを質問をいたします。

厳しい財政や少子高齢化などの課題を抱えている地方自治体にとって、貴重な人的、知的資源である大学との連携は、地域課題の解決に重要な要素を占めております。また大学においても、国の方針として積極的な地域貢献や、自治体との連携を図ることが求められております。

村は2006年10月、信州大学山岳科学総合研究所と連携協定を調印し、「次世代のために守り育てていく、リゾート観光地としての白馬村の基盤づくりに大いに役立てたい」と村長は期待を寄せました。

それで、3つのことを村長と教育長にお伺いをいたします。

信州大学との連携協定から6年たちますけれども、事業評価はどのようになっているのか。

2番目として、村はスポーツ推進計画策定準備に取りかかっております。スポーツ指導者の養成やスポーツ医科学の研究分野において、有形無形のスポーツ資源を有している大学との連携を推進計画の中で考えているのかどうか。

3つ目として、他の分野での連携を考えているのかどうか、この3つの点について、村長と教育長にお伺いをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 田中議員2つ目のご質問であります村と大学との連携について、私のほうからは1つ目と3つ目についてお答えをし、2つ目につきましては教育長が答弁をいたしますので、よろしく願いをいたします。

最初に、信州大学との連携協定から6年たちますが、事業評価はとのご質問でありますけれども、まず、信州大学山岳科学総合研究所との連携協定につきましては、平成18年10月に環境、産業、教育、文化等の分野における相互協力をうたった協定を締結をし、その後5年を経て平成23年10月に5年間の更新を行い、現在に至っているところであります。

信州大学とは、かつてから大雪溪上部の崩落対策や雪崩対策、高山植物の保全活動、さらには新エネルギービジョンの策定や、ごみ処理計画地における地質学的な見地からの調査研究など、さまざまな分野でご協力をいただいております。また、所長からは事務事業評価の委員長としてご就任をいただき、行政運営面からの助言もいただいております。

これらの取り組みにつきましては、本村にとって観光面のみならず地域振興、環境保全といった面からも成果があったものと考えておりますし、今後も協定事項に基づいて連携・協力関係を継続してまいりたいと、このように考えているところでありますので、よろしく願いをいたし

ます。

議長（横田孝穂君） 続いて答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川宗幸君） 私からは、（２）の村はスポーツ推進計画策定の準備に取りかかっている。スポーツ指導者の養成やスポーツ医科学の研究分野において、大学との連携を推進計画の中で考えているかのご質問についてお答えをいたします。

文部科学省では、５０年ぶりにスポーツ基本法を策定し、平成２４年３月にスポーツ基本計画を策定いたしました。スポーツ基本計画は、スポーツ基本法の理念を具体化し、今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針であり、地方公共団体がスポーツ推進計画を定める指針となるよう留意された計画となっております。

また、長野県ではこの法改正を受け、今後のスポーツ推進の方向性や方策を県民に明らかにするため、長野県スポーツ推進計画が策定され、本年３月に県教育委員会定例会で承認されたところであります。

白馬村においても、白馬村スポーツ推進計画を策定するよう進めており、現在、スポーツ推進委員会を中心に事前準備作業の会議を開催してきております。今後、速やかにスポーツ推進計画の策定委員を委嘱し、平成２６年中にはスポーツ推進計画がまとめられるよう進めてまいりたいと考えております。

田中議員ご質問のスポーツ指導者の養成や、スポーツ医科学の研究分野において有形無形のスポーツ資源を有している大学との連携を推進計画の中で考えているかについては、国のスポーツ振興計画の今後１０年間を見通したスポーツ推進の基本方針の、住民が主体的に参加する地域スポーツ環境の整備として取り組むべき施策に、総合型スポーツクラブの育成やスポーツ指導者、スポーツ施設の充実等を図ることを政策目標としており、地域スポーツと企業・大学との連携・協働による人材交流や、スポーツ医科学研究、施設開放やスポーツ指導者の人材養成支援などについても触れられているところであります。したがって、これらを参考にしながら村の推進計画策定の中で検討してまいりたいと予定しております。

ちなみに、長野県では地域総合型スポーツクラブで大学や企業と連携をするなどの動きがございますが、白馬村も白馬村総合型地域スポーツクラブがありますので、計画とあわせ大学や企業との連携を検討してまいりたいと思われまます。

以上、２番の答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第９番（田中榮一君） それでは、ちょっと村長にお伺いをしたいんですけども、先ほど平成２３年の１０月に信州大学との協定を更新しているというお話がありました。どうしても、その更新をしたというところは、ちょっと私たちに話はなかったような気がするんですけども、信

州大学との協定を結んで、何かこれをきちんとやっているというところがどうも見えてこないような気がします。

先ほど山に関すること、エネルギーに関することなどをやってきたという評価をしているわけでありましてけれども、この23年から更新されたということで、これからやはり村民に見える協定であるというように私は思うんですけども、そういう私どもに見える策定といいますか、そのところは考えているのかどうかというところをちょっとお聞きしたいんですが、どんなものでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 答弁をいたします。

情報の出し方のよしあしはご意見として承って、今後に生かしたいと思っておりますけれども、実際にかかわっていただいていることについては、さっきも私のほうからも申し上げましたけれども、あの大雪溪の崩落事故について、今後の対策等についてどうあるべきか、これはこの山岳総合研究所に入っていただいて、学術的な見地からご指摘、提言をいただき、それに基づいて具体的な工事計画に入っていくというようなこと、さらにはハイマツが登山者によってちょっと火災的なことが起きた、その復元についての技術的なアドバイス、そしてその後の状況把握、さらには、平成19年のあの岩滓雪崩による死亡事故が発生をしたときの原因調査、そういうものに全てこの山総研、それとまた信州大学専門分野の皆さん方のご指導をいただきながら事業の推進をしております。

そういった点では、協定をしているおかげに、もう常にそうしたところに臨んでいただけるということは、協定をしてあるおかげだと、このように思っているところでありますので、そうしたことにかかわっている状況の報告を逐一していくということ以外には、この連携をしている意味合い、村民の皆さんにご理解をいただけない部分があるかと思っておりますので、今議員のご指摘に従えば、何らかの情報として出せる方法は今後考えていきたいと、このように思っておりますので、また情報の提供の仕方等については、庁内で検討をしながら提供をしていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

つけ加えますけれども、形が見えないと言われることについては、情報の出し方が足りなかったのかという点では反省をしておりますので、よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は答弁も含めあと21分です。質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 信州大学と連携に関する協定書というのがあるんですけども、その連携事項ということで、8項目にわたってあります。

1つは、ざっと読みますと、自然環境及び生活環境の保全に関すること、地域産業の振興に関すること、教育及び人材育成に関すること、4として、地域文化の振興に関すること、5として、

まちづくりに関すること、6として、学術研究に関すること、7番目に、健康福祉に関すること、8番目に、その他両機関が必要と認める事項ということで、8項目にわたって連携し協定するものというように結んでいるわけであります。

大学というのは、日々研究されていて、どんどん進化して新しい情報というのを常に求め、発信しているところであるというように思いますので、村としても、積極的に新しい情報をすぐ仕入れるというところは、非常に大学との連携というのは大事なところであり、メリットであるというように思いますので、もっともっと利用していただくというのが一番大事なかなというように思います。

次に、また村長に関連してということで質問をしたいんですけども、教育委員会では今、スポーツ推進計画の策定準備にかかっております。スポーツというところで非常に国、村も朗報があったわけでありますけれども、この9月8日に2020年東京オリンピックが決まりました。それで1日置いて、白馬村ではスノーハープ、ジャンプ台というところで、文科省のほうのナショナルトレーニングセンターに指定されたという、この朗報があったわけでありますけれども、関連というところで、村長にこの2つのところで感想をお聞きしたいというように思いますが、どうでしょう。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 関連で2つのご質問をいただきましたけれども、2020年のオリンピックが東京に決まったと。決まる当日の朝、私もウイングへ行って、その決定の瞬間をテレビで見たわけでありますけれども、あのときも報道の皆さんにも申し上げたんですけども、長野冬季オリンピックが決定するときに、バーミンガムのIOCの総会の会場に行っていたわけでありますけれども、雨が降っている中、傘を差しながら、その会場がいつ決まるのか、いつ発表になるのかと見守っていたときに、「シティー・オブ・ナガノ」というサマランチ会長の発表の言葉を聞いて、本当に外で待機をして見守っていた人たちが全員で歓声を上げた、あの感動を思い出したところであります。

あの決定により、長野冬季オリンピックの会場になった白馬も、大変景気も右肩上がりの中で、村民挙げてオリンピックを成功させようと、本当に1つにまとまってその目的に向かったあの姿が思い出される所であり、今この白馬村はみんな観光地として今後生き残っていくためには、やはりああしたときに村民の気持ちが1つになって目的に向かうという、あの気持ちが何としても必要だなということを改めて感じた所であり、東京もそういう思いであの決定の瞬間に大きな感激を得たことだと思います。

我々も開催をした都市として、東京での2回目のオリンピックになるわけでありますけれども、その成功に向けてできる限りの協力はしてまいりたいと、こんなふうと思うと同時に、またその思いを白馬の皆さんにも十分ご理解をいただき、村づくりにともに向かう大きな1つの契機にな

ってくれればと、またそうしていきたいという思いを強くしたところでもあります。

それから、拠点整備の件についてのお尋ねであります。ナショナルトレーニングセンター競技別の強化拠点の施設として、スノーハープとジャンプ台が指定をされたわけでもあります。競技は、ノルディック複合のための拠点施設ということになるわけでもありますけれども、この拠点の指定については、数年前から話がございました。そして白馬村の山岳観光地として生きていく中で、このスポーツ振興も大変大きな力であるわけでもあります。

今回のオリンピックの招致の中で、障害をお持ちの女性の陸上の選手が、スポーツをやっていたおかげで今の私があるという大変感動的なプレゼンをされていたのを私も聞いて、本当にスポーツの持つ力を改めて再認識をしたところでもあります。

そうしたことから、何とか今度拠点施設として指定されたことを受けて、あそこの地に大勢のお客様に来ていただけるよう、そしてまた村民の健康づくりの場としても利用できるように充実をしていきたいと、このように思っております。

ただ、ハード事業についての補助はなくて、ソフト事業の補助金があることから、トレーニング機器、そして先ほど来議員ご指摘の指導者の養成等は、補助をいただきながらできることとなりますので、そうした方面に力を入れながら、スポーツで生きるんだというような、ネーミングにもつながるような対策を講じていけるのではないかと、これに向けて村も教育委員会を中心に今後取り組みを進めていきたいと思っておりますし、これを進めることによって、今村にある総合型地域スポーツクラブの人材育成等にも大きな役割をしてくれるものというふうに期待をしながら取り組みをしてまいりたいと思っております。

以上であります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） それでは、今は大学から村がお世話になるという、そういうところで今話をしたんですけれども、今度は村から大学に対して何ができるかというところを1つお聞きしたいというふうに思います。

今、白馬高校の問題が出てきているわけでもありますけれども、出口保障というようなところで、これからいろいろ大学を回ってお願いに行くというようなところも村長も考えていらっしゃるんですけれども、ただお願いお願いではなくて、今度は大学のほうの要望というものを村としてどう受け入れていくのかというところが、やはり考えていかなければならないかなというふうに思うわけでもあります。

どういう要求があるかわかりませんが、少なくともインターンシップですか、大学生の受け入れをしていただいて、その現場を見ていただいて、大学生の学力というか、そういうところも伸ばしていきたいという大学のほうの要望があるかもしれません。そういうところの受け入れのところというのは、村長はどう考えているのか、お聞きをしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 白馬高校の存続に向けて、大学との連携を強化していくということを大きな目的にもしておりますが、それは当面、今白馬高校が地域高校として存続をする1つの大きな要件として、白馬高校の生徒の出口保障をしないと白馬高校に生徒が集まってくれないというようなことも想定できることから、今直接的に大学にお願いをしているのは出口保障の件と、そしてこの白馬が山岳観光都市として生き残るためのカリキュラムをつくったときの教授の講座を設けていただくとか、具体的に我々のほうも要望をしております。

そして、今話をしているところの大学なんかは、観光学科を持っていることから、今白馬村のこれからの白馬高校のあり方については、非常に好影響が期待できるのではないかと、こんなふうに思うところから、今取り組みをしているところでもありますので、具体的に大学のほうの要望は何か、その詰めをするまでには至っておりません。正直私どもの要望を聞いていただけるのかどうか、その段階でありますので、この状況が進み次第、また議員の皆さん方にもお知らせをしてみたいと、このように考えております。

いずれにしても、この大学の連携することで、この白馬の村づくりにも大変役立つことが多々あると、こんなふうに期待はしているところであります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は答弁も含めあと7分です。質問はありますか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 私も同感であります。

今スポーツに絞って連携というところを話をしたわけですが、それに限らず対応していただきたいなと思います。

スポーツ観光で生活が成り立っている村ですので、大学との連携でも新しい情報をどんどん発信をしていくと、そういうところがお客様にも非常に大事なところではないかなというように思いますので、よろしくお願ひしたいというように思います。

では、次の質問に移ります。

民生委員についてであります。

平成25年12月1日に全国一斉に民生委員、児童委員が改選となります。白馬村は21名の方が対象になり、厚生労働大臣から委嘱されます。その職務は、「援助を必要とする者が自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと」と民生委員法で定められており、極めて重要な任務を負っております。

しかし、全国では個人情報保護法などの影響や、民生委員不足などの問題を抱えていると聞いております。次のことについてお伺いをいたします。

1つ目として、白馬村民生委員の現状と課題について。

2つ目として、行政や関係機関、特に社協や教育委員会との連携はというところで、村長と教

育長にお伺いしたいというように思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 田中議員から、3つ目のご質問であります民生委員について、民生委員の現状と課題、行政や関係機関との連携についてのお尋ねにお答えをさせていただきます。

最初に、白馬村民生委員の現状と課題についてのご質問については、本村における今回の一斉改選に伴う委員数につきましては、民生委員、児童委員、定数19名、主任児童委員定数2名、合計21名ということで、長野県から決定を受け、この前と同様の委員数に基づき村の推薦委員会を経て長野県へ推薦をさせていただきます。

民生委員、児童委員総数につきましては、人口、総世帯数、また要援護世帯数となる高齢者世帯数、ひとり暮らし世帯数、障害者世帯数、母子世帯数や児童数及び相談・指導件数を勘案して決定され、民生委員、児童委員の地区または区割りによる配置につきましては、70から200までの間の数の世帯ごとに1人といった基準となっております。

そこで、本村の現状と課題になりますが、やはり民生委員、児童委員は、乳幼児から高齢者まで地域住民の生活状態を把握するとともに、相談に応じるなど幅広い活動をしていただかなければならないことから、推薦のお願いをしてもなかなか引き受けただけがない場合があることを、今回も数名の区長さんからお伺いをいたしました。

しかしながら、住民と関係機関をつなぐ重要な役割を民生委員、児童委員の皆様にご担っていただくことが不可欠であることから、地域住民の福祉向上のためのご推薦いただくようお願いを申し上げ、何とか推薦に至ったという状況であり、今回の推薦に関係されました各地区の区長及び議員の皆様には深く感謝を申し上げます。

もう一つは、民生委員、児童委員が担当している地区または区割りの世帯数や、要援護世帯などの数にばらつきがあることが実情であり、先ほどの配置基準数を超えている民生委員、児童委員も中にはおりますけれども、幸い高齢者世帯等の数が少ないことや、現在支援を抱えている方も少ないことから、区割りの調整等は行っておりませんが、しかしながら、今後においては、どの地域も高齢化が進むことは間違いのないことであり、将来的には担当区の区割り変更をすることも視野に入れなければならないと感じており、区割りの変更が必要になりましたら、区長連絡会にもお諮りをし、調整してまいりたいと考えております。

また、全国的に民生委員、児童委員から、個人情報保護法の施行以来、行政からの情報提供がされなくなったという声が聞かれるといったことから、長野県では平成23年3月に民生委員活動と個人情報の取り扱いに関するガイドラインを定め、本村ではこのガイドラインに基づいた対応により情報提供をしております。

次に、行政や関係機関との連携についてであります。白馬村民生児童委員協議会では毎月初旬に定例の会議を開催をしております。会議の出席者は北安曇福祉事務所、健康福祉課、地域包

括支援センター、白馬村社会福祉協議会及び村内等の居宅介護支援事業所にも声をかけて、関係機関によるそれぞれの情報提供や情報共有を図っているところでもあります。

また、教育委員会関係では、小・中学校と主任児童委員が主体となり、例年6月には小学校、7月には中学校と民生児童委員協議会との懇談会を開催をして、情報交換の場を設け、特に相談等が必要な児童・生徒に関しては、個別に担当区域の民生委員と情報共有をしており、これ以外にも何かある場合には主任児童委員が窓口となり対応しております。

しかしながら、児童・生徒への相談支援等につきましては、乳幼児のころから保健師がかかわっているケースが多い状況であることをお伝えをして、答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は答弁も含めあと1分30秒です。質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 最後になりますけれども、非常に民生委員の仕事というものはこれから本当に大変になっていくのではないかとこのように思います。

少子高齢化というところで、特に高齢化のところ、どんどん我々、私もそうですが、団塊の世代が年をとっていき、相談業務が本当にふえていくというように思います。それから、特に子どもたち、今5歳児の発達相談というところが始まっているわけですけれども、24年度の成果説明書の中にもありましたけれども、相談者が81名で、5歳児の病院にかかっている方、それは要支援が17名で、あと経過観察が37名というような感じで成果説明書にも書いてあります。そのように、子どもたちの支援というところも、きっとこの民生委員の方々がかかわってくるのではないかとこのように思います。

お年寄り、子どもというところで、非常に大変な特にコーディネーター役だというように思います。重要な任務だというように思いますので、私たちもどういふところでもってこの民生委員の方々を支援をしていくのかということを考えていきたいなというように思うわけであります。

村長に、この民生委員の仕事というところをもう一度お伺いして、私の質問を終わりにしたいと思っております。

議長（横田孝穂君） 太田村長。時間がありません。

村長（太田紘熙君） ご指摘のとおりだと思います。本当に民生委員の方の仕事は大変ご苦勞がありますし、それだけになかなか民生委員の役を引き受けていただけないという現状も大変大きな課題であろうかと思っておりますので、また議員の皆さん方、区長さんを初め関係の役員の皆さん方のご協力をいただいて、民生委員がスムーズに推薦できるような体制づくりをきちんとしていくこともまず大事だと、こんなふうに思っておりますので、その上に立って、本来の民生委員の業務の遂行がきちんとしていくような体制づくりをしていかなければと、議員と思いは一緒でありますので、よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 田中議員の質問時間が終了いたしましたので、第9番田中榮一議員の一般質

間を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時09分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第8番太田修議員の一般質問を許します。第8番太田修議員。

第8番（太田 修君） 8番太田修でございます。

今回は大きく3問に分け質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、1点目といたしまして、公共下水道受益者負担金問題について、また2点目といたしまして、観光企画等への取り組み状況について、3問目といたしまして、防災対策等について、以上3点についてお伺いをしたいと思います。

まず、第1点目の公共下水道受益者負担金問題についてでございます。

多額な不納欠損金等が発覚し、住民監査請求や住民訴訟問題の取り組みが進む中で、村は公共下水道受益者負担金賠償判定審査会を立ち上げ、13回の審査会を経て、その答申内容を踏まえながら損害賠償請求権を行使いたしました。その内容等についてお伺いをいたします。

まず、第1点目といたしまして、賠償判定審査会の答申内容と個人別の負担金額の差異がございましたが、その内容についてお伺いをしたいと思います。

また、2点目といたしまして、徴収すべき負担金は平成27年度まで継続し存続するわけですが、職員に多額の賠償金を割り当てることで、今後担当職員の配属、そしてまた徴収業務の遂行に関し、住民は理事者に対してどのように思っているのか、その感情的な反応が予測されます。これらについての対応をどのように考えているか、それについてお伺いをしたいと思います。

以上2点、よろしくお願い致します。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員から、公共下水道受益者負担金問題について、2項目にわたりお尋ねをいただいております。

このたびの公共下水道受益者負担金損害賠償請求権の行使につきましては、昨日の一般質問でも答弁をさせていただきましたけれども、受益者負担金に時効消滅を生じさせたことに対して、地方自治法に基づく住民監査請求があり、これを受けて監査委員から損害賠償請求権を行使せよとの勧告を真摯に受けとめ、賠償判定審査会の答申を尊重しながら、首長としての必要な措置を講じさせていただきました。

答申の個人別賠償額と請求額との差異はとのご質問であります。確かに答申と差異が生じておりますが、私としては、それぞれの在籍年度は違いますけれども、互いに果たす役割、責任の

度合いは同じと判断をし、請求をさせていただきましたことをご理解いただきたいと思います。

次に、職員に多額の賠償金を割り当てたことで、今後担当職員の配属や徴収業務の遂行に関し、理事者に対し村民はどう思うか、その感情的な反応が予想されるが、どう配慮するのかとのご質問ですが、まず、このような事態を招いたことはまことに申しわけなく、おわびをするところがあります。

今後、職員の勤怠状況や勤務態度等から、さまざまな兆候やサインに気づき、状況の改善、解決に向けて、職員に対するきめ細やかな指導等を行い、問題の発生を未然に防止してまいりたいと思います。また、職員もこの問題を契機に、村民益を第一に考え、公共的な観点から思考し、判断し、行動する公務員として本来あるべき姿への意識改革を促すとともに、職員、上司と部下の評価や考え方のギャップを埋めることにより信頼関係を築いてまいりたい、このように思っているところであります。

今回の下水道事業受益者負担金問題で村政運営に混乱をもたらしたことから、村政運営の責任者として、職員の管理監督責任を明確にするため、給料の減額を考えております。給料の減額に当たっては、特別職報酬審議会等に諮問をし、審議会の答申を踏まえ最終的な判断をしていますが、現在総額で私が30万円、副村長が15万円の給料減額を職員の懲戒処分とあわせて行いたいと考えております。

村民の皆様には、いろいろお考えや意見、またご批判があろうと存じますが、村としては、広報はくばや行政公式ホームページなどで丁寧な情報発信や、私が出席する各種団体等の集まりの席上においても説明する機会を設けさせていただくなど、ご理解を深めていただくことを重ねることで信頼回復の一助としたいと考えております。

また、議員の皆様にも村の監査役による勧告、損害賠償判定審査会の答申書をよくご理解をいただき、村民の皆様ばかりではなく、ぜひ議員の皆様方にもご理解をいただき、そして機会のあるごとに議員のお立場で、またこの経過、措置等についてお伝えをいただければ幸いと思うところであります。

公共下水道受益者負担金問題についての答弁は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 今答弁をいただいたわけですが、これで全てではないというようなご返事をいただいたわけですが、地方自治法に基づきましても、法律上の義務に属する損害賠償の額を定めるときは、議会の議決が必要ということになっております。

そういった中で、前回プレス発表が行われたわけですが、その前の2時間半前に全員協議会を行い、そこで説明があったというような中で、十分な論議とか議論等がされていないのが現状かと思えます。

お互いに信頼関係をつくっていく意味でも、いろいろな形で話し合い、提案し合い、進めてい

くのが私はお互いの信頼関係を保てるのではないかと、そんなふうに思いますが、その辺について村長はどのようにお考えでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） この賠償判定にかかわる金額の決定については、客観的に判断をしていただくということから、判定審査会の立ち上げについては議会の議決もいただいた上で審査会を立ち上げたわけであります。

その構成メンバーも、こうした下水道問題に携わった方々を初め専門的な知識をお持ちの方、経済団体の方々等々の委員から構成される組織でございますので、そこから出された結果については、私は客観的な判断だというふうに思っております。

村民感情が違うというようなお話が出ましたけれども、これは正直を申し上げまして、100人の人が全部100人の意見になることはなかなかないと思いますけれども、そうなった理由を丁寧に説明することで、ご理解と、そして今後の運営に努めていくということをご説明する以外にないと思っておりますし、職員との信頼関係の構築については、今後もこれによる溝が広がらないように努力をしてまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（横田孝穂君） 窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 私のほうから、前段の地方自治法に基づいての議決というところでお答えをさせていただきたいと思えます。

具体的には96条の13項に、「法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること」というのが議決案件になっているわけでありまして、今回の事案につきましては、地方自治法の242条の第9項、住民監査請求にかかわる措置であります。その9項で、当該勧告を受けた長は当該勧告に示された期間内に必要な措置を講じなさいという規定があります。ここで長が必要な措置を定めて実施をするという規定がありますので、こちらに基づいて措置をさせていただいたということでありまして。

もとより、今回このような大きな事象に発展し、私ども、そして関係する職員に損害賠償を請求しなくてはならない事案になったということにつきましては、私のほうからも改めておわびを申し上げたいと思えます。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 私も、賠償判定審査会は識見者で構成されているという認識は同じです。

一番先にご質問したとおり、そこから出た意見が、あるいは金額が、なぜ変更されたのか、その辺についても一度お伺いをしたいと思えます。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 最初の答弁で申し上げたとおりでございます。

それぞれ在職年数、在籍年数等は違っても、お互いにそのときの担当者として果たす役割、果たさなければいけなかったこと、責任の度合いは同じという判断をして、同額に変更して請求をさせていただいたということでございます。こうする裏には、いろいろ細かなことはありますけれども、総じて今申し上げたことで判断をさせていただいたということ、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） ありがとうございます。私どもに見えない中でのいろいろな工夫がなされたという理解をさせていただきたいと思えます。

この問題は、そもそも発覚以来、議会が下水道特別委員会を立ち上げまして、下水道にかかわった在職職員5名を説明員として、またその後に退職された職員に対して6名の参考人としてお願いをし、内容等調査の結果につきましては、この3月の定例議会に特別委員長より報告がされたわけでございます。

報告の中の主な内容につきましては、住民監査請求に対し、監査結果の勧告を尊重し、客観性を持たせるために第三者委員会を立ち上げるなど、客観性、公平性、遵法性に配慮していただきたい旨の報告でありました。

行政は、監査結果の勧告を受けまして賠償判定審査会を立ち上げて行ったわけですが、これが本当に全て秘密会であったことによります村民の理解が得られたのか、そしてまた法律に基づく処理方法だけでなく、もっと感情的な複雑な面があるのではないかと思います。例えば、借り入れによって支払った人、あるいはまた一部財産を処分しながら支払った人、あるいは猶予手続をした人、あるいは納入後に消滅時効になりましたよと言われて還付を受けた人、それからまた全く未納という言い方もおかしいんですけれども、滞納の状況が続けている方、それぞれ状況は違っているのではないかなと思います。

今後、時効を迎えた受益地が売買等により第三者に渡り、下水道につなぎ込む場合の加入分担金等は一応どのようにして今後扱われるのか。そしてまた、昨日同僚議員への答弁の中で、排水区域の見直しを考える中で猶予地を除外したい旨の説明がありましたけれども、受益地、そしてまた除外地がかえって入り込みまして、むしろ複雑化するのではないか、そんな気さえます。

またそれから、隣接地等で全て完納されている方もいるわけですが、その人たちからもし例えば除外希望が出た場合、村としてどのような対応を考えていくのか、その辺について伺いをしたいと思えます。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） いろいろご指摘がありましたけれども、私どもも不公平感をなくすための最善の努力をしていかなければいけないということは常々申し上げてまいりました。

それに対する村民感情に対して、我々が今を預かる長として、また現職として残っている担当者に全ての責任を押しつけるということは、私としても大変残念に、また本人には申しわけない気持ちでありますけれども、この問題が発生して以来十数年経過をして、その積み上げが現在に至っているということも、ぜひご理解をいただきたいと思います。

そういった中でも、少なくとも公平性を担保できるようにということで、この徴収は27年まで続くわけでありますので、その間に今までと同じような問題が生じないような、今議員から、より複雑になるというご指摘がありましたけれども、私どものほうは複雑にしないための方法をいろいろな角度から考えると同時に、その排水区域の除外等も専門家の話をお聞きをしながら、今まで以上にわかりやすい方法で対応できるための今努力をしておりますので、ぜひその辺のところはご理解をいただければと、このように思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 一番大事なことは村民の公平性、そしてまた役場職員間の公平性、こういったものが非常に大事ではないかと、こんなふうに思います。

この問題につきましては、本当にさっき村長が言われたとおり、下水道問題は非常に長きにわたる問題でもあります。また課題も残っております。既に退職された関係者も多いことから、やはりスピード感を持ち、問題の解決、そしてまた村民に対する丁寧な説明、そしてまた再発防止に向けて、ぜひこの問題の早い解決をしていただけたらと、そんなことを要望しまして、次の問題に移らせていただきます。

2番目といたしまして、観光企画等への取り組み状況について。

2020年のオリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定をいたしました。また、長野新幹線も平成26年には金沢延伸となります。私たちの悲願である松本糸魚川高規格道路の早期実現をより一層強く感じているところであります。

今後、オリンピック・パラリンピックに向け、都心のほうでは空そしてまた陸、鉄路等のインフラ整備が加速するものと思っております。

また、インバウンド事業では富山空港からの利用者が多いと聞きます。空港から近い新幹線の利用を考えますと、飯山を中心とした北信エリアに優位性が強くあるのではないかと、そんな気がします。今こそ行政、そして観光局、そして観光関係者、そして村民が一丸となって英知を出し合い、活気ある観光地づくりの見直し、掘り起こしなどを考えていく必要があるのではないかと、思います。そんな観点から質問をさせていただきます。

まず、1点目といたしまして、円安が追い風となり日本への外国人観光客がふえておりますが、通年型の誘致への取り組み、そしてまた外国人旅行者を受け入れするための受け入れ側としての適切なルールづくり、整備等が必要になってくるのではないかと、思います。国際観光都市を目指します村としての考えについてお伺いをしたいと思います。

また、2点目といたしましては、国・県では「山の日」の制定に向けた取り組みが進んでおります。制定にあわせ、村独自の企画をどのように考えているのか。また、村としての「山の日」の制定についてどんなお考えか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

また、3点目といたしまして、観光の拠点施設であります観光局が10月1日より役場多目的の2階に移転をするわけですが、観光客への対応、またピーク時の土日、あるいはまた祝日等に対する対応をどのように考えているのか、以上3点についてお伺いをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員2つ目のご質問であります観光企画等への取り組み状況、3点についてお尋ねであります。順次お答えをさせていただきます。

最初の、昨シーズンに多発をいたしました外国人のトラブル防止対策等につきましては、昨日の太谷議員のご質問にお答えをしたとおりでありますので、ここでは外国人観光客の増加に伴う受け入れ態勢の整備といった点で、ナイトシャトルバス「元気号」の充実についてご説明をさせていただきます。

昨シーズンの反省点として、毎日のように乗り残しが発生していたという点が指摘をされました。この点を解消するため、この冬のシーズンは需要が高いエリアを中心にラインの拡充を計画をいたしております。利用者の快適性と利便性を向上するとともに、これにより観光客の消費行動の促進を図り、広い範囲で経済効果を享受できるようにと考えております。

住民と地域にとっての安心と安全を確保すること、外国人観光客に快適な環境を提供すること、この2つを両立させることは、今後もインバウンド事業を推進するためには必要であると考えているところであります。

次に、国・県の「山の日」の制定に合わせて村独自の企画についてであります。長野県が計画をしている「山の日」に歩調を合わせて山岳観光を盛り上げていく必要があると考えており、村独自で「山の日」を制定する考えは今のところ持っておりません。県では懇話会を設け、「山の日」の制定に向けて検討が進められ、7月下旬から8月上旬の間での制定が望ましいとの意見を踏まえて、期日を定める意向とお聞きをいたしております。

また「山の日」の制定は、山の恵みに親しむ機会、山の恵みを学ぶ機会、山の恵みを守るための取り組みなど、山に感謝をし、山の恵みを将来にわたり持続的に享受していくための機運を醸成していくことを趣旨としております。

そうした観点からすると、「山の日」制定を契機として、観光面での企画も大切と考えており、この企画については観光局山岳専門委員会でも検討をいただきたいと考えております。また、観光面のみならず、村民や子どもたちが登山やトレッキングに親しむ機会もふやしていく施策、森林の育成や果たす役割等の研修の場など、県と歩調を合わせて進めてまいりたいと考えております。

次に、観光局のお客様への対応や、ピーク時及び週末・祝祭日への対応方法についてですが、10月1日に観光局が多目的研修会施設に移転をいたしますが、その機能や営業形態には変更はございません。したがって、現行どおり365日、午前8時半から午後5時半までの体制のもとで営業し、お客様からの電話対応や窓口でのご案内をしてまいりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

以上、2番目の質問についての答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第8番（太田 修君） ナイトシャトルのご説明をいただきました。確かにナイトシャトルバス、海外から来て足の確保には非常に重要な事業であるということは確かだと思います。正直言います、昨年度長野県内に宿泊した外国人数が25万人と聞いております。中でも台湾、香港、中国からが非常に多かったというように聞いておりますし、またことし7月だけでも日本に来た外国人旅行者は100万人を突破したというような話でございます。

円安での割安感が一応人気を浴びたのではないかというような話を聞いているところでございますが、夏のニセコは冬ほどの知名度がないというようなことから、サイクリングあるいはラフティング、山歩きなど周辺で体験できる情報を海外に発信をしまして、ことしの夏は1割強増となったというような話を聞いております。この辺について、私ども白馬村のほうはどのように取り組んでいくのか、お伺いをしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 太田議員から、インバウンド、特にグリーンシーズン期の取り組みについてというお尋ねでございます。

確かに、今の白馬のインバウンドの状況からしますと、非常にグリーン期の集客力は弱いという状況は、月別の統計からも明らかであるということでございます。グリーン期を生かすためには、白馬だけではなかなか難しい状況があるというふうに考えております。したがって、もう少し周辺を活用した中での広域的な流動の中での白馬の生かし方、これを考えることが一番重要かというふうに思っております。

そういった意味におきましては、まさにこの北アルプスのエリアを中心とした山岳観光地をどう生かしていくかというところをキーにしながら、特に大町、小谷と、この山を生かすような取り組みが重要かと思っております。

折しも、「世界水準を目指した山岳観光地づくり」の取り組みの認定をいただきました。今後、グリーン期を含めた海外からの集客につきましては、こういったところでの議論を重ねながら、具体的な施策をこれから構築をしてまいりたいというふうに考えます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第8番（太田 修君） 確かにグリーン期のインバウンドについて、本当にこれだけ、先ほど報告させていただきましたが、これだけ長野県に、あるいは日本に来ている中で、本当に冬の比率からしたらグリーン期が非常に少ないのではないかな、こんな実感をしております。

確かに、これからグリーン期を生かしていくには、小さなエリアだけで応えるものではなく、幅広い範囲でやはり広域的に取り組んでいくべきではないかな、そんな思いを私もしております。

正直、これからグリーン期にお客様を迎え入れていく手法の中で、先ほどニセコの例をちょっと言わせていただいたんですけれども、これという目新しいものとか、白馬でこれはできないぞというものは1つもないと思うんですよね。ぜひ、こういった資源を有効に活用させていただいて、なるべくといいますか、整備をしながら迎え入れる形に力を注いでいくべきではないかな、そんな思いをしております。

ちょっと観点は変わりますけれども、人口60人に1人、1.7%が日本で暮らす外国人だそうです。欧州では外国人との共生を進めるために法律制度があり、日本はそういった面ではおこなわれているのではないかというような話も聞かれます。

6月の定例議会の私の一般質問の答弁の中で、生活マナーの迷惑行為を注意喚起する注意喚起的な対策や、また外国人定住者に許認可制度の確認、あるいはまた実態調査につきまして、英語版の生活ガイドマップを作成し配付するというような答弁をいただきました。

昨日の同僚議員への答弁の中にもございましたけれども、12月のスキーシーズン前までには、ごみの出し方や生活上のルールを記載した英語版等のマップ作成をし、関係者に配付すると答えられておりますけれども、なかなか実態把握ができない状況の中で、本当に徹底したものが、そういったことが周知できるのか、また定期的な夜間パトロールの必要性はあるというように答えられておりますけれども、やはり私は受け入れ側としてのガイドライン的な最低限のルールというものをつくっていかないと、幾らパトロールをしても注意する根拠というものが発生しないのではないかな、そんな思いをしていますが、それについて村長はどのようなお考えかお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） また細かい点については課長から補足をさせますけれども、決して観光局のほうもパトロールで全てが解決できるとは決して思っておりません。ただ、パトロールをすることで是正されることも多々あるかと思えます。それは、配布物についてはこのシーズンに向けても全てやりますけれども、例えば花火なんかを例にとりますと、夜間花火を上げているところへたまたまパトロールが回っていけば、その花火をやる状況、そういうものについて、やはり適切な指導ができるのではないかということで、現場での指導ができるという面も多々あるかと思えます。

それだけで終わらせるのではなくて、今議員ご指摘のように書いたものでお知らせをする、そ

れも1カ国語ばかりではなくて、おいでになるお客さんの主なお国の言葉を使ってということになろうかと思えますけれども、配るだけではなくて、お宿の皆さん方からも適切な指導をしていただくということも必要なことであり、トータルとしてお客様に我々の生活習慣、文化がきちんと伝わるような手法は、状況を見ながら対応していく必要があろうかと考えているのが実態でございますので、議員のご指摘も踏まえてこれからの取り組みに生かしていきたいと、このように思っております。

以上です。

議長（横田孝穂君） 続いて答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 私のほうからは、具体的にこの冬に向けて観光面での取り組みについて2点ポイントを説明したいと思います。

1つは、ルールを守っていただく啓発のチラシの作成・配布というところは、今シーズン村主導で行っていくということが1つ。

2点目は、ご指摘のとおり、なかなか実態が把握できていないところをどう解消していくのか、あるいはつくったチラシをどういうふうに周知をしていくのかという方法論まで踏まえていったときに、今白馬の中に在住をいただいております外国人の方にご相談をしております。外国人の宿泊者のオーナーを中心としたグループ化を今お願いをしております。恐らくこの冬に向けて三十数件くらいの方々のグループができるのではないかと今推定をしております。そういった方々のお力を借りながら、また外国人のこういったコミュニケーションを含めながら、周知に努めるような仕組みを整えていきたいと思っております。

また、そういった方々からもいろいろなアドバイスをいただき、村の中での仕組み、あるいは昨日もオーストラリアの大使館の領事館とのお話も若干させていただきましたけれども、出る前での周知の仕組みと、こういったところも非常にポイントになるであろうと。領事館には現地の旅行者に対して、日本でのマナーについての周知というようなところについても、ぜひ仕組みを、国レベルでのご検討をいただきたいというのが、観光局のほうから申し上げた内容でございました。そういったことをあわせ持って、入り口と出口というようなところでの仕組みを整えながら、この冬に向けて取り組んでまいりたいという考え方でございます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は答弁も含め、あと21分です。

質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 今、外国人の協力を得ながら、より私たちよりも思いが通ずる人たちの手で、そういったものを考えていきたいということでございます。

また、確かに今答弁の中にもございましたが、事前に、そしてまたこちらへ着いたときに、そしてどのようにそういう人たちに、そういう人たちと言うと語弊がありますが、楽しんで

いただくための規則的なものをしっかり伝え、しっかりお互いにルールに基づいて守り合っていくことが、いい観光地を目指すのではないかなと私も思っております。

ぜひそんな方向で、外国人も大勢いますので、そういった人たちの力を借りながら、来やすい、そしてまた思い出に残る村の観光地づくりをぜひお願いしたいなど、そんな思いをしております。

10月1日から、役場の多目的に観光局がこちらへ移動するというところでございまして、今まで局と役場の関係でちょっと距離があっただけに、ちょっと忘れかけていたといえばおかしいんですけども、利益相反についてより意識を強く感じるんですが、それについて村長さんはどのようなお考えでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 観光局との距離があったのではないかという点は私どもも考えております。

そうしたことから観光課を独立をして、今まで以上にその役割を明確にしながら、観光局は観光局として、観光課は観光課として独自の道を歩くのではなくて、相互に連携をしつつ、その立ち位置を明確にしながら、本来求めている観光地づくりに邁進をするというところが大きな課題であります。ちょっと議員ご指摘の利益相反ということは、何をもって利益相反と言われているのか、ちょっと私にはわかりませんので、詳しく説明をいただきたいと思っておりますけれども、問題点はやはり観光局に我々行政のほうが主体的に入っていくことにより、それぞれ会員の皆様方から、観光局は行政が運営しているものだというような認識を持たれているやにお聞きをいたしております。

そうしたことを考えると、やはりこれから今申し上げましたように、自分たちの観光局であるということも十分理解をしていただくことも大事なことでありますけれども、この観光局自体は、全ての村民にご理解をいただき、村民を挙げてやはり観光を盛り立てていくための拠点として私は構築をしていかなければいけないというふうに思っております。

そうしたことから、その立ち位置を明確にしながら、私はこの観光局を将来にわたってこの庁舎内に置くというふうには考えていないということを申し上げたと記憶しておりますけれども、そんなことで、とにかく村民理解の得られる観光局、そして観光課であるように、これから組み立てをきちんとしていきたいと、このように思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第8番（太田 修君） 同じ問題で済みませんが、観光課長であります観光局長のほうにお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 目指すところの立ち位置をはっきりするところが、まず大事だと私は考えております。局と役場の行政側の役割というのは、久しく言われているところではあり、なかなかそこが見えていないところだろうというふうに思っています。

連携という言葉を村長は常々申しておりますけれども、その連携というのは何を連携するかというのを具体的にやはり示していかないと、なかなか村民の皆様にも見えていかないのではないか。そういった意味において、行政の中ではやはり目指すべき立ち位置をしっかりと位置づけるようなプランニングをするということ、それを実行するための組織としてどうあるべきかというようなところを、また改めてこういった一体となった取り組みの中で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第8番（太田 修君） 私の一番聞きたかったことは、一応村から多額な金額を観光局のほうに出しております。それを受け入れるのも村長である代表理事だと思います。その辺について問題が生じないかということがちょっと心配になりましたので、お伺いをしたかったんですけども、ちょっとまたぜひその辺についても研究をしていただき、いい方法があれば模索をしていただけたらと、そんな思いをしております。

次に、ことし駅前の観光案内所が白馬町の有志の方でやられてこられたというようなことで、利用者からも非常によかったというような話、あるいはまた駅前の人たちも、シャッター閉めにならないでよかったと、本当に暗いイメージにならなくてよかったというような、そういった声を非常に多く聞いております。

正直言いまして、私もちょっとお伺いをしているいろいろな話を聞かせていただいたんですけども、その中に非常にクレーム、案内所に対するクレームではなくて、いろいろな施設とかそういうクレームが飛び込んだというような話を聞いております。これは、私も正直言ってあそこに長い間お世話になりまして、いろいろなクレーム等がありました。特にあるのはやはり土日とか、そういったときに非常に多いわけなんです。村の対応等ができないというようなことで、私どもが一旦お客様からいろいろなお話をお伺いし、お預かりをして、次の日に逐一役場のほうに報告して、お客様の納得していただくような方法をとってきたつもりでございます。

きのうの答弁で村長さんは、7月は下旬までは1日平均で1名ないし2名、そして7月下旬から8月下旬にかけて2名から3名程度の問い合わせだったというようなことでございますけれども、これはただ数字的にそういう見方だけでいいのかどうなのか、本当にそういった来ていただいたお客様が、本当に飛び込んで聞ける場所の位置が正しかったのかどうなのか、その辺についてどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 電話問い合わせではなくて、私は観光局を訪れた人の数のことを申し上げたつもりであります。

そうしたことから、観光局の職員、局長も当然いるわけですがけれども、この観光局の本来の果

たす役割、位置的な問題等は、きのうきょうの話ではなくて、長い間検討もしてきて、そのデータに基づいて、訪れているお客さんの数を把握したものをお知らせをしたということでもあります。

これは、移転をするに当たっての問題は、その中心にあったわけでありませけれども、そうしたことからお客様へのサービスの低下にはつながらないだろうと、お客さんからの問い合わせについては圧倒的にもう電話での問い合わせ、案内が必要だと、その体制が整っていればいだろうということから、今回の結論に至ったわけでもあります。

先ほどお答えをいたしましたように、365日、従来どおりと同じ形で運営をすることで、お客さんのご期待に沿うような形をしていきたいと、こんなふうに思っておりますし、またひとつ駅前のご事情もお聞きしました。私もお話を伺いました。やはり行政サイドの発想だけではだめだなということをつくづく感じたところでありますし、本当にお年寄りの皆さんがあそこにいることで、白馬の観光に対するいろいろな角度からのご意見、そして不満等も、本当にざっばらんにお話をいただいたということを知り、自分たちもやってよかったというように言っておられました。私がお願いをしたのは、個人的な名称はともかく、村全体に対するお客さんの意向がどなたのところにあるのか、ぜひ積極的に情報を取っていただいて、それをまた行政のほうに伝えていただきたいというお願いもしてきたところであります。

こうしたことを踏まえても、やはり行政だけの旗振りで観光は、またそして観光地づくりは無理だと、どうしても民間の皆さんの力も借りなければというところも改めて感じたところでありますので、また議員にもそうした観点から、ぜひ適宜適切なアドバイス、提言がいただければと、このように思います。

補足は課長のほうからさせますので、よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 対応については、観光局がこちらに来て365日お客様の対応がとれる体制を整えると、これは先ほど申し上げたとおりであります。したがって、いろいろなトラブル等については、そういうところをきちんと窓口として対応がとれる仕組みは従来と変わらなく続けてまいります。

駅前の案内の関係についてのクレームのお話もございました。逆にいい評価もいただいております。どういったところがよかったかというようなところを若干、駅前の民間委託をいたしました北アルプス総合案内所にも聞き取りをしたところを若干申し上げますと、電話の件数は当然、駅前の案内所が閉鎖したことによってお問い合わせもふえてきたし、ご来場のお客さんもふえたという、人の数が多かったということと、ことし特に山岳よりも、逆に里山のお問い合わせがふえてきたという内容についてもお話がありました。

去年までは、駅前の案内所は8時半からのオープンという形でございまして、今回につきましては、北アルプス総合案内所は朝5時半からのお客さんに対応がとれるような仕組みを私どものほ

うも応援をいたしました。そういったことにより早朝からの営業がされており、JR等のチケット交換も早くからできてよかったというようなお声も評価としていただいております。

そういったことから鑑みまして、やはり駅前でのご案内の数というのは圧倒的に多うございますので、今後村の中核となります駅前のインフォメーション機能をどう整えるかということについては、昨日のお答えにも重なりますけれども、ことしのいろいろな反省点を踏まえて来年以降のまた取り組みについても進めてまいりますし、白馬町の皆様方に案内業務として今回ご協力をいただいている部分について、できれば冬以降もやればというようなありがたいお声も聞いておりますし、冬ができるかどうかはまた別としましても、来期に向けてどのような形でそれを構築していくべきかということも、また反省の中でそれぞれかかわっていただいた方々のご意見もしっかり承りながら、村としての方針を出してまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は答弁も含めあと6分です。質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） ありがとうございます。

駅前の案内所が有志によりましていろいろ活動することによって、今まで見えなかった部分等も見えてきたのかな、そんな思いがしております。ぜひこれを、評価を評価だけで終わらせるのではなくて、今後に生かしていただけるような形をぜひお願いしたいと思います。

それでは、時間の関係もあります。3番のほうへ移らせていただきます。

防災対策等についてでございますが、災害時の第1避難所に各地区の公民館が使用されるような予定となっております。中には築五十数年が過ぎている建物もございます。

近隣行政では、地域介護・福祉空間整備事業を活用し、住みなれた地域で元気に暮らせる地域づくりや、また災害時の高齢者の使いやすい施設を目指し、耐震強化や、あるいは老朽化の改善に向けて、要望地区と調整を図りながら施設の更新を進めている。公民館機能と兼ねた高齢者支え合い拠点整備事業に取り組んでいるというようなお話も聞いております。

また気象庁では、甚大な被害が予想されるようなときに、特別警報の運用につきまして、この8月30日から開始をされているところでございます。

そんな中で、まず第1点目として、そういった多目的公民館の取り組みについての考え方は村として持っているかどうか。また、2点目といたしまして、これは16日の台風18号のときにパソコンから見たところでございますが、京都府のほうでは特別警報の発令を受けて避難指示を出しましたが、一気に避難所に入り過ぎてしまって、本当に錯綜したというような内容が載っております。迅速に今後どのように対応していくか、職員の役割等を整備していかなければいけないというようなことが書かれておりました。この2点についてお願いをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員 3つ目のご質問である防災対策等についてお答えをさせていただきます。順次お答えをしてまいります。

施設更新要望地区に対し、補助金を活用した災害時の高齢者や障害者の方も使用しやすい多目的公民館への取り組みについてのご質問であります。まず、公民館等の施設整備に関する補助制度につきましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業を初め、宝くじの収益を活用したコミュニティ助成事業や防災対策事業などがありますが、村や地域の財政的な負担軽減を図りながら施設整備を進めていくには、こういった補助制度の活用は不可欠であります。そして、これらを活用するに当たっては、当然のことながら、それぞれの制度ごとに定められた要件を満たす施設でなければなりませんし、制度によって補助率なども異なってまいります。

こうした中で、村が特に配慮しなければならないことは、いずれの補助制度を活用した場合でも、その内容いかんによって地域負担に不公平が生じてはならないということであり。そういった点を踏まえ、まず村として統一した基準を策定することが第1段階であるという考えから、昨年新たに村独自の助成制度の枠組みを設け、各地区にお示しをいたしました。その結果、5つの地区から建設や改修の要望があり、それぞれの区長さんから話し合いをいただいた上で、建設順位までお決めいただいたところであります。

今後は、この地区間の決定に従って順次施設整備を進めていくこととなりますが、公民館建設には地元負担が伴いますので、まずは行政区の中で建設計画、規模や用途、資金計画等を立てていただき、地域住民の合意を得た上で、次のステップに進んでいくことが重要であると考えております。もちろん村としましても、補助制度に関する情報提供や建設計画に対する相談は、総務課が窓口となって対応をしてまいります。

次に、気象庁による特別警報についてであります。この特別警報は、これまでにない危険が迫っていることをお知らせするために、先月30日から運用が始まりました。本村で発表される可能性があるのは、大雨、暴風、暴風雪、大雪、地震のときで、数十年に一度の現象となる事象や、震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合に発表されます。特別警報が発表されたら、尋常でない大雨、大雪や、重大な災害が起こる可能性が非常に高まっていることを意味します。

特別警報の発表については、テレビ、ラジオ、インターネットなど報道機関を通じて伝えられます。また、村ではこのほかに防災行政無線や消防団などの広報車により巡回し、住民の皆様にお伝えをしていきたいと考えております。全国瞬時警報システム J-ALERT による自動放送は、受信機の改修が必要となってまいりますので、平成26年2月に対応される予定でございます。

特別警報の運用が始まりましたが、特別警報が発表されていないからといって、災害が発生しないわけではありませぬので、これまでどおり注意報、警報、土砂災害警戒情報などの気象情報を活用し、早目早目の行動をとっていただくことが何より重要であろうと考えております。

防災対策等については、2点にわたってのご質問にお答えをさせていただきました。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。あと1分です。太田議員、どうぞ。

第8番（太田 修君） 先ほど空間施設の関係でございますけれども、これは池田町が取り組んでいるということで、いろいろな内容を聞きました。確かに要望するところが全て同じようにやっていくということは不可能な制度かもしれませんけれども、例えばこういったものをエリアエリアでつくっていくような計画等も考えられるのかな、そんな気もしております。

それから、J-ALERTが26年2月に改修をされるというような話を聞いて、安心しているわけでございますけれども、いずれにいたしましても、大都市でなく小きなところでも、やはりいろいろなこと、いろいろなまた今例に挙げました京都府のような事例が発生するのかな、そんなところがあるのかなと思います。そういった意味で、ぜひ、あつてつくるんでなくて、やはりそういったものを日々自分たちの教訓にしていくことが非常に大事ではないかと思っておりますので、ぜひそんなことをお願いし、私の質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（横田孝穂君） 太田議員の質問時間が終了いたしましたので、第8番太田修議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時10分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第2番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第2番津滝俊幸議員。

第2番（津滝俊幸君） 2番津滝俊幸です。

通告に基づきまして、一般質問をしていきたいというふうに思います。

本会議の一番最後の質問者ということで、同僚議員が既に聞いている質問事項、重なっている部分等がたくさんございましたが、その辺のところはご容赦をいただきながら、ひとつまとめた形でご説明を賜ればというふうに存じます。

まず1番目ですが、下水道の受益者負担金未収金問題の処理についてということで、お伺いをさせていただきます。

8月12日に村監査委員の勧告に伴う村公共下水道受益者負担金賠償判定審査会において答申が出され、損害賠償請求権を行使されました。次のことについてお伺いいたします。

答申内容とその措置について、今後、村民へどのようにわかりやすく説明し理解を求めていきますか。また、理事者より職員のほうがより重い賠償額となりました。今後、このような処分内容で職員との信頼関係を築きながら行政組織をまとめていくことができるかお伺いいたします。

2つ目として、8月12日のプレス発表で、関係する歴代の特別職や退職した課長以上の職員へ、自主的に負担を呼びかけると村長は述べておりましたが、具体的な内容についてお伺いしたいというふうに思います。

最後についてですが、3番目、懲戒処分についてはどのような考えかお伺いいたします。

懲戒処分については、本会議の冒頭の村長のご挨拶にもございましたけれども、本会議中に行政処分を行っていききたいという旨が報告というような形で話として出てきておりますけれども、具体的に内容をお示しいただければと思います。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 津滝議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

下水道受益者負担金未収問題の処理について、3点についてご質問をいただいております。

まず最初の、村民へのわかりやすい説明とどういう理解を求めていくかのご質問であります。先に答弁をさせていただきました繰り返しになりますけれども、村民の皆様にはわかりやすく丁寧な説明を繰り返すことで理解を深めていきたいと考えております。

職員との信頼関係を築き、組織をどうまとめるかのごことでありますけれども、今回の事案については課長会議などを通じて、その都度経過を知らせてきたところであります。職員も大きな問題が生じたとの認識と、それに対する一定の危機感を持っていることは確かであり、今後危機意識を持ちながら日々の業務に努めていただくような配慮は必要と考えております。私が今まで行ってきた職員との世代別の懇談や、職制ごとの懇談などを行うことで、組織の取りまとめを図っていききたいと考えております。

次に、歴代の特別職や退職した課長以上の職員への自主的に負担を呼びかける具体的内容についてであります。ご質問のとおり、先月12日に住民監査請求にかかわる監査勧告に基づく措置等について、監査委員に報告の後、議会に報告をし、プレス発表を行いました。その席上で、記者の質問に答える形で私が現職課長に責任を負わせる形となり、じくじたる思いをしていると、歴代の特別職や課長以上の職員にも自主的な負担を呼びかけたい旨の発言をいたしました。

これは、住民請求に基づく監査勧告書にある受益者負担金等の債権の消滅時効が進行しているときに、下水道担当課に在籍していた者に対して、共同して損害賠償するように損害賠償請求権を行使していただきたいとの記述や、判定審査会の平成6年度より平成22年度までの歴代村長、副村長または助役、収入役、下水道担当課長、下水道担当職員に対する賠償責任については監査勧告の対象ではなく、また民法の損害賠償請求権の時効などにより賠償請求を求めものではないが、適切な行政処分、あるいは損害回復のための自主的な対応も考慮に値するものであるとの不言の主旨に沿って発言をさせていただきました。

具体的には、先月29日に対象の方々に説明会を持ち、欠席された方々には当日の説明資料を

送らせていただきました。申すまでもなく、これは答申書にもありますように、強制するものではございません。あくまでも事情を賢察の上、自主的な対応をお願いするものでございます。

次に、懲戒処分についてのご質問ですが、一般的には職員に非違行為があったとき、その職員に対する制裁としてなされる処分を懲戒処分と言い、地方公務員法第29条に規定があります。

処分理由としては、1つに法律、条例、規則、もしくは規定に違反した場合。2つ目ですが、職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合。3つ目に、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合などと規定がされており、任命権者が懲戒理由に該当すると認められる行為の原因、動機、結果、影響などを勘案した上で処分するかどうか、また処分する場合、その内容について決めるべきものとございます。

また、職員の懲戒手続等につきましては、村の条例で定められているところでありますので、これに基づきながら、前述のとおり職員の懲戒事由がある場合に懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分、すなわち戒告、減給、停職、または免職のいずれを選ぶかは任命権者の裁量に委ねられているところでありますけれども、職員の懲戒処分に当たっては、厳格ながらも公正な処理を行わなければならないと考えております。県の示す懲戒処分への指針や過去の例を参考にし、また一連の監査報告や監査勧告を熟読の上、対象者や処分の内容を決めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、当該職員に不適切な事務処理を改めさせ、将来のあり方を諭すものでなくてはならないと考えているところでございます。

下水道受益者負担金未収金問題の処理については、以上で答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） ただいま答弁をいただきました。

私としては、この下水道問題というのが長きにわたって、どの議員さんもおっしゃられていますけれども、非常にいろいろな要因を持ちながら現在まで至っていると。ただ、どこかでここは線を引かないと、新たな村づくりとか、地域づくりとか、そういうところにはいけないというふうに思っています。そして、今議会はそういうある意味でのけじめの議会になるんではないかというふうに自分の中では位置づけております。

前段の議員さんへの答弁の中でも、いろいろ話がありました。村民に対しての理解をということ、多分これから10月にかけて地区懇談会やら、そういったようなものに担当者も伴って村長が地域住民の前でいろいろ説明をしていくということで、しっかりとそこところは理解をさせていただくということでもよろしいかなというふうに思います。

ただ、懲戒処分というところに関しては、また行政処分というところに関しては、やはり先ほど明言していただいたように、今議会中に行うというような話になっておりますので、この議会中にそういうようなものを執行とか、方向性だけでも出していただいたほうがよろしいかな

というふうを考えます。

さらに、先ほどの太田修議員の話の中に、報酬を村長が30万円、副村長が15万円、またまた職員にもいろいろな形で処分をしていきたいというような話もございました。このところについて、いつからなのか、いつまでなのか、またそのやり方ですね、その辺についてちょっとお伺いをいただければというふうに思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 津滝議員ご指摘のいつから実行していくかという話でありますけれども、現在このお示しをした額等については、報酬審議会のほうにも諮りながら結論を出していかなければいけないという決めがありますので、できるだけ早く、そして私の気持ちとしては、それが10月からできるようになればいいと思っておりますが、懲戒処分との兼ね合いもございます。それらが整い次第、先ほどご指摘の今定例会中にその結論が出れば、当然早い時期にできるというふうに、私自身も思いはできるだけ早くということで考えておりますが、その辺の事務手続上で多少おくれることがあるのかわかりませんが、今考えているのは10月中から実施ができればと、このように思っております。

以上であります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありますか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） いつからかという話の中では、この事務手続等審査会を経て10月ぐらいからというようなお話でございますけれども、この30万円減額というのをいつまでという、これ1回で終わりなのか、いつまでという部分に関してはどうなのかと。

それから、もう一つ、次元が違う問題になるのかもしれませんが、いわゆる判定審査会から出た賠償責任の上に、この懲戒処分というのがまた上乘せになるのかどうか、その辺もあわせてちょっとお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私と副村長については総額でということで今お話をさせていただきましたので、結果として2カ月になるのか、あるいは1回になるのかということは、まだ手続的に残されている部分もありますけれども、トータルとしては総額の額でご了承いただければと、このように思います。少し踏み込みますと、1回でなくて分けて2カ月、3カ月というようなことも考えながら決定はしていきたいと、このように思っております。

それから、職員に対する懲戒処分については、二重に金銭が伴う懲罰というようなことは考えておりません。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありますか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 今の答弁で、その懲戒処分というか、理事者に対しての内容は、ある意味理解はできました。

ですが、これが村民に対して果たしてよく理解できる部分なのかどうなのかというのは、これはちょっと何とも言えない部分ではないかなというふうに思います。そのところは、いろいろな形で村民に対して真摯に内容を理解していただくというすべしか私はないのかなというふうに思っていますので、そういうところの努力というか、形を失わないようにしていただきたいなというふうに思います。

特に、村長にとっては執行権、人事権というか、執行権を持っている理事者でありますので、やはり課長をそれぞれの課に配するようなことができるわけで、そういう監督責任と、それから課を掌握していくようなところの監督責任とは、やはり大きな差が私はあるのかなというふうに考えています。そういったこともぜひ考慮をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、もう一つ、話の中にございました過去の歴代の特別職の部分に関してですが、これからいろいろな形で働きかけをしていくということで、あとは自主的にという話なんですけど、何か対話的なことを持たれたのか、持たれなかったのか、また今後そういうことを都度都度何かの機会に話をしていくのかどうなのか、その辺のところをお伺いしたいです。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 前段で申し上げたとおりでございます。

強制的に、この我々の損害金を負担をしてもらおうというようなことはできないわけでありまして。あくまでも、自主的に協力をいただける場合はお願いをしていくということ以外に方法はないわけでありまして。

そういう中でも、関係の皆さんにお集まりをいただいて説明をしながら、ご理解を得るための会議も持ったところがございますが、全員の出席もいただけなかったことから、2回ほど会議を持ちましたけれども、欠席者の方にはこの勧告書をお送りして、今までの経緯について十分ご理解の上で、自主的にご協力がいただけるならばということでも今まで進めてきております。

以上であります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありますか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） いろいろ村長のほうも努力をされているということは十分理解ができますが、やはり相手もあることなので、ここところは相手の判断を待つしかないというところもあるかなというふうに考えます。

いずれにしても、この下水道の問題については、やはり村民の一番の今の関心事でございますし、先ほども申しましたように、どこかでやはり線を引いて次の村づくりにいかなければいけない、それから新しい庁内体制も整えるというようなことも前回のお話の中でも伺っておりますので、そういう未来志向でお考えをいただきたいなというふうに思います。

本当にきょうの青空のように、すかっと気持ちのいいような形に私はしていただければよろしいかなというふうに思いますので、そこは逆にいうと村長のリーダーシップ、そこに一番かかっ

ているかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、次の質問のほうに移りたいというふうに思います。

観光行政についてお伺いをしたいというふうに思います。

こちらのほうも、同僚議員が既に聞いている内容と幾つかかかわっている部分がございますので、ご了承願ひたいなというふうに思うところです。

観光局がこの10月より役場の多目的集会施設の2階へ移動となり、観光課と観光局が同一のフロアに居を構えます。局本来の目的を達成するために事務所の場所はとても重要ですが、そこで次のことについてお伺いをいたします。

1番目として、官民で連携していく意味は理解できますが、そもそも生い立ちや事業目的が違う観光局の局長と、観光行政を指揮監督する観光課長が同一ということに違和感を持っています。事務所の位置も含め暫定措置とは思いますが、局長の変更や、観光局本来の目的である情報発信という案内業務の適地、具体的には人通りが多く観光客が多く集まるような場所だと思われませんが、移動する考えはございませんか。

2つ目として、観光局の移転に伴い、しっかりと方向性も定まっていないオリンピック記念館の処遇についてお伺ひいたします。こちらのほうは、再検討するというような話をお伺ひしていますが、そこからさらに突っ込んでというところでお伺ひしていきたいといます。

毎年、観光の入り込み状況は課も局も把握しているようですが、村の経済指標となる観光消費額はどのような状況か、お伺ひをしていきたいといます。

村は、本年10月から平成27年9月をめどに、約2年かけて中長期的な観光振興計画を策定するようですが、2年とは言わず早い時期に、スピード感を持って実効性のある計画を策定してもらいたいものです。日々刻々と社会情勢が変化していく中で、観光における情報発信は重要な課題です。観光局そのものも含め、情勢に対応できる組織体制を整えるべきと思いますが、その考えはありますか。また、観光振興計画ですが、村づくりとの関連性についてどのようにとるのかお伺ひをしたいと思います。

ご答弁よろしくお願ひいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 観光行政について、4点にわたってご質問をいただいております。順次お答えをまいります。

まず最初に、観光局長の変更と、観光局の案内業務の適地へ移動する考えはとのご質問ですが、津滝議員ご指摘のとおり、お客様へのインフォメーション機能を備えた情報の収集と発信拠点を整備することは、観光地として極めて重要なことであると私も認識しております。

そうした観点から、観光局の事務所はビジターセンター機能を兼ね備えた施設としていくことが望ましいと考え、これまで白馬駅周辺や八方地区等の設置も検討をまいりました。それぞ

れの立地条件等を踏まえての判断と行政との連携の必要性も考慮した結果、当面は多目的研修集会施設に観光局を設置することといたしました。

これについては、昨日の一般質問にもお答えをしたとおりであります。将来的には地域高規格道路、松本糸魚川連絡道路白馬ルートとの計画にあわせて、ビジターセンター的な機能を備えた事務所を観光局の事務所も一緒に設置をしていくということは、大変望ましいことではないかなと、このように考えております。

そうは申しましても、まだルート決定には相当時間がかかりますので、そういうことに至るまで、やはり不便を来さないようなことも十分考えながら、最終的にはそうしたところに持っていくということが、今後に向けては一番望ましいあり方ではないかなと、こんなふうに考えているところであります。

次に、観光局長と観光課長の兼務についてであります。観光振興という目的においては、いずれの立場にあっても共通はしておりますけれども、事業レベルで見ますと、それぞれに求められるものは当然違いがあるというふうに私も考えております。

それぞれに、しかるべき人材を配置することが望ましいことは、津滝議員のおっしゃるとおりでありますし、また私も就任当初、このことにのっとなってやはり改革をしなければいけないということで手をつけた、そして局長も民間登用をしながら取り組みをしたところでもありますけれども、やはり村民の皆さんの理解と、そして観光局長の事業推進にずれがあったことから、なかなか理解が得られず、結果として今の状況におさめることで、理事会また会員の皆様のご理解をいただいできょうを迎えているという状況でございますけれども、繰り返しになりますけれども、やはりその場所場所で人材を置いていくというのが一番望ましい姿だと、このようには考えておりますので、これからも当然検討課題になりますけれども、庁内体制について26年度に向けて今検討をしてみたいと、このように考えております。

観光局においては、来期に向けて、局長の人選については理事会ともまた検討をしていかなければならないことでもありますので、議員ご指摘のような方向に向かうよう、私も考えは一致するところでありますので検討してまいります。

次に、オリンピック記念館に関する質問でありますけれども、昨日の太谷議員と伊藤議員の一般質問にお答えをしたとおり、ジャンプ競技場の敷地内に移転をするという方針には変わりはありませんけれども、設置方法や規模等については再検討をすると判断をしたところでありますので、また議員の皆さん方からもいい案がありましたら、提案もいただければ参考にさせていただきたいと、このように思っております。

私としては、なかなかこの施設でお客を呼べる施設にするということは、大変難しいというふうに考えておりますので、そうしたことも考え合わせて、やはり費用対効果のことも十分考慮しながら結論を出していきたいと、このように思っております。

次に、村の経済の指標となる観光消費額についてであります。観光客の入り込み状況については、毎月索道会社や交通機関、観光施設から利用者数の報告をいただき、状況のヒアリングをしながら平地観光と山岳観光に区分して取りまとめ、公表をさせていただいているところでございます。また、観光消費額については、長野県が実施をしている観光地利用者統計調査の1つの項目として調査をし、把握をしているところでございます。

この観光消費額は、前段でご説明した方法により把握した入り込み者数に市町村が設定する消費単価を乗ずることで算出をしております。参考までに、平成24年観光地利用者統計調査結果が平成25年5月に公表されております。これによると、平成24年度における白馬村での観光消費額は133億1,500万円余りで、前年比105%という結果でありました。この結果は、県下全域で統一された方法で算出されたもので、観光消費額の傾向を把握するための調査として捉えているところでございます。そうしたことでご理解をいただきたいと思っております。

次に、観光局そのものも含め、情勢に対応できる組織体制を整えるべきと思うがその考えはあるか、また、村づくりとの関連についてであります。これから策定に着手する観光振興計画には、地域経営的な視点を取り入れてまいりたいと考えております。

これまで観光に関する諸問題は、観光産業あるいはスキー場とその周辺エリアの固有のものとして捉えられがちでありますけれども、これを白馬村全体で共有することが必要であり、その上で観光という手法、手段を活用して、本村の総合的な活力の向上を図るという考え方に基づいて進めてまいりたいと考えているところでございます。

このような考え方に基づく計画でありますので、地域づくりの基本計画である白馬村総合計画と深いかかわりを持って策定をしていく必要がございます。村では平成28年度を初年度として、10年後の平成37年度を目標年度とする第5次総合計画を策定することになりますが、観光振興計画は、総合計画策定作業に先行する形で当然進めていかなければならないと考えておりますが、計画に盛り込む要素は、地域づくり、すなわち第5次総合計画との関連性を意識した計画には当然なっていくというふうに考えております。

こうしたことを考えて計画を進めるにしても、議員ご指摘のやはりスピード感を持った取り組みというのは当然必要になってまいりますので、最終的な村づくりの計画は大きな目標として捉えながら、そこに至る経過を、やはりこの枝葉をきちんと示しながら具体的に事業推進をしていくということが大事だろうと思っておりますので、スピード感を持ちながら、可能な限りやはり早い時期に結論を求めていくという姿勢は常に持ち続けなければいけないと、このように考えているところでございます。

また、観光振興計画の策定にあわせて観光局を含めた推進体制や推進組織、周辺組織との連携、住民の関与などについても、申し上げたとおり当然必要になってまいりますので、検討を進めて、計画に基づく事業が確実に推進できる体制を整備してまいりたいと、このように考えております。

ので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

観光行政についての答弁は以上とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 答弁ありがとうございました。

まず、4項目にわたっていますので、細かくちょっと分けながら再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、観光局の位置的な話でございますが、今暫定的にということ、将来的には違う場所というふうなお考えを持っていますということなんです。

実は、私もこの春から議員になったものですから、以前の質問内容というのがちょっとわからなかったんですけども、ちょっとひもといってみますと、22年の6月の議会に、観光局の場所の変更計画をという質問に対して、お客様や会員が気軽に立ち寄れる雰囲気とビジターセンター的な機能を備えた建物を見つけたので、すぐにでも移りたいが、現在のところの借地契約が平成25年まであり、施設の後利用を優先的に考えているという答弁でありました。24年9月、昨年ですが、観光局の移転計画はという問いに、観光農政課との、当時は観光農政課でしたが、連携を図るため、本年度中に白馬駅周辺か庁内かの結論を出す予定であると、将来的には高規格道路のルート決定にあわせて道の駅等を含め検討する、これは今村長がおっしゃったことなのかなというふうに思います。

観光局がもうできてから、ある意味10年ですか、たつわけですけども、かなりそのころから、あの場所はいかかなものかという話はずっと出ていたのかなというふうに思います。また、もう3年前には建物を見つけたというところまで話もしているというふうなところがあるんですけども、それで結局いろいろ考えた結果が多目的ホールの2階かというふうな感じもするわけなんです。

確かに25年まで借地契約があったというふうなことなんですけれども、借地契約は借地契約で別物だと私は考えます。やはり観光を優先的に情報を発信するという場所であるんだったら、やはりそういったところを考えて計画していくべきだと私は思いますし、ある意味考えていなかったのかなというふうに思ったりなんかもするわけですが、再度この部分のところについて、こういったことをおっしゃっているけれども、実際にはその場所だったと、今の場所だったというところのことを、再度もう一度お伺いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。

この場所の件についてでありますけれども、議員ご指摘のとおり、もう数年前から移すということをお話を前提に物事を考えてきておりました。それから、その都度経過についても理事会で諮りながら相談もさせていただきました。そのときに、場所が見つかったということは言っておりません。

適当な場所と思われるところは今考えの中にはあるけれども、その権利者が果たして応じてくれるかどうかはこれからの話だというお話をさせていただきながら、その所有者とも話をさせていただいたところであります。

しかし、やはりそれぞれ金銭的な問題もあります。また、そして駐車場のあるなしも、非常に理事会の中でもご指摘いただきました。そういったことから、最終的に駅前でもいいけれども、やはり駐車場は十分確保されていないとまずいということで、最終的に結論が出るに至らなかったということで、これからも将来計画はありますけれども、当面、やはりそうはいいながら、ビジターセンター的な機能も備えた案内所というのは、やはり観光で生きる村にとっては私は必要なことだと、このように考えております。

その思いに沿って今後も進めてまいります。それにはやはり観光課と観光局、今2つになっていますので、その辺の立ち位置をやはり明確にしながら、観光局が担う仕事、観光課が取り組む仕事、そのそれぞれをやはり明確にしながら、観光局の会員の皆様方の理解も得ながらやはり進めていくには、ある程度の時間も必要だということで、とりあえずその体制が整うまで、庁舎の今のフロアで両方が共存しながら話し合いをし、1つの枠組みをつくっていくことから始めていきたいと、そして場所の決定が、皆さん方からそこでいいたろうという理解が得られれば、積極的にその希望に応えるような取り組みも必要なことと、こんなように思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

ただ、観光局そのものができた経緯もありますけれども、今ある施設は観光局のためにつくった施設ではなくて、オリンピックのときに使用した残った施設がたまたま空いているということから、観光局ができた折に、そこに入ればいいという、そういうことで入った経過でありますので、観光局の位置そのものが、もうあそこでなければというような限定した物の考え方でおられる方はほとんどいないということもつけ加えさせていただきたいと思っております。

以上であります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 私のその見た文章のところで、ちょっと認識のところが違ったというところで、そのところは訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

村長案として、観光案内ができるビジターセンターを考えているということでございますけれども、将来的に高規格道路というような話が出ていますが、村長自身も先ほど答弁でもおっしゃっていましたが、高規格道路があつてビジターセンター、観光局を移動する場所を考えているのであれば、本当にそういうことを考えているのであれば、全く私は遅いのではないかなというふうに思います。

もう高規格道路云々かんぬんよりも、やはり今この白馬村にとって一番何が大切かというところの中で、やはり局の場所をしっかりと選定をして、そこに村長が考えているようなビジターセ

ンターを私はつくるべきだと思っています。そういうところで、高規格道路云々かんぬんではなくて、もう今から、さっき局と課のしっかりと話を持ってというような話もございましたけれども、もう早々に今から調査に入ってビジターセンターを建てていくというような考え方はございませんか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。

今、津滝議員のおっしゃられることは当然で理解もできますけれども、今その観光局の事務所を、ビジターセンターを兼ね備えた事務所を新設、新築するという考えは非常にちょっと難しいかなと、このように考えております。

ただ、私は建てる前に既設の建物を利用させていただくような方法がとれば一番ありがたい話と、このように思っておりますので、決してこれでその方針を諦めるのではなくて、継続をしつつ最終的な結果を出していきたいと、こんなふうに思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は答弁も含めあと16分です。質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） ビジターセンターはすぐにでも無理という話ですが、私は今白馬村にとって一番必要な施設はビジターセンター、観光局だというふうに考えています。いわゆる観光案内の核施設となるビジターセンターをやはり新築して、白馬村の顔となるような施設をやはりもうつくっていくべきではないかなというふうに思います。

観光局も10年もう既にたっていますので、それなりのノウハウもでき上がっているでしょうし、またもう一つ、軽井沢あたりの例をとりますと、図書館が非常ににぎわいを見せていると、また違うところでも図書館でお客様を呼んでいるというような市もあるというふうに伺っています。そういったものと一体化したような複合施設、もし観光文化施設と融合すれば、単に村民や観光に見てもらっただけの利用ではなくて、利用者同士が交流し合えるような、一定時間そこで過ごしてもらえそうな施設になるのではないかなというふうに思います。

あわせて、そういうようなところに、ギフトチョウなんか代表されるような村の文化財ですとかビュースポットの案内、木彫等々、白馬村の倉庫に眠っているいろいろな財産があるかなというふうに思いますが、そういったようなものをオリンピック記念館にあるような展示物とあわせて一緒に設置をしていったらどうかなというふうな考えを私は持っていますが、村長はどうでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。

観光局の図書館等とあわせた複合施設として建築をしたらどうかというご提案でありますけれども、図書館の建設については、もう数年前から議会でも一般質問で建設に向けて取り組みとい

うお話も出ておりますけれども、図書館のあるべき場所というか、ふさわしい場所と、観光局をビジターセンター的なものとするに当たっては、やはり大勢の人が集まる場所、寄ってもらえる場所というのは、図書館の位置と多少その求めるところが違うのかなという感じがいたしております。

ビジターセンターの中にオリンピック関連の展示をすることは可能ではないかと思っておりますが、いずれにしても複合施設の中に取り込むというのがやはり一番効率的なやり方だというふうに考えております。図書館にしても、ただ単に図書館だけではなくて、交流施設を中に取り込むとかいうようなこともやはり考えの中に入れていくべきだろうと、こんなふうには思っていますので、その辺のところは、そういう時期になれば当然考えの中には入れて検討していくべきだと、こんなふうに考えております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 時期が来たら前向きに考えていただけるというような答弁だったかというふうに思います。

ぜひ、どこそこの空いた施設を使うという考え方ではなくて、やはりそのニーズに合ったコンセプトできちんとした建物を建てるというのが私は大事なかなと。やはり玄関、顔になるわけですから、そこのところはどこそこの施設の後利用というような考え方ではなく、きちんとした形でビジターセンター的なものを考慮していただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

観光局の中のちょっと話に入るわけですが、この間たまたま僕らも議員の視察で見に行きました。総社員が13名、局の直接雇用が5人、臨時が2人、民間派遣が4人、役場兼務が2人というような13人の体制で行っているというようなことなのですが、非常に観光局の中の仕事というのは、私が思うには、非常に専門色の強い仕事なのかなというふうに思うんですけども、こういうようなところでしっかりとしたそういう知識を習得できるような人材教育とか、研修とか、そういったようなことはしているのかどうなのか。

もう一つ、派遣の職員なんですけれども、いろいろなところから入ってきているんですけども、例えばJAの地域開発なんかだったら、私の知っている限りでは、ある意味定年退職した人たちがそこにいるというような形のところで腰かけ的な組織でしかない、そういったようなところから派遣というような形になっていて、とても私は専門職的なスタッフがそろっているとは思えないと思うんですけども、こういうところの充実もしっかりこれから考えていくべきだと思うんですが、研修のこととあわせてお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私、議員ご指摘のとおりだと思っております。ただ、長い歴史の中で、大変村が厳しい折に、それぞれの会社から派遣をいただいて、やはり観光振興したいということで、

それなりに実績、貢献をしてきていただいております。

しかし、時代がこうやって変わってきている中で、今議員ご指摘のように、果たして今これだけ社会が動いている中で、旧態依然としたやはり考え方でいいのかということ、私初め担当課長等も考えていることだと思っております。

その辺についても、来期へ向けて1つの結論を出していかなければいけないかなど、こんなふうに思っておりますし、ただ非常にその辺のところは、長年貢献をいただいたということを考えれば、すぐ簡単に結論を出すという難しさもありますので、その辺のところはよく理解をいただくための相談をきちんとして結果を出していきたいと、このように思っております。

それから、出向等の件でありますけれども、現状、実際若いプロパー職員が現在活動している日々は大変忙しい状況であります。なかなか研修に行くというような余裕もありませんけれども、観光課をつくった際に、やはり何としても観光には人材育成が必要だということで、去年1年間、県の観光部のほうへ派遣をさせました。それなりに効果は上がっていると思いますし、できることならことしも1年くらいは置きたかったというのが本音でありますけれども、やはり庁内の職員数の問題、課長職の問題等もいろいろ絡み合って、どうしても1年で引き上げざるを得なかったという状況でありますけれども、今後に向けては出向等も踏まえた人事体制を整えていく必要があるというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 人材教育、人をやはりつくっていかないと、私はいつも、前回のときも申し上げましたけれども、この村の未来はないというふうに思っておりますので、やはりしっかりと専門知識を持った、観光に精通できる人材を観光局を中心にしながらつくっていただければというふうに思います。

それから、観光振興計画についてのお話のところは今度は入ってきたいというふうに思うんですが、3項のところでもって申し上げましたけれども、入り込み状況等はやはり把握しているんですが、観光の消費額についてはなかなか、県の指標等で133億というような話になっているんですが、ぜひ振興計画の中に、入り込み数ではないところの、いわゆる消費額のところをやはり据えて、計画を練っていただきたいなというふうに思うところです。

ある意味、平成9年からもう観光客がずっと減少しているんですね。13年からは転入・転出も含めて白馬村の人口はやはりもう減少傾向にあると。白馬村の基幹産業である観光をこれからどういうふうにやっていくかというのが、この観光振興計画の一番大事なところなのかなというふうに思っておりますので、こここのところでやはり、今言う数字的なものをしっかりと把握していくということは大事なかなというふうに思います。

いわゆる、この対策として局をつくったというようなところもあるかなというふうに思うんですが、観光客はふえているけれども、実際には収入は上がっているんですか、少なくなっている

んですか、その辺のところをちょっとお伺いしたいんですが。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） それでは、実態はどうかというようなお話の中で、津滝議員がおっしゃった消費額につきましては、ほぼ入り込みと同じように並列推移するような形で変動してきていると。ただ、今日の中では、個々の実態を見ると、かなりやはり二極化しているという状況があるのではないかと。

トータルでいえばほぼ横並びであるけれども、個々の事業者単位、施設等を見ると、消費額を伸ばしているところと、逆に落としているところと、二極化をしているというところが実態としてはあるのではないかとというふうに推測をしております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は答弁も含めあと4分です。質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） ベースになる数字ですので、これから観光振興計画をつくっていくときに、ぜひいろいろなところからサンプルをとって、生かしていただけるようにしていただきたいなど、入ってくる人数だけを掌握していれば村がよくなるかという、そうではないと私は思います。やはり客単価という問題もありますし、客層ごとに行うサービスとかそういったものも違ってきますし、民宿とホテルでは全然客単価も変わってきますので、そういうものに対してきめ細かな観光行政を考えていくべきだと私は考えております。

時間もなくなりましたので、最後の質問というような形になるかなというふうに思いますけれども、安倍政権では成長戦略の1つとして、観光立国を目指すというように考えています。また、長野県も「しあわせ信州創造プラン」で、観光消費額を23年度3,063億円を、29年度には3,300億円までしていきたいという計画を立てています。

2020年の東京オリンピックの開催も決定しました。やはり観光に対する期待は大きなものがあるかというふうに思います。インバウンド事業は、多分これから白馬の観光の一番柱になっていくのではないかなと私は考えています。

東京オリンピックのときの招致を決めたプレゼンでも言われていましたが、「おもてなしの心」というフレーズですけれども、こここのところにしっかりと重点を置いて人づくり、世界に通用する人材をぜひ考えていっていただきたいと、こここのところにしっかりとフォーカスをして、ぶれないような観光方針を持っていただいて進めていきたいと思いますが、最後の質問といたしますので、よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 津滝議員がおっしゃられた、ただ人だけが来ればいいというようなことではなくて、私は本来、きちんと来ていただいているお客さんの実態がどうかということ把握できるようにしていかなければいけないと、そうしないと結局そのターゲットを定められないと

いうところもあるかと思えます。ですから、その辺の数の掌握の仕方というのが、非常にこれからの白馬村の観光のあり方をやはり示唆する数字であろうかと、こんなふうに思っております。

いずれにしても、国内のお客さんは依然としてまだ減っている状況でありますので、それはそれとして、今以上に減らさないような取り組みは当然していきながら、減少を支えてくれているインバウンド事業をどうやって進めていくかということに尽きると思っておりますので、実際、国が観光立国としてもう既に目標値を立てております。村もそれに倣ってきちんとした目標値を立てながら、その実現に向けての方策をこれからやはりきちんと組み立てていく必要があると考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

議長（横田孝穂君） 津滝議員、答弁が終わりましたが、あと1分ほどでございますが。

第2番（津滝俊幸君） 最後ですので終わりにします。ありがとうございました。

議長（横田孝穂君） ありませんか。

第2番（津滝俊幸君） ありません。ありがとうございました。

議長（横田孝穂君） それでは、津滝議員の質問がありませんので、第2番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。あす9月19日を休会とし、全員協議会等を行い、9月20日午前10時から本会議を行いたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、あす9月19日を休会とし、全員協議会等を行い、9月20日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時09分

平成25年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成25年9月20日（金）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員会報告並びに議案の採決

日程第 2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

平成25年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成25年9月20日（金）

（第4日目）

追加日程

- 日程第 3 議案第61号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第 4 議案第62号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部
を改正する条例について
- 日程第 5 同意第 5号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 発議第 1号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一
部を改正する条例について
- 日程第 7 発委第 5号 認定第4号平成24年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出
決算認定に対する付帯決議（案）について
- 日程第 8 発議第 2号 道州制導入に反対する意見書
- 日程第 9 発委第 6号 免税軽油制度の継続を求める意見書
- 日程第10 発委第 7号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確
保」のための意見書
- 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第13 議員派遣について

平成25年第3回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 平成25年9月20日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤亮輔	第7番	篠崎久美子
第2番	津滝俊幸	第8番	太田修
第3番	松本喜美人	第9番	田中榮一
第4番	伊藤まゆみ	第10番	太谷正治
第5番	太田正治	第11番	北澤禎二郎
第6番	太田伸子	第12番	横田孝穂

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田紘熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	横川宗幸	総 務 課 長	平林豊
住 民 課 長	倉科宜秀	上下水道課長	太田今朝治
観 光 課 長	篠崎孔一	教育課長兼スポーツ課長	松澤忠明
農 政 課 長	横山秋一	税 務 課 長	太田洋一
健康福祉課長	吉田久夫	建 設 課 長	山岸茂幸
総務課長補佐兼総務係長	横川辰彦		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田文敏

7. 本日の日程

- 1) 常任委員長報告並びに議案の採決
- 2) 決算特別委員長報告並びに議案の採決
- 3) 追加議案審議

議案第61号から議案第62号まで（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

同意第5号（村長提出議案）説明、採決

発議第1号（議員提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第5号（決算特別委員長提出議案）説明、質疑、討論、採決

発議第2号（議員提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第6号から発委第7号（産業経済委員長提出意見書案）説明、質疑、討論、採決

- 4) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 5) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 6) 議員派遣について

1. 開議宣告

議長（横田孝穂君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成25年第3回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（横田孝穂君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（横田孝穂君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次各委員長から審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。

議案第59号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行うことに決定いたしました。

最初に、総務委員長からの報告を求めます。第9番田中榮一総務社会委員長。

総務社会委員長（田中榮一君） 平成25年度第3回白馬村議会定例会の総務社会委員会審査報告をいたします。

本定例会において総務社会委員会に付託された案件は、議案2件、陳情2件であります。

初めに、教育委員会関係ですが、議案第57号 白馬村特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これはスポーツ基本法第9条の規定により、白馬村が定める地方スポーツ計画、白馬村スポーツ推進計画を策定するに当たり、策定委員を委嘱する委員会の開催に当たり報酬の支払いが生じるため、条例を改正し報酬額を定めるものであります。

質疑に入り、委員のメンバーはとの質疑に対し、学識経験者、スポーツ推進委員、公募の方で入っていただくとの答弁がありました。

推進計画の内容はとの質疑に対し、今後白馬村において実施していくスポーツについてと、スポーツを通じての健康づくりまで踏み込んだ内容になるという答弁がありました。

討論はなく、採決をした結果、議案第57号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第59号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第3号）についてであります。

これは、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,328万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ48億225万9,000円とするものであります。

総務課関係ですが、2款1項1目一般管理費119万2,000円の増額。これは委員報酬51万6,000円は、公共下水道受益者負担金賠償判定審査会が予定した回数がふえたため、それに情報公開審査会、事務事業評価委員会、公共交通会議を開くに当たっての費用であります。顧問弁護士等委託料63万円は、訴訟に係る費用で2回分との説明がありました。

2款1項2目財産管理費204万5,000円の増額。そのうち修理費185万5,000円は庁舎ボイラーの修理、多目的集会施設内の避難誘導灯の修理、観光局移転に伴いフローア、棚の設置、電話の増設などに使われると説明がありました。

2款1項6目企画費150万円の増額で、いこいの杜借り上げ料が50万円の減額。それに、地域づくり事業等補助金は各行政区が行っている事業で、花づくりや防犯灯のLED化などの設置要望が多く、補助率を上げたことによるものと説明がありました。

4款3項2目環境政策費215万7,000円の増額は、地球温暖化対策事業のうち光熱水費46万円の減額と、EV充電器設置工事請負費250万円の増額などで、国の補助金が確定したものと説明がありました。

8款1項4目防災費14万6,000円の増額は、電波法の規定によるものと説明がありました。

質疑に入り、顧問弁護士委託料2回分のうち下水賦課替え以外の内容はどの質疑に対し、具体的な内容は言えないけれども、これから訴訟になる可能性のものがあるので柔軟に動きやすくするためとの説明がありました。

EV充電器の収入見込みはどの質疑に対し、12月の議会で設置条例を上程したい、その中で示したいという答弁がありました。

次に、教育委員会関係であります。2款7項2目施設管理費331万円の増額は、スノーハーブ管理棟雨漏り対策に56万円、ジャンプ場スピードガン修理に275万円という説明がありました。

2款7項3目スポーツ事業振興費153万円の増額はクロスカントリーのFIS公認更新に伴うものと、ジャンプミディアムヒル改修に147万円ほどとの説明がありました。

9款1項2目事務局費321万4,000円の増額は、そのうち幼稚園就園奨励費補助271万2,000円は、当初見込んでいた数より申請者がふえたためとの説明がありました。

9款2項1目学校管理費61万3,000円の増額。これは北小学校のプールにある機械の修理と、パソコンの更新などに使われるためというように説明がありました。

9款5項2目体育施設費117万8,000円の増額、北部トレセン排煙の窓の修理の不足金

として46万7,000円、ウイング21トレーニング室バイク修理に71万2,000円との説明がありました。

質疑に入り、幼稚園就園奨励補助金は何名の方が受けているのかという質疑に対し、当初24名予定していたが、18名ふえて42名となったとの答弁がありました。

幼稚園の補助金と保育園の補助金は同等なのかという質疑に対し、減免措置は幼稚園は村民税、保育園は所得税をベースに計算をしている。保育園との兼ね合いを考えて不公平にならないように基準を決めているとの答弁がありました。

次に、健康福祉課関係であります。

3款1項4目社会福祉施設費809万2,000円の増額は、主なものとして、特養ライフ松川建設事業に754万4,000円。

4款1項2目保健予防費145万1,000円の増額は、主なものとして、がん検診推進事業が24年度精算による返還金25万1,000円、母子保健衛生費給付金120万円は、未熟児養育医療負担金として出生体重が2,000グラム以下で、医師に必要と認め医療費を見るものとの説明がありました。

質疑に入り、母子保健衛生事業は新しく目がふえたのかという質疑に対し、今まで県の事業であったものが権限移譲によるものとの答弁がありました。

次に、住民課関係であります。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費339万7,000円の減額。住基電算委託料408万4,000円の減額は、戸籍複合システムの変更によるもの、これは災害時にデータが失われないように北アルプス広域連合において共同で管理するためとの説明がありました。

4款2項1目塵芥処理費894万8,000円の増額。これは白馬山麓清掃センター修繕費868万8,000円、これは定期点検で見つかったもので、大至急措置をしなければならなくなった。新しい施設が平成28年にできる予定であるが、できるまでの3年間どうもたせるのが問題との説明がありました。生ゴミ処理機購入補助金30万円の増額は、1人3万円で10人分との説明がありました。

議案第59号の総務社会委員会所管事項の審査が終了し、全体としての討論はなく、採決をした結果、議案第59号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

教育関係の陳情に関することであります。

陳情第3号 私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情書。

受理年月日が平成25年7月25日、提出者は中信地区私学助成推進協議会、住所が松本市であります。

要旨は、私学助成の主体をなす国からの補助金は一定の前進は見られるものの、生徒減少期の

現在、私学高校の経営は極めて厳しいものになっている。

2010年度より高校授業料無償化政策が実施され、私学に通う生徒にも就学支援金が支給されました。しかし、昨今の低迷する厳しい経済状況の中で、保護者の方々の学費負担は深刻な状況がまだ続いている。

近隣の市町村でも、例年どおり予算をつけていただいております、地域の未来を担う生徒への補助を住む地域によって格差なく行っていただくことを願います。

記として、1、私立高校に通う生徒の保護者負担を軽減するため、保護者への直接補助、通学費補助を行ってください。

2、国、県の関係に対し、就学支援拡充並びに私学助成の大幅増額のための意見書を上げてください。

質疑に入り、議会では23年、24年と同じ陳情を採択をしている。村として補助金を出していないのはなぜかという質疑に対し、白馬村から多くの生徒が長野、松本の高校に通学をしている。私学だけ助成を出すということは難しい。それに、平成23年度から助成金を出していない根拠としては、2010年より高校授業料無償化になり、私学に対しても就学支援金が出たということで取りやめたという答弁がありました。

討論はなく、採決をした結果、陳情第3号は、委員長を除く委員全員の不賛成により不採択すべきものと決定をいたしました。

税務課関係ですが、陳情第4号 国に対し、消費税増税中止の意見書を提出することを求める陳情であります。

受理年月日が平成25年8月19日、提出者は北アルプス民主商工会会長、種山博茂、住所は大町市であります。

要旨は、安倍政権は来年4月から消費税率8%実施を景気動向を見て10月に決めるとしておりますが、現下の経済情勢は消費税増税法附則に照らしても、増税できるものではないと考えている。貴議会が政府に対し地方自治法第99条の規定により、消費税増税の中止を求める意見書を提出されるよう陳情すること。

質疑、意見はなく、討論に入り、当村は担税力が低く滞納率が高い。これ以上消費税が高くなると村の経営にも影響するので採択すべきとの賛成討論がありました。

採決をした結果、陳情第4号は、委員長を除く委員少数の賛成により不採択すべきものと決定をいたしました。

以上です。

議長（横田孝穂君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第57号の討論に入ります。討論はありませんか。

加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 1番、加藤亮輔です。

私は、今上げられた北アルプス民主商工会からの陳情を採択し、国会に消費税増税の意見書を提出すべきと考え、一言意見を述べさせて……

議長（横田孝穂君） 加藤議員、今に対しましては後で、議案に入っていますので。

第1番（加藤亮輔君） 違うんですか。すみません。

議長（横田孝穂君） 議案第57号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第57号 白馬村特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案に対して採決いたします。陳情第3号 私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情書の件は、原案のとおり採決することに賛成の方の起立を求めます。

（少 数 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立少数です。よって、陳情第3号は不採択とすることに決定いたしました。

陳情第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、原案に反対の方の討論をお願いいたします。第8番太田修議員。

第8番（太田 修君） 消費税増税中止の意見書を提出することを求める陳情につきまして、私は反対の立場から討論をさせていただきます。

急速な高齢化で国民医療、そして介護保険費等が、2025年度には現在の48兆円よりも35兆円がふえる見込みと聞いております。少子高齢化社会の中で、現在の福祉や医療制度を堅持するには財源が必要であります。税金の無駄遣いをやめろと言っても、今の日本は30年前のバブル期とは違ってはるかに高度で複雑な社会となっています。単純な財政政策では立ち直れ

ない状況にありますし、そういった現実を無視してあえて政策として実行しようとする、さまざまな面でゆがみが生じます。それは、日本を超えることも予想されます。

増税により歳入が大きくなった後のことは大切でありますし、しかし生産人口が激減する社会では、すぐにそうなってくると思います。ですから、増税、確保が急務であると考えます。

ただし、財政規律は当然守らなければならないことは当然であります。よって、消費税の増による新しい枠組みの中で政策に期待し、この陳情に反対をさせていただきます。

以上です。

議長（横田孝穂君） 次に、原案に賛成の方の討論をお願いいたします。第1番加藤亮輔議員。

第1番（加藤亮輔君） 私は、北アルプス民主商工会からの陳情を採択し、国会に消費税増税中止の意見書を提出すべきと考え、一言述べさせていただきます。

安倍首相は、最近の景気関連の指標が改善し経済状況の好転がほぼ確認されたとして、来年4月からの8%の増税を行う方針を固めたと言われています。白馬村の現状を見て、景気が回復していると思われませんか。消費税を8%に上げると8兆円の増税、10%では13.5兆円の増税になります。まさに史上空前の大増税です。

アベノミクスと言われる経済政策で急激に進んだ円安のため、食料品や石油製品など身の回りのものが値上がり大変です。ガソリンは1リッター160円を超えています。私たち村民は、収入がふえないのに値上げラッシュで、生活はますます苦しくなっています。白馬村の統計を見ても、平成18年から24年までの6年間に村民所得は84億円から77億円に減少し、1世帯当たり24万円もの大幅な減少です。この上、消費税が増税されれば、深刻な消費不況を招きます。

このような状況下で白馬へお客さんが来るでしょうか。レジャーや旅行に使う費用を削るのではないのでしょうか。円安の影響で一部外国人観光客は増加するかもしれませんが、消費税増税はこれからずっと続くのです。

もともと、消費税は少子高齢化社会を支える福祉のための財源にすると導入されました。しかし、健康保険の窓口負担は1割から3割に、国民年金の社会保険料は2倍に上がり厚生年金保険料も大幅上昇、支給開始は60歳から65歳に引き上げられました。今また安倍内閣は、税と社会保障の一体改革と称して70歳から74歳の医療費を2割負担へ引き上げ、年金の支給開始をさらなる引き上げを提案しています。また、財政再建ということで、消費税導入時に250兆円だった国と地方の借金、債務残高はついに1,000兆円を超えるところまでできています。

消費税が導入されて24年たちますが、この間集めた消費税は総額251兆円です。一方、同じ時期に法人税は233兆円も減税されています。この恩恵にあずかったのはほとんど大企業です。消費税増税の前に今やらなければならないのは、税制を本来の姿に戻し、担税力のある大企業、富裕層への行き過ぎた減税を改め、応分の課税をすることだと思います。

以上の観点から、消費税増税は百害あって一利なし、私はこの陳情を採択し、意見書を国へ提

出することを決議するように求めます。

以上です。

議長（横田孝穂君） 他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案に対して採決いたします。陳情第4号 国に対し、消費税増税中止の意見書を提出することを求める陳情の件は、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

議長（横田孝穂君） 起立少数です。よって、陳情第4号は不採択とすることに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長から報告を求めます。第7番篠崎久美子産業経済委員長。

産業経済委員長（篠崎久美子君） それでは、平成25年第3回議会定例会産業経済委員会の委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、産業経済委員会に付託されました案件は、議案が第58号、第59号についての所管事項、第60号の3件、請願につきましては第1号の1件です。そのほかに意見書提出についての依頼についての審議をいたしました。

付託されました案件とそのほかにつきましての委員会における審議経過と結果についてご報告をいたします。

議案第58号は、平成24年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてです。

これは平成24年度の同会計の決算に当たり、前年度繰越利益剰余金773万1,597円と当該年度純利益1,568万7,840円の合計である未処分利益剰余金2,341万9,437円に対する処分です。そのうち800万円を減債積立金へ、1,100万円を建設改良積立金へ積み立て、残額の441万9,437円は翌年度繰越利益剰余金として処分をするものです。

質疑、意見、討論は特になく、採決の結果、議案第58号は委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第59号につきましては、白馬村一般会計補正予算（第3号）の所管事項です。

これは歳入歳出それぞれ5,328万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ48億225万9,000円とするものです。

以下、課ごとについてご報告をいたします。

農政課関係では、主なものとして、5款農林業費1項農業費1目農業委員会費で、村農業委員会会で予定する九州方面への先進地視察研修費として13万9,000円の増額。

5款1項3目農業振興費では、地産地消推進協議会の委員報酬として6万9,000円、6次

産業化ネットワーク事業への取り組みの準備段階として協議会の設立を念頭にした講演会の開催を計画しており、それに関する費用として9万円、JA神城支所内にあった営農支援センターを現在も連絡所として使用しているため、ネットワーク管理などの通信費用として8万円、消防署の指導による農業体験実習館等の消防関係施設補修費として11万6,000円、農産物加工施設の雨漏りの修繕工事に150万円など、それぞれの増額です。

5款2項林業費1目林業振興費では、白馬小谷東山線の昨年度の災害復旧工事関係箇所での土砂運搬費用として58万5,000円の増額です。

10款災害復旧費1項農林業施設災害復旧費1目現年発生林道施設災害復旧費では、6月の豪雨時に発生した林道細野線、通称黒菱線の上部での路肩崩落への災害復旧工事に475万6,000円の増額です。これは国の災害査定を受けたもので、財源の一部に国庫補助を利用するものです。

6次産業化事業計画の申請件数について質疑があり、今のところ認定を受けているのは1件であるが、今回の補正予算は今後村で6次産業化を進めていくために関係者によるネットワーク化を図ることを目的としたものであるという説明がありました。

災害査定と補助金の概要についての質疑があり、国の災害査定の方法について説明がありました。事業主体は村で、国の補助は基本的に50%であるが、災害の種類等によってはかさ上げ補助がある場合もあるという説明がありました。

白馬小谷東山線に係る工事費については、災害査定後の崩落があったということかという質疑があり、そのとおりであり、災害査定は24年度に終了していて工事金額が決定しているため、その後の崩落部分は補助対象ではなく、村単独費で行うことになるという説明がありました。

関連して、毎年続く白馬小谷東山線の工事に対してはどう捉えているのかという質疑があり、行政からは3年に2回は災害が起こるような路線ではあるが、工事終了ごとに県から村へ林道として移管をされており、白馬村の間は全て開通している林道路線であるので、災害があれば復旧しなければいけないというスタンスである。また、県では路線の一部区間の1.9キロメートルを休工にし計画を縮小する予定であるが、白馬村内路線は地元地区の緊急的な道路にもなり得るということもあり、当面は維持管理をしっかりしていきたいと考えているという説明がありました。

農産加工施設の屋根修理は保険適用ができるのかという質疑があり、保険には加入をしているが、今回の雨漏りは明らかな原因がわからないために保険対応にはならないという説明がありました。

次に、観光課関係では、主なものとして、6款観光商工費1項観光費1目観光総務費では、庄屋丸八の土蔵内の古文書の評価を村文化財審議委員に依頼するための報酬として17万1,000円、昨年度まで村振興公社が事業主体であった白馬連峰遭難者慰霊祭が、今年度から

は関係者による実行委員会を組織して実施することになったため、その村負担金として13万円の増額です。

また、6款1項2目観光施設整備費では、飯森神社前の塩の道の案内看板の足部分が腐食して倒壊の危険性があったための緊急対応工事費及び、観光局移転に伴い誘導案内看板等の表示を消すための工事費の合計で30万5,000円、雪害による頂上宿舎天狗山荘、八方池山荘の修繕費用、猿倉の公衆トイレと八方の水のパイプライン修繕費用を合わせて915万4,000円の増額です。財源としては、山小屋修繕費用のうち826万4,000円は損害保険料を見込んでいたとのことでした。

6款1項3目観光宣伝振興費では、白馬村キャラクターのホームページドメイン取得のための開設費用として5,000円、またキャラクターのクリーニング料2回分として運送費も含めたものとして16万8,000円、北アルプス日本海広域観光連携会議負担金として13万円、海外観光客へのトラブル防止のための啓蒙チラシ作成費として7万4,000円、冬期間運航のナイトシャトルバス事業については、昨年乗り残しがほぼ毎日見られたことから、バスを1便、運行ラインを1本ふやすための費用として77万1,000円の増額です。

海外観光客向けのトラブル防止のための啓蒙チラシの制作の予定時期と配布方法について質疑があり、これから観光局や大町警察署ともチラシの内容を詰めてから11月中に作成、配布をしたい。また、配布先には新たに村内在住外国人ネットワークを組織してもらい、そこも含めて配布をしたいと考えているという説明がありました。

ナイトシャトルバス元気号の運行ラインの増は、廃止になったラインが復活するものかという質疑があり、昨年度見られた乗り残し客への対応と待ち時間の短縮を目標とするもので、廃止したラインの復活ではないという説明がありました。

庄屋丸八の文化財調査が終了した後の文化財の処遇について質疑があり、調査を進める中で考えていきたいので、今は特にそこまでの計画はないという説明がありました。

続きまして、建設課関係では、主なものとして7款土木費3項河川費1目河川総務費で、白馬大雪溪上部に位置する通称赤岩の倒壊を防ぐための北俣入沢現地調査に係る山案内人2名、2日分の賃金及び旅費等を合わせて12万7,000円、直轄砂防促進期成同盟会負担金などに11万9,000円の増額。

7款4項都市計画費2目都市公園費で、6月24日の大雨による大出公園東側遊歩道の路肩決壊2カ所の復旧工事請負費に45万8,000円の増額。

7款5項住宅費1目住宅管理費では、昭和53年に設置され平成6年から村の管理になっている村営住宅の白馬団地、森上団地の敷地内にある遊具の点検委託料として8万4,000円の増額です。

北俣入沢現地調査における普通旅費の支払先について質疑があり、役場職員2名へのもので、

宿泊を伴う規定による旅費の支払いであるということでした。

点検を予定する村営住宅の遊具について使用状況の質疑があり、団地敷地内の遊具のため、基本的には団地住民を対象とした遊具である。現在小さなお子さんの入居者はいないが、今後に備えて、また近くの体育施設利用者等の利用に備えて点検をするものであるという説明がありました。

関連して、JRから払い下げになっている旧国鉄官舎の村営住宅の現況について質疑があり、平成7年に1度入居利用があったが、その後はなく、建物が非木造で修繕にコストがかかるため、将来的には取り壊して更地にしたいが、建設リサイクル法が施行されており、解体、分別にコストがかかるので、その財源が見つかるまで現状のままで置きたい。入居使用する予定はないという説明がありました。

以上で各課の審議は終結しました。

議案第59号の委員会所管事項についての討論はなく、採決の結果、議案第59号の所管事項につきましては、委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第60号は、平成25年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）です。二股浄水場の薬剤注入ポンプ施設の補修修繕費として、収益的支出の受託工事費136万5,000円の増額と、地方公営企業法に基づく会計基準の見直しにより消火栓設置工事費140万円を、収益的支出営業費用の受託工事費から資本的支出建設改良費の配水設備工事費に組み替えるものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第60号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、請願についての審議結果です。

請願第1号は、受理年月日、平成25年7月19日。

提出者は、白馬村に住所を有する白馬村策道事業者協議会会長、高梨光。

要旨としては、免税軽油制度の継続を求める請願であります。

これについては、同様の趣旨の請願が平成23年8月にも提出をされており、同9月議会において採決され意見書が提出されています。

質疑、意見、討論は特になく、採決をしたところ、委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり採択すべきものと決定をいたしました。これにより本会議中に意見書を提出することとなりました。

次に、意見書採択の依頼についての審議がありました。これは平成25年8月9日に白馬村議会議長宛に提出されたもので、提出者は全国森林環境税創設促進議員連盟会長板垣一徳、要旨は、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する依頼で

す。意見書を提出するかについての審議があり、森林のある地方としては声を大にしていくべき事項であると思われるという意見がありました。

また、討論では、提出に賛成の立場から、地方の財源確保という視点からも取り組むべきだという討論がありました。

そのほかに討論はなく、採決をしたところ、委員長を除く委員全員の賛成により意見書を委員会発議することに決定いたしました。

意見文の内容については、温暖化により白馬への影響が予想され、将来的に懸念される場所であるという内容を組み込んだほうがいいのではという意見があり、これについての異論はなく、それらの意見を踏まえて本会議中に意見書を提出することになりました。

そのほか、閉会中の委員会継続調査の申し出を議長に提出することを委員全員により決定いたしました。

以上、産業経済委員会の委員長報告といたします。

議長（横田孝穂君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第58号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第58号 平成24年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第60号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第60号 平成25年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

請願第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。請願第1号 免税軽油制度の継続を求める請願の件は、委員長報告のとおり採択と決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

常任委員会において分割審査をしていただきました議案第59号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第59号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は、常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第59号は常任委員長報告のとおり可決されました。

△日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

議長（横田孝穂君） 日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決を行います。

決算特別委員長から報告を求めます。第11番北澤禎二郎決算特別委員長。

決算特別委員長（北澤禎二郎君） 平成25年第3回議会定例会決算特別委員会の委員長報告を申し上げます。

本定例会において、決算特別委員会は去る9月5日から5日間と18日の計6日間にわたり、認定第1号から認定第6号の決算認定案件6件を審査いたしました。

各会計の決算書、主な施策の成果説明書、その他説明資料、監査委員の決算審査意見書等に基づき、予算の適正かつ効率的な執行と事業の成果を主眼に審査をいたしましたので、審査の概要及び成果をご報告いたします。

最初に、認定第1号 平成24年度白馬村一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算の概要は、歳入は47億5,024万4,000円で前年度比1億3,482万1,000円、2.9%の増です。歳出は45億9,184万4,000円で前年度比5.3%、2億3,232万7,000円の増となり、形式収支は1億5,840万円であり、翌年度へ繰り越すべき財源3,892万3,000円を差し引いた実質収支は、1億1,947万7,000円の黒字となったものであります。

また、決算剰余金は25年度に繰り越し、地方財政法の規定により財政調整基金へ2,500万

円を積み立てています。地方債現在高は5億3,837万5,000円で前年度比2億7,497万9,000円、4.9%の減となりました。また、実質公債費比率は14.4であり、前年度より2.3ポイント減となり、単年度数値では12.9で、対前年比1.6ポイントの減となり、それぞれ改善されています。

まず、歳入についてであります。村税は決算額は1億4,830万2,000円で、前年度に比べ6,439万3,000円の減となりましたが、担当課の積極的な徴収や滞納処分により徴収率は64.6となり、前年度から0.2%増となっています。不納欠損額は前年度比2,676万3,000円の増となる3,372万3,000円が計上されており、不納欠損の内容については全て死亡、自己破産により滞納処分をする財産がないというものであり、時効、居所不明によるものはないという説明でありました。また、長野県地方税滞納整理機構への依頼の効果が上がっていないとの指摘があり、より効果の上がる徴収や滞納処分の方法等を含めて、今後検討したいとの答弁がありました。その他、担税力と地方税法の関係、金融機関と不良債権処理の関係、自主納付と納税相談、滞納整理の関係で質疑、答弁がありました。

繰入金は2,844万9,000円で、前年度と比較し2,116万2,000円の増となっており、義務教育施設整備基金繰入金から繰り入れが増となっています。

村債は、決算額は3億9,944万4,000円で、前年度比1億2,208万8,000円の増となっており、土木債、教育債、農林業債が増となっています。

臨時財政対策債は、限度額までは借り入れず、前年度より2,000万円の減となっています。臨時財政対策債に対する今後の借り入れ等の方針についての質疑があり、健全財政をより強固なものとするため、交付税算入されるとはいえ借入金であることには変わらないため、極力借り入れをしない状況にしていきたいとの答弁がありました。

次に、歳出についてであります。民生費が全体の20.7%を占め、9億5,053万円の決算額となっており、次いで土木費の7億9,701万9,000円で17.4%、続いて総務費の6億9,839万7,000円が15.2%となっています。

前年度比で増額になっているのは、土木費が1億1,073万5,000円の増、教育費が9,056万6,000円の増となっており、減額となったものは、公債費が4,181万円の減、観光商工費が9,545,000円の減となっています。

委員会において指摘事項は次のとおりとなります。

総務課関係では、電算委託料は膨大な金額になると思うが、白馬村全体での金額はどのくらいになるのかとの質問があり、全体で約3,800万円であるとの答弁がありました。

また、データのバックアップ方法について質疑があり、現在は株式会社電算で行っており、広域圏で行うことも検討しているとのことであり、住民記録、戸籍のデータについては既に広域化により管理されているとの答弁がありました。

健康福祉課では、福祉医療費給付事業で重度心身障害者の受給者が増加しているが、重度心身障害者については申請主義であるため、把握をどのようにしているのかとの質疑があり、障害者手帳交付事務は健康福祉課所管となるため、手帳交付の際、福祉医療受給者証の申請書を同封し、健康福祉課と連携をとって進めているとの答弁でした。

乗り合いタクシー運行事業では、現状は平日のみの運行であり事前予約制であるため利便性はよくないが、その利便性の向上について質疑があり、車両の確保や医療センターの体制、また陸運局への報告等の問題があるため、要望を把握してから検討していきたいとの答弁がありました。

がん検診医療推進事業は、無料クーポン券の受診率が低いことから、対象者を拡大する検討の余地はないかとの質問に対し、国庫補助の対象者が決まっており、また受診率も低い、今後検討が必要であるとの答弁でした。

住民課関係では、家庭用ごみ処理機による処理量がふえているとあるが、どういう形で統計を出しているのかという質疑に対し、購入者から年度の終わりに実績の数値を出していただいているという答弁がありました。

農政課関係では、有害鳥獣駆除事業での猟友会での報酬単価が低いのではないかとの意見に対して、近隣町村との均衡も考慮して捕獲実績により支払いもされているので、一概に低いとは言えないとの答弁がありました。

国土調査事業をよりスピード感を持って進められないかという意見があり、予算的な問題だけでなく現状と公図が合わないなど重大な問題があって難しいとの答弁がありました。

観光課関係では、観光と農業推進事業で平成24年度事業実施の2年目となった白馬産ソバを主とした特産品の販売促進PR事業について、事業効果について質疑があり、2年間の事業実績により一つ一つ事業を取り上げたところ効果が上がったとは言いがたい部分があるが、経済効果というよりは事業参加する事業者が増加したことに意義があるのでは。また、クレーピエについても再認定制度を取り入れ、資質の向上に努めているとの答弁がありました。

駐車場管理組合に対する50万円の支出内容と、平成24年度以前はどうであったのかという質疑があり、一般登山者用の駐車場の借り上げ料であり、平成24年度は一般会計で支出したが、それまでは観光局が支出していたとの答弁がありました。

建設関係では、橋梁の修繕状況についての質疑があり、平成24年度策定の橋梁の長寿命化計画により白馬大橋、楠川橋の修繕を実施していますとの答弁がありました。

道路凍結防止施設維持費について、指示をされていない箇所についての今後の維持管理方法について質疑があり、施設の必要性を再考し、電気契約の解約等を検討中であるとの答弁でございました。

教育委員会関係では、中学校でこころの相談員に対する謝礼を支出しているが、小学校にはないのかとの質疑があり、電話相談事業の相談員が小学校2校を巡回しているとの答弁がありまし

た。さらに、対応はそれで十分なのかという質問に、平成25年度は増員しているとの答弁がありました。

図書館の利用者が増加している要因について質疑があり、狭いスペースの中ではあるが、図書の選定など図書館関係者の努力によるものだと答弁がありました。

オリンピック施設関連の補助金は減額になっているということがこのまま続くのかという質疑に、リフトの収入は白馬村に入っています。長野県の財政も厳しいと言っているが、現状を維持したいとの答弁がありました。

討論におきまして、健全財政に努め、良好な状態が堅持されており、村税等については効果を図りながら業務を遂行しているように思える。見直しを図りながらという姿勢もあり、計数的にも信用できるものであるとの賛成討論がありました。

採決したところ、認定第1号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第2号 平成24年度白馬村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

決算の概要ですが、収入は12億4,863万4,000円で、前年度比611万9,000円で0.5%の増であり、歳出は12億1,429万6,000円で前年度比1.9%、2,264万3,000円の増で、翌年度に繰り越すべき財源はなく、実質収支額は3,433万8,000円でした。

委員会では、国保税率の改定が必要な場合もあるが、早期受診による医療費の抑制や特定健診の受診率向上で交付金が増加する等のことを周知して、それで国保税率を抑止する方法もあるのではとの意見があり、特定保健指導等を初めとして検討していきたいとの答弁がありました。

採決したところ、認定第2号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第3号 平成24年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてです。

決算の概要ですが、歳入は6,775万7,000円で前年度比8%、500万円増であり、歳出は6,756万9,000円で前年度比8%、499万2,000円の増です。翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額は18万8,000円です。

採決したところ、認定第3号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第4号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

決算の概要は、歳入が5億7,908万5,000円で前年度比1,067万6,000円、1.9%の増であり、歳出が5億6,628万1,000円で前年度比1,420万1,000円、

2. 6%の増です。翌年度へ繰り越すべき財源4万5,000円を差し引き、実質収支額は1,275万9,000円です。受益者負担金の不納欠損額は1億514万1,000円であり、下水道受益者負担金問題が明るみになってから調査されて判明した時効により消滅した額が、今回不納欠損処理されたことにより多額の欠損額となったものです。

委員会における主な質疑ですが、不納欠損額のうち当初時効により消滅した額は9,979万円超との報告であったが、今回の不納欠損額との相違の理由について質疑があり、数値を精査する中で55万円の相違があったが、数値報告以降、時効により消滅した平成19年度賦課の第1期分から第3期分までの未納分が加わったものであるとの説明でした。また、下水道使用料における不納欠損額5万8,380円の件数についての質疑があり、5人分、5件であるとの答弁がありました。

受益者負担金の賦課については、賦課替えの条例改正があったことから、現在のシステムでしっかり管理されているのかとの質疑があり、賦課当初からかなり年数が経過していて分合筆や国土調査等により移動となっている場合もあるため、現在賦課地一筆ごとに異動履歴を調査しており、調査終了後は発生する異動データを処理して管理することができるとの答弁でした。

歳出では、受益者負担金還付金の内訳について質疑があり、時効消滅後の徴収6件、前納報奨金の未付与5件、賦課無効の土地2件、過納1件との説明でした。前納報奨金の支出であるが、前納報奨金が交付される受益者負担金があるのかとの質疑があり、区域外流入により賦課された受益者負担金に係る前納報奨金であるとの説明がありました。

採決は、当初の日程では10日に行うことになっていましたが、採決を行わず別の日に行うことと決定し、その日程は議会運営委員会が決定することを委員に伝えました。

18日の委員会で討論、採決を行い、討論においては、まず反対討論からですが、反対討論1、決算はルールに基づいての積み上げの数値であるが、下水道受益者負担金の不納欠損額1億514万826円には、白馬村公共下水道受益者負担に関する条例第11条第1項に基づく延滞金が含まれておらず、正確な計数とは言えないため認定できない。

反対討論2、下水道受益者負担金問題に係る村長請求による監査請求及び住民監査請求の監査結果報告の中に、適正な業務執行がされていないとの記述がたびたびあり、その適正な業務がなされていないことにより積み上げられた数値が24年度決算数値であるため、認定できない。

反対討論3、受益者負担金の不納欠損額は長年累積されてきた数値であり、公共下水道受益者負担金賠償判定審査会の答弁では、平成6年度から平成22年度までの歴代理事者等に対する賠償責任は監査報告の対象ではなく、民法の損害賠償請求権の時効などにより賠償を求めるものではないが、適切な行政処分、損害回復のために自主的な対応も考慮に値するという付言により、対象者へ説明会を行ったとのことだが方針は何ら定まっていない。村民の信頼を回復することは困難であり認定できない。

次に、賛成討論ですが、賛成討論 1、延滞金については請求をしていないため、債権は存在しない。平成 23 年度決算認定に係る付帯決議で求めた点について、24 年度決算において整備されており、長年にわたり発生した時効消滅額を不納欠損処理された決算に対し付帯決議をつけて認定すべきである。

賛成討論 2、平成 23 年度決算認定に係る付帯決議での事業事務の執行に当たっては関係する法令等を熟知し、専門性を高める努力を怠らないという一文に対しての評価はまだ時期尚早だが、数値の精査等についてある程度評価できる。懲戒処分等も検討されているようであり、苦渋の選択であるが付帯決議をつけて認定としたい。

賛成討論 3、まだ解決されていないことや住民の不信感を払拭していくことが先決であるため、付帯決議をつけ認定すべきであるという討論がありました。

採決を行った結果、委員長を除く委員多数の賛成により認定第 4 号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。認定するに当たり、賛成多数により付帯決議をつけることを決定いたしました。

続きまして、認定第 5 号 平成 24 年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

決算の概要は、歳入が 3,692 万 5,000 円で前年度比 70 万 1,000 円、1.9%の増であり、歳出が 3,568 万 9,000 円で前年度比 66 万 7,000 円、1.9%増となり、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額は 123 万 6,000 円であります。

使用料収入未済額の内容についての質疑があり、2 名分の未納であり、現在は全て完納されたとの説明がありました。

採決したところ、認定第 5 号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 6 号 平成 24 年度白馬村水道事業会計決算認定であります。

決算の概要は、収益収支においては収入は 2 億 8,707 万 7,000 円、支出は 2 億 7,004 万円、純利益は 1,568 万 8,000 円、資本的収支において収入は 4,540 万 1,000 円、支出は 1 億 1,671 万 1,000 円、資本的収支不足額は 7,130 万 9,000 円でした。

水道料金の不納欠損額の内容について質疑があり、時効の援用 1 件、無資力 2 件、所在不明及び財産不明 8 件であるとの答弁でした。

また、有収率が前年度より減となっていることに関して、漏水等についての調査の状況について質疑があり、音調による調査となるためなかなか把握が難しいが、施設も老朽化しており、点検整備が必要であるとの答弁でした。

決算関連議案である議案第 58 号 平成 24 年度白馬村水道事業会計未処分利益譲与金の処分についてが付託委員会である産業経済委員会で審査された後、決算特別委員会で採決したところ、

認定第6号は委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（横田孝穂君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時14分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定です。認定第1号 平成24年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定です。認定第2号 平成24年度白馬村国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定です。認定第3号 平成24年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、原案に反対の方の討論をお願いいたします。第1番加藤亮輔議員。

第1番（加藤亮輔君） 私は、平成24年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算は不認定すべきものと考えます。

その理由は、第1に、村長の監査要求や住民監査請求の報告書を見ますと、下水道受益者負担金、加入分担金の徴収実務に不適合、不適正な行為が報告されています。例えば加入分担金は1,350円にもかかわらず900円で計算されたり、前納報奨金が交付されたり、また時効の徴収の還付額には加算金に加算されていますが、未納額にはそのような措置がとられていませんなどなど、一貫性のない条例と違った業務が行われています。

第2に、長年の積み重ねとはいえ、1億500万円以上の不納欠損を出したことに對して、主権者である村民への説明責任が果たされていません。また、下水道問題を複雑にした賦課替えについての公式見解を先送りして業務を続けています。

第3に、現在の職員が問題の解決に向けて努力していることは評価しますが、決算とは、ただ単にお金を幾ら使ったかではなく、住民のためにどのような仕事をしたか、その出来高と出来ぐあいなど1年間の村長の業務執行の成果を評価するものが決算の認定と考えます。

以上の点を考慮しますと、到底認定することはできる状況ではないと考えます。

以上です。

議長（横田孝穂君） 次に、原案に賛成の方の討論をお願いします。第6番太田伸子議員。

第6番（太田伸子君） 私は賛成の立場で討論いたします。

下水道受益者負担金問題については、村民に対して多大な不信感を抱かせ、多額の不納欠損額を出したことは大変遺憾であります。

しかし、この欠損額は十数年の積み重ねをここにきて精算をし、出直しをするものであります。そんな中でも村は、平成23年度決算認定に係る付帯決議で求めた点については、24年度決算において精力的に要望事項に履行し、数値の精査もある程度評価できるまでになっています。また、懲戒処分等も検討されています。

私たち議会も、行政が信頼回復に努力されることを見守っていかなければならないと思っています。しかし、まだ解明されていない点や村民の不信感を払拭しなければなりません。

そこで、私は付帯決議をつけて認定することに賛成いたします。

議長（横田孝穂君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定です。認定第4号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(横田孝穂君) 起立多数です。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定です。認定第5号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定です。認定第6号 平成24年度白馬村水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

村長から、議案及び同意案件の提出の申し出並びに議員発議の申し出、決算特別委員長から発委の申し出及び産業経済委員長から発委の申し出があります。また、各常任委員長から閉会中の所管事務調査の申し出及び議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長において受理いたしました。よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し追加議案を審議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し追加議案等を審議することに決定いたしました。

ただいまから事務局から資料を配付いたします。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 配付漏れなしと認めます。

これより議案の審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第3 議案第61号及び日程第4 議案第62号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決いたしたいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第61号及び議案第62号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第61号及び議案第62号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略する件は可決されました。したがって、議案第61号及び議案第62号は委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることに決定いたしました。

△日程第3 議案第61号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議長（横田孝穂君） 日程第3 議案第61号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 議案第61号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

国では、厳しい財政状況及び震災から復興再生に対処する必要から、歳出削減を図るため国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき、給与の減額支給する措置が講じられております。これを踏まえ、地方自治体に対し、国に準じた地方公務員の給与減額の要請がされるとともに、平成25年度地方財政計画では、公務員給与削減を前提とした地方交付税算定が行われております。

本村としましても、国の給与減額支給措置による総体的な給与水準差をもとに一律2.4%給料の特例減額を行うものであります。

なお、今回の特例措置は10月1日から今年度限りの限定的な措置であります。

以上であります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第61号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(横田孝穂君) 起立多数です。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第62号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長(横田孝穂君) 日程第4 議案第62号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林総務課長。

総務課長(平林 豊君) 議案第62号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

一般職の職員の給料減額に伴い、特別職の職員においても相応の減額措置を講ずるものであります。村長、副村長及び教育長に支給する給料は、附則に定める給料月額から当該給料月額に100分の2.4を乗じて得た額を減じた額とするものであります。ただし、期末手当の算出の基礎となる給料月額はなお従前によるものであります。

今回の特例措置は10月1日から今年度限りの限定的な措置であります。

以上であります。

議長(横田孝穂君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第62号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、同意案件に入ります。

お諮りいたします。

日程第5 同意第5号は人事案件でありますので、委員会付託及び質疑、討論を省略し採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 異議なしと認めます。よって、同意第5号は委員会付託及び質疑、討論を省略し採決することに決定いたしました。

△日程第5 同意第5号 教育委員会委員の任命について

議長(横田孝穂君) 日程第5 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田村長。

村長(太田紘熙君) 任期満了に伴う教育委員の退職により、新たな委員を任命することにご同意を求めるものでございます。

朗読して説明をいたします。

同意第5号 教育委員会委員の任命について。

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住所、北安曇郡白馬村大字神城22944番地ハ。

氏名、伊藤公一。

生年月日、昭和32年1月31日。

白馬村長提出であります。

議長(横田孝穂君) 説明が終わりました。

採決いたします。

同意第5号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、発議の審議に入ります。

△日程第6 発議第1号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長(横田孝穂君) 日程第6 発議第1号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第10番太谷正治議員。

第10番（太谷正治君） 議員報酬の条例改正の理由と内容を説明いたします。

東日本大震災の復興財源の確保のための一環として、国は地方公務員の給与を減ずるよう要請しております。既に国家公務員は減額しておりますが、白馬村は国の要請に応え、給料を比較するラスパイレス指数で2.4ポイント下げれば国と同じ水準になるということから、給与を2.4%下げる議案が先ほど可決いたしました。それと連動して、常勤特別職の報酬を減額する議案も、先ほど可決されました。

そこで、議会議員も同様にするのが道義上は当然であるという考えのもと、報酬を減額するものです。

改正する条例をごらんください。内容は、同じく2.4%減額です。減額された後の金額で示されております。このような表になった理由は、議員報酬は既に8%がカットされております。このカットされた金額が条例の附則で金額で示されています。そのため、今回の2.4%カットされた金額で附則を改正するものです。

それぞれ100円未満、つまり10円単位以下は均整してあります。また、一般職の職員や特別職と同じで、期末手当は減額してありません。

減額する期間は10月1日から26年3月31日までです。

改正の理由と内容は以上です。

発議第1号 白馬村村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成25年9月20日 提出

提出者 白馬村議会議員 太谷正治

賛成者 白馬村議会議員 加藤亮輔、津滝俊幸、松本喜美人、伊藤まゆみ、太田正治、太田伸子、篠崎久美子、太田修、田中榮一、北澤禎二郎

白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年白馬村条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に支給する議員報酬は、第1条及び附則第2項の規定にかかわらず、議長27万2,300円、副議長21万4,700円、常任委員長20万2,000円、議会運営委員長20万2,000円、議員19万3,200円とする。ただし、第4条第3項に規定する期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、附則第2項

の額とする。

附則、この条例は、平成25年10月1日から施行する。

以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第1号 白馬村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、発議1号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 発委第5号 認定第4号平成24年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対する付帯決議（案）について

議長（横田孝穂君） 日程第7 発委第5号 認定第4号平成24年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対する付帯決議（案）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第11番北澤禎二郎決算特別委員長。

決算特別委員長（北澤禎二郎君） 認定第4号平成24年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対する付帯決議（案）

平成24年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定案件は、平成25年9月4日の本会議で決算特別委員会に付託された案件である。この案件を合計6日間にわたって審査を行った。平成24年第3回定例会では同じ会計の決算認定でも付帯決議が可決され、行政の執行部に対して業務を遂行するときに留意すべき事項を要望したところであるが、その要求する内容はかなり厳しいものがあつた。

これに対して執行部は人的体制を充実して精力的に要望事項を履行し、議会に報告した。それは現在も継続している。

しかしながら、住民の信頼を大きく失ったことは否めず、行政としての信頼回復に努力されることが引き続き求められるところである。

昨年度の決算認定に対する付帯決議を受けて、執行部が積極的な対応を行っていることを事実として踏まえ、この付帯決議では、いわゆる行政の職務遂行にあたっての姿勢の問題として捉え、

この案件を認定するにあたり次の事項について強く要望するものである。

記

1. 組織の要である管理監督の立場の職にある者は、常に責任のある存在として業務の把握に努めること。また自らも研修をなどを大いに活用して研鑽に励むこと。

2. 行政の資質向上と、業務遂行の精度を高めるために、職員研修の機会を増やし、これに係る費用を十分確保すること。また職員体制を構築するにあたっては、研修時間を業務量に含めたものとしていただきたい。

3. 研修の成果を、十分に業務に反映させることができるよう、復命管理を適切に行い、研修の結果としての職員からの提言を尊重し、それを共通課題として検討する場を設けること。

4. いわゆる「下水道受益者負担金問題」について職員全員にこれを認識させ、村として、この一連の経過を風化させないようにするために、下水道事業計画からのすべての事実を調査し、明文化して公文書として残し、常に活用できるようにすること。それとともに様々な見地から具体的な再発防止策を速やかに立てること。

5. 事務事業の企画立案や執行に際しては、法令例規を熟知し、その解釈、準用、運用、施行にあたっては一方的な解釈に陥ることのないよう留意すること。また法令例規に定められた事項を遵守し、その整備に努めること。

以上、決算認定にあたり、決議する。

平成25年9月20日

白馬村議会 決算特別委員会。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第5号 認定第4号平成24年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対する付帯決議（案）については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（横田孝穂君） 起立多数です。よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

△日程第8 発議第2号 道州制導入に反対する意見書

議長（横田孝穂君） 日程第8 発議第2号 道州制導入に反対する意見書の件を議題といたしま

す。

提案理由の説明を求めます。第10番太谷正治議員。

第10番（太谷正治君） 道州制導入に反対する意見書の理由と内容を説明します。

道州制導入に反対する意見書についてですが、道州制の導入については全国町村会や全国町村議会議長会では反対であり、その関係の決議を大会などで行っているところです。今回9月定例会が開会されるに当たり、長野県町村議会議長の会長から道州制の導入に関して反対の意見書を国会や関係行政機関に提出するよう依頼がありました。

白馬村議会として協議をしたところ、今のところ拙速な導入には反対であるという認識のもと、多少表現を変えて意見書を提出することとなりました。表現を変えるということは、十分な議論がないまま道州制を導入するといったところと、意見書の表題自体のところとです。

発議第2号 道州制導入に反対する意見書。

地方自治法第99条の規定により、別紙「道州制導入に反対する意見書」を、国会（衆議院議長・参議院議長）及び関係行政庁（内閣総理大臣・内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理）・内閣官房長官・総務大臣・内閣府特命担当大臣（地方分権改革））に提出する。

平成25年9月20日 提出

提出者 白馬村議会議員 太田正治

賛成者 白馬村議会議員 加藤亮輔、津滝俊幸、松本喜美人、伊藤まゆみ、太田正治、太田伸子、篠崎久美子、太田修、田中榮一、北澤禎二郎。

道州制導入に反対する意見書

わたしたち町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行いました。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところです。

しかしながら、与党では、依然として道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きがみられ、また野党の一部では、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出して、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、わたしたちの要請を無視するような動きをしています。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併となるおそれがあり、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が遠くなり、住民自治が衰退する可能性があります。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきました。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先して、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な自治体は、住民を置き去りにするものであります。自治体の多様性を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信しています。

よって、わたしたち白馬村議会は、道州制についての説明や議論がないままそれを導入することには反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日。

長野県北安曇郡白馬村議会議長 横田孝穂。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第2号 道州制導入に反対する意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

△日程第9 発委第6号 免税軽油制度の継続を求める意見書

議長（横田孝穂君） 日程第9 発委第6号 免税軽油制度の継続を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第7番篠崎久美子産業経済委員長。

産業経済委員長（篠崎久美子君） これにつきましては、先ほどの委員長報告でもご報告申し上げましたが、産業経済委員会の審議の結果を受けまして意見書を提出するものでございます。

発委第6号 免税軽油制度の継続を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、別紙「免税軽油制度の継続を求める意見書」を、国会（衆議院議長・参議院議長）及び関係行政庁（内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・農林水産大臣・経済産業大臣・国土交通大臣）に提出する。

平成25年9月20日 提出

白馬村議会産業経済委員長 篠崎久美子です。

それでは意見書を朗読申し上げます。

免税軽油制度の継続を求める意見書。

軽油取引税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化されました。これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に用いられる軽油について設けられている免税制度が平成27年3月末で廃止される状況にあります。

今まで、この制度により、道路を運行しない農林業用機械、船舶、砕石場内の重機等に使用されている軽油は免税が認められてきました。特に、本村の産業を支えてきたスキー場においては、ゲレンデ整備で使用する圧雪車等が必要とする軽油が免税となっていて、利用者の減少等で厳しい環境にあるスキー場の経営維持には不可欠となっています。

しかしながら、免税制度が廃止されれば、スキー場の経営はさらに厳しいものとなり、本村の観光及び経済にとって大きな打撃となることが危惧されます。

よって、観光産業や農林水産業等幅広い産業への影響に鑑み、免税軽油制度を継続するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日。

長野県北安曇郡白馬村議会議長 横田孝穂。

以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第6号 免税軽油制度の継続を求める意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

△日程第10 発委第7号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」
のための意見書

議長（横田孝穂君） 日程第10 発委第7号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第7番篠崎久美子産業経済委員長。

産業経済委員長（篠崎久美子君） この意見書につきましても、先ほどと同じく産業経済委員会の審議の結果を受けまして提出をするものでございます。

発委第7号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書
地方自治法第99条の規定により、別紙「『森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保』のための意見書」を、国会（衆議院議長・参議院議長）及び関係行政庁（内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・農林水産大臣・環境大臣・経済産業大臣）に提出する。

平成25年9月20日 提出。

白馬村議会産業経済委員長 篠崎久美子でございます。

それでは、意見書を朗読申し上げます。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書
地球温暖化のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、平成25年度以降においても京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取り組みを推進することとしている。

このような経緯もふまえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、用途はCO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、大きな森林面積を抱える市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足などによる社会構造の変化から、山そのものが荒廃し、それが自然災害等の脅威の原因となり、国民の生命財産が脅かされるといった事態になっている。

森林を再生させるために、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日

長野県北安曇郡白馬村議会議長 横田孝穂

以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第7号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、発委第7号は原案のとおり可決されました。

△日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（横田孝穂君） 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。各常任委員長からの所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（横田孝穂君） 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました議会の運営

に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第13 議員派遣について

議長(横田孝穂君) 日程第13 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

これで、本定例会第4日目の議事日程は終了いたしました。

以上で、本定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、太田村長から挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。太田村長。

村長(太田紘熙君) 平成25年第3回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月4日に開会をして以来、本日まで17日間にわたり、平成24年度一般会計歳入歳出決算認定を初め、提出をいたしました全ての案件につき承認を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平成24年度下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、行政の職務遂行に当たり5つの要望事項が付帯決議をされました。この付帯決議を尊重し、事業の推進を図るとともに、要望事項を遂行してまいりますし、本会議及び委員会いただきましたご意見、ご提言につきましても、今後の村政運営に反映させてまいりたいと考えております。

本定例会開会の挨拶で、今回の下水道事業受益者負担金消滅時効にかかわる行政処分につきましては、本定例会会期中に処分ができるよう進めてまいりますと申し上げましたが、日数不足等により会期中の議案に提出をするまでには至りませんでしたけれども、行政に対する村民の信頼を失墜するとともに職員の管理監督責任を明確にするために、私が給料月額10分の2を3カ月、副村長が10分の1を3カ月減給する処分を科すことといたしました。具体的な手続につきましては、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ決定をし、あわせて職員の懲戒処分も行っております。給料の減額が決まれば、議会に議案を提出したいと思いますが、次回定例会が12月の

ため、前もって議員の皆様にご説明申し上げ、専決処分をした上で次の議会でご承認を賜りたいと考えております。

10月15日から、平成26年度予算編成に向けての地区役員懇談会を開催をいたしますので、その席上でも一連の経過等をご説明申し上げ、再びこのような信頼を裏切ることのないよう、職員一丸となって村政の信頼回復に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

さて、先日2020年のオリンピック、パラリンピックの開催都市が東京に決まり、56年ぶりで2回目となる大会が東京で開かれることとなります。東京は、今回招致レースで先進都市による安全で確実な大会の開催と、東日本大震災で学んだスポーツの力とすばらしさを世界に広げたいと訴え、招致に成功することができました。東京五輪の開催に当たっては復興が大きなテーマであり、東日本大震災から約2年半が過ぎようとしておりますが、いまだ本当の意味での復興はできていない状況でございます。

開催決定後、安倍首相は、五輪を起爆剤としてデフレ、縮み思考の経済を払拭していきたい、インフラ整備、観光など幅広い分野にもよい環境を与える、震災から復興を成し遂げた姿を世界中の人々に向けて力強く発信していくなど、開催に向けての準備を強調しました。この大会の開催が震災復興、福島再生と経済の持続的な発展につながることを念願いたします。

また、世界中の子供たちに夢を与え、人々に勇気と感動をもたらす記憶に残るすばらしい大会となるよう期待をしております。

議員の皆様におかれましては、朝夕めっきり寒くなりましたので、健康に留意をされ、村政発展のためにご活躍いただきますようご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのお礼の挨拶といたします。まことにありがとうございました。

議長（横田孝穂君） 以上をもちまして、平成25年第3回白馬村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時09分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年9月20日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員